給水装置工事設計施工基準

寒河江市上下水道課

（令和６年４月改訂）

目　次

第１章　総　則 1
　１－１　目　的 1
　１－２　用語の定義 1
　１－３　給水装置の種類 1
　１－４　給水装置工事の種類 1
　１－５　給水装置工事の申込 2
　１－６　工事の施工 2
　１－７　加入金 3
　１－８　手数料 3
第２章　指定給水装置工事事業者 4
　２－１　指定給水装置工事事業者制度 4
　２－２　給水装置工事主任技術者の職務と役割 4
　２－３　給水装置工事配管技能者 6
第３章　手続き 7
　３－１　給水装置工事の順序 7
　３－２　給水装置工事申込 7
　３－３　工事の取り止め及び設計変更等 12
第４章　設　計 13
　４－１　給水装置 13
　４－２　設計条件 13
　４－３　調　査 13
　４－４　個人情報の保護 13
　４－５　給水方法の選択 14
　　４－５－１　給水方法 14
　　４－５－２　直結式給水 14
　　４－５－３　直結増圧給水（不許可） 14
　　４－５－４　直結式給水対象外の施設 14
　　４－５－５　受水槽式給水 15
　　４－５－６　直結・受水槽併用式給水 15
第５章　計画使用水量 16
　５－１　条　件 16
　　５－１－１　計画使用水量 16
　　５－１－２　同時使用水量 16
　　５－１－３　時間平均使用量 16
　５－２　計画使用水量の算定方法 16
　５－３　同時使用水量の算定方法 16
　　５－３－１　一戸建て等の場合 16
　　５－３－２　共同住宅等の場合 16
　５－４　時間平均使用水量の算定方法 17
　５－５　受水槽等の有効容量 17

第６章　給水管の口径決定 18
６－１　管口径決定のフロー 18
６－２　管口径決定の条件 19
６－３　管口径の決定 19
６－３－１　決定条件 19
６－３－２　２階以下の建物への直結直圧式給水 19
６－３－３　３階建てへの直結直圧式給水 20
６－３－４　直結式給水の分岐口径の決定 21
６－３－５　受水槽式給水 21
６－３－６　損失水頭の計算 22
６－３－７　メーター口径の決定 22
６－４　所要水頭の計算 22
６－４－１　直結直圧式の計算 22
６－４－２　水理計算例題 36
○　水理計算例題１（連合給水管） 36
○　水理計算例題２（直結直圧式給水：栓数１５栓を超える場合） 37
○　水利計算例題３（3 階建て建物直結・直圧式給水） 39
○　水理計算例題４（受水槽式給水：使用人数から算出） 42
○　水理計算例題５（受水槽式給水：構築物の単位床面積から算出） 44
第７章　給水管及び給水用具 46
７－１　基準適合品の使用 46
７－２　性能基準に適合する給水装置用材料 46
７－３　基準適合品の確認方法 46
７－４　給水装置用材料の認証 48
第８章　量水器 49
８－１　設置（水道給水条例 21 条） 49
８－２　貸付け（水道給水条例 22 条） 49
８－３　設置基準 49
８－４　設置位置 49
８－５　設置方法 50
第９章　配管・施工 51
９－１　安全・衛生対策 51
９－１－１　給水装置の耐圧 51
９－１－２　水質汚染防止 51
９－１－３　破壊防止 51
９－１－４　施工等による破壊防止 52
９－１－５　浸食防止（防食） 52
９－１－６　逆流防止 53
９－１－７　凍結防止 55
９－１－８　凍結防止の配管 55
９－１－９　クロスコネクション防止 55

９－２　配管の原則 56
９－２－１　分岐から給水用具までの配管 56
９－２－２　分岐から宅地内第１止水栓までの施工 56
９－２－３　宅地内第１止水栓から給水器具までの施工 56
９－３　埋設深度 57
９－３－１　給水管の埋設深 57
９－３－２　舗装復旧 57
９－４　分岐、分岐止め 57
９－４－１　配水管からの分岐及び分岐止め 57
９－４－２　分岐の原則 58
９－４－３　管種別分岐表 58
９－４－４　分岐の方法 58
９－４－５　分岐止めの方法 59
９－５　仕切弁、止水栓 59
９－５－１　仕切弁、止水栓の設置 59
９－５－２　種類及び設置場所 59
９－５－３　設置位置 60
９－５－４　設置方法 60
９－５－５　仕切弁筐及び止水栓筐の設置 60
９－６　保護及び防護工事 61
９－６－１　分岐から宅地内第 1 止水栓まで 61
９－６－２　宅地内第 1 止水栓から給水用具まで 62
９－７　保温工 62
９－７－１　分岐から宅内第１止水栓まで 62
９－７－２　宅地内第１止水栓から給水用具まで 62
９－８　管の明示 63
９－９　凍結防止給水用具 63
９－１０　特殊器具 63
９－１０－１　給水装置に設置する特殊器具 63
９－１０－２　機能水器具の設置 64
９－１１　スプリンクラー設備の設置 64
９－１１－１　住宅用スプリンクラー設備 64
９－１１－２　特定施設水道連結型スプリンクラー設備 65
９－１２　給水装置に設置できない器具類 66
９－１３　管　末 66
９－１４　先行して給水管を分岐する工事 66
９－１４－１　趣　旨 66
９－１４－２　該当事業 66
９－１４－３　先行取り出しの条件 66
第１０章　貯水槽水道 67
１０－１　貯水槽の容量 67

１０－２　貯水槽の構造 67
１０－３　貯水槽の設置場所 67
１０－４　台帳の整備 68
第１１章　土工事 69
１１－１　一般事項 69
１１－２　事前調査 69
１１－３　掘　削 70
１１－４　土留め 71
１１－５　埋戻し 71
１１－６　残土処分 71
１１－７　建設副産物処理 71
１１－８　仮復旧 71
１１－９　本復旧 71
１１－１０　工事写真 71
第１２章　検　査 72
１２－１　検査の種類 72
１２－２　竣工検査 72
１２－３　検査の実施 74
１２－３－１　自主検査 74
１２－３－２　管理者による検査 75
１２－４　提出書類等 75
１２－５　給水装置工事完成図 75
１２－６　給水装置工事検査調書 75
第１３章　様　式　集 76
第１４章　条例・規程等 101
○　寒河江市水道給水条例 101
○　寒河江市水道給水条例施行規程 114
○　寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程 119
○　寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程 122
○　寒河江市水道使用水量の認定に関する要綱 129

第１章　総　則

１－１　目　的

この基準は、給水装置工事の設計、施工及び管理を適正かつ合理的に行うため、水道法、同法施行令、同法施行規則、国土交通省令及び寒河江市水道給水条例、同施行規程、構造材質に関する規程、及び寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程等に基づき必要な事項を定め、施工及び手続きが適正かつ円滑に行われることを目的とする。

１－２　用語の定義

（１）法とは、水道法をいう。
（２）施行令とは、水道法施行令をいう。
（３）施行規則とは、水道法施行規則をいう。
（４）省令とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令をいう。
（５）条例とは、寒河江市水道給水条例をいう。
（６）施行規程とは、寒河江市水道給水条例施行規程をいう。
（７）指定工事業者とは、寒河江市水道指定給水装置工事事業者をいう。
（８）管理者とは、寒河江市水道事業管理者をいう。
（９）給水装置とは、配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

１－３　給水装置の種類

（１）専用給水装置
　　１世帯または、１箇所で専用するもの。
（２）共用給水装置
　　２世帯以上で共用するものまたは、公衆の用に供するもの。
（３）私設消火栓
　　消防の用に供するもの。

１－４　給水装置工事の種類

（１）新設工事とは、新たに給水装置を設け、水道（公設）メーターを設置する工事をいう。
（２）改造工事とは、以下の工事をいう。
　①　給水管及び給水用具の口径を変更する工事。
　②　給水管及び給水用具を建物の増築や改築、建替で一新する工事。
　③　給水管の延長及び給水用具の増設または一部を撤去する工事。
　④　給水管及び給水用具の位置を変更する工事。
　⑤　給水管工事に伴う給水器具の取り換え工事。
　⑥　その他、既存給水装置の原形を変える工事。
（３）移設工事とは、給水装置を現設置場所と異なる場所に移転する工事をいう。
（４）撤去工事とは、既存の給水装置を配水管または、他の給水装置の分岐部から取り外す（以下「分岐止め」という。）工事をいう。
（５）修繕工事とは、給水装置の原形を変えないで、給水管、給水用具の部分的な交換及び破損箇所を修復する工事で、以下に示す工事をいう。
　①　破損した部分のみの給水管の取替。
　②　下記の給水管工事が伴わない給水用具の取替。
　（ａ）便器、洗浄便座の交換。

（ｂ）流し台、洗面器、洗面ユニット、システムキッチン等の交換。
（ｃ）給湯器の交換。
（ｄ）水栓器具（シャワーヘッドを含む。）の交換。
（６）軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替えとする。（水道法施行規則第１３条）

１－５　給水装置工事の申込

（１）給水装置工事を行うときは、あらかじめ管理者の承認を受ける。
（２）軽微な変更及び修繕工事は、適用除外とする。
（３）管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書を求めることができる。
（４）給水装置工事の設計及び施工は、管理者が承認した指定工事事業者が行う。
（５）次の給水工事を行う場合は、管理者と協議すること。
① ３階建ての建築物における直結式給水。
② 受水槽式給水。
③ 受水槽式給水の共同住宅で、各戸検針及び料金徴収の取り扱いを受ける場合。
④ 管理者が指定する給水装置工事を行う場合。
⑤ スプリンクラーを設置する場合。
（６）申込において提出が必要な書類等は、以下のとおりとする。
① 給水装置工事申込書
（ａ）必要事項を記入すること。
（ｂ）１給水装置につき１枚とする。
② 位置図
（ａ）申込を行う敷地が明示されていること。
（ｂ）方位を記入すること。
（ｃ）区画整理事業等の開発行為地区の場合は区画整理事業地の「全体図」及び「街区区割図」を添付すること。
③ 設計図（平面図）
（ａ）給水装置の表示記号により作成する。
（ｂ）１給水装置ごととする。
（ｃ）方位及び境界線を記入すること。
（ｄ）共同住宅の場合は、１世帯ごとの申請とする。
④ 給水装置工事完成図
（ａ）使用器具及び材料を記入すること。
（ｂ）分岐・止水栓及び水道メーターオフセット図を記入すること。
（ｃ）平面図を記入すること。
（ｄ）立面図を記入すること。

１－６　工事の施工

（１）工事の設計及び施工は、管理者が法第１６条の２第１項、条例第１１条第１項に基づき指定したものがこれを行う。
（２）工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。
（３）工事竣工後は、管理者の検査を受けなければならない。

１－７　加入金

（１）給水装置の新設、または、量水器口径を増加する改造工事の承認を受けたものは、管理者の指定する期日まで加入金を納入しなければならない。

（２）加入金は、下表に定める額とする。（税込金額）

（３）納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事をとりやめた場合、または、工事中に設計変更により生じた差額は、この限りでない。

加入金　　（税込金額）

量水器口径	加入金額	備　　考
φ　１３㎜	44,000 円	(1)量水器口径を増加する改造の工事の加入金は、新口径に係る加入金の差額とする。 (2)量水器口径 100 ㎜を超えるものの加入金は、管理者が別に定める額とする。
φ　２０㎜	49,500 円	
φ　２５㎜	88,000 円	
φ　３０㎜	165,000 円	
φ　４０㎜	275,000 円	
φ　５０㎜	440,000 円	
φ　７５㎜	880,000 円	
φ １００㎜	1,650,000 円	

１－８　手数料

（１）手数料は、完成検査日の翌月に請求する。

手数料

区　　分	種　　別	種　　類	金　　額
設 計 手 数 料	管理者が設計するもの	１工事	設計額の３％
設計審査手数料	新設	１工事	2,000 円
	上記以外	１工事	1,500 円
工事検査手数料	各工事 １ 件につき	止水栓までの工事	300 円
		水栓 ２ 個まで	
		水栓 ３～４ 個まで	600 円
		水栓 ５ 個以上	900 円

注）上記以外のほか、特別な手数料を要するものは、その実費額。

第２章　指定給水装置工事事業者

２－１　指定給水装置工事事業者制度

（１）指定事業者制度は、水道利用者の給水装置工事（給水装置の構造・材質及び施工等）が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。

（２）指定工事事業者が行う給水装置工事の技術レベルを、全国的・統一的に確保するため、中心となる主任技術者について、国家試験による全国一律の資格としている。

（３）指定工事事業者の水道事業者による指定要件を、法で全国一律に定めている。

（４）平成３０年の水道法の一部改正により、指定の有効期間を５年とする更新制度が導入された（令和元年１０月１日施行）。

２－２　給水装置工事主任技術者の職務と役割

（１）主任技術者の主な役割

① 給水装置の技術上の管理

② 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質の確認

③ 検査の立会

④ 施工した給水装置工事の記録の保存

（２）給水装置主任技術者に関する法令（抜粋）

水道法

（給水装置工事主任技術者）

第 25 条の４　指定給水装置工事事業者は，事業所ごとに，第３ 項各号に掲げる職務をさせるため，国土交通省令で定めるところにより，給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから，給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は，給水装置工事主任技術者を選任したときは，遅滞なく，その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも，同様とする。

３　給水装置工事主任技術者は，次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一　給水装置工事に関する技術上の管理

二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四　その他国土交通省令で定める職務

４　給水装置工事に従事する者は，給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第 25 条の９　水道事業者は，第 17 条第１ 項の規定による給水装置の検査を行うときは，当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し，当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

水道法施行規則

（給水装置工事主任技術者の職務）

第 23 条　法第 25 条の 4 第 3 項第 4 号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は，水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し，当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二　第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法，工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三　給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（事業の運営の基準）

第 36 条　法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は，次の各号に掲げるものとする。

一　給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに，法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから，当該工事に関して第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形，破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ，又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは，あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法，工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために，研修の機会を確保するよう努めること。

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第 4 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ　給水管及び給水用具の切断，加工，接合等に適さない機械器具を使用すること。

六　施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに，第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ，当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ　施主の氏名又は名称

ロ　施行の場所

ハ　施行完了年月日

ニ　給水装置工事主任技術者の氏名

ホ　竣工図

ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト　法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

２－３　給水装置工事配管技能者

給水装置工事に際しては、水道法施行規則第 36 条第２号の規定に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させるととされております。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」（以下「配管技能者」という。）としては、次のような資格がある。

（１）水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）。
（２）職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士。
（３）職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者。
（４）公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者。
（旧称：給水装置工事配管技能講習会の修了者）
（５）高密度ポリエチレン管施工講習会を終了し、資格を取得したもの。

第３章　手続き

３－１　給水装置工事の順序

一連の流れは、以下のとおりとする。

（１）工事受注

①　申込者から依頼を受け、工事見積、契約を行う。

（２）基本調査

①　管理者及び官公署での打合せ

②　給水装置工事台帳等での調査

（３）計画、設計

①　計画

②　設計図の作成

③　使用材料の選定と構造及び材質基準に適合しているかの確認。

④　工法の決定及び機械器具の確認。

（４）工事申込

①　管理者の設計審査。

（５）手数料等の納入

①　加入金、設計審査手数料、竣工検査手数料の納入。

（加入金は水道メーター借受け前に納入する。設計審査手数料及び竣工検査手数料は検査終了の翌月に請求する。）

（６）工事承認

（７）工事の施工

（８）工事の完了

（９）竣工届

①　管理者に給水装置工事完成図の提出をもって竣工届とする。

（10）竣工検査

①　管理者が行う検査。

（11）引渡し

①　引き渡しの際は、所有者・使用者に対し、給水装置の構造、使用方法、凍結防止等について説明すること。

②　給水装置工事申込書、給水装置工事完成図等関係書類の写しを所有者に渡すこと。

３－２　給水装置工事申込

（１）給水装置工事をする場合は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けること。

（２）軽微な変更はこの限りでない。

「軽微な変更」とは、施工規則第 13 条に規定する単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替えとする。

（３）管理者は、工事施工に関する利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。

（４）設計及び施工は、管理者が承認した指定工事業者が行うこと。

（５）指定工事業者は、設計について管理者の審査を受けること。

（６）次の給水装置工事を行う場合は、管理者と事前協議を行うこと。

①　３階建て建物の直結式給水。

② 受水槽式給水。
③ 受水槽式給水の共同住宅で、各戸検針及び料金徴収の取り扱いを受ける場合。
④ スプリンクラーを設置する場合。
⑤ その他、管理者が必要と認める工事。
⑥ 管理者が水理計算を必要と判断するもの。

（7）給水装置工事申込に必要な書類を以下に示す。

① 給水装置工事申込書（施行規程様式第４号）
（ａ）必要事項に記入すること。
（ｂ）１給水装置につき１件とする。

② 位置図
（ａ）申し込みを行う敷地が明示されていること。
（ｂ）縮尺は、適宜とする。
（ｃ）方位を記入すること。
（ｄ）区画整理事業等の開発行為地区の場合は区画整理事業地の「全体図」及び「街区区割図」を添付すること。

③ 平面図
（ａ）縮尺は、1/100 とするが、やむを得ないときは 1/50～1/200 以内とする。
（ｂ）方位は、原則として北を図面上方とする。（方位を入れる。）
（ｃ）給水装置の表示は、本基準書に記載された表示記号を使用すること。
（ｄ）給水装置工事を行う建物等で、これに対する全方位の敷地境界線を明示すること。
これによりがたい場合は、敷地図を別図として添付する。
（ｅ）家屋を記入する。
（ｆ）道路（国道、県道、市道、私道の別）を明示すること。
（ｇ）給・配水管の配管状況（管種、口径の記載を含む）を明示すること。
（ｈ）分岐する給水管は、新設、既設を問わず鋳鉄管、配水用ポリエチレン管の場合は管割図を作成すること。
（ｉ）線の表示は、以下のとおりとする。

区　分	線　　種	内　　容
実　　線	――――――	新たに布設する管路（赤）、既設管（黒）、井戸水（緑）、受水槽先（青）、寸法、引出、輪郭の各線に用いる。
破　　線	－ － － － － －	見えない部分を示す線に用いる。
斜　　線	／／／／／／	管路の撤去に用いる。（実線を斜線で消す。） なお、埋め殺しは、赤斜線により黒実線を消す。
一点鎖線	― ・ ― ・ ― ・ ―	中心線、境界線等に用いる。

（ｊ）弁栓類その他の表示記号

名　称	止水栓	仕切弁	逆止弁	逆止弁付止水栓 （メーター筐内）	片落管	防護管 (保護管)	キャップ止
表示記号	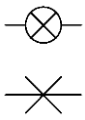	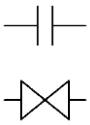		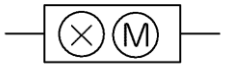	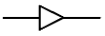	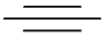	

名　称	消火栓	空気弁	ポンプ	高置水槽	受水槽	メーター	遠隔 メーター	メーター 配管ユニット
表示記号					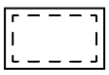			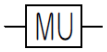

名　称	水抜栓			一般給水栓		湯水混合栓	
	屋外 操作式	遠隔 操作式	電動式	平面	立面	平面	立面
表示記号	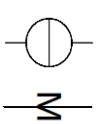	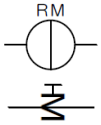	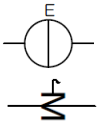	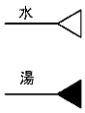		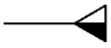	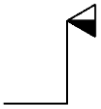

名　称	シャワー混合栓		フラッシュバルブ		ボールタップ		タンクレストイレ	
	平面	立面	平面	立面	平面	立面	平面	立面
表示記号	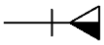	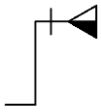	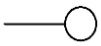	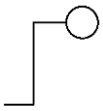	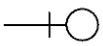			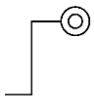

名　称	不凍水栓		特殊器具		ヘッダー		管の交差	
	平面	立面	平面	立面	平面	立面	平面	立面
表示記号	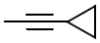	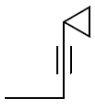	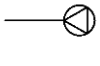		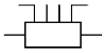		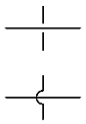	
	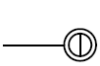							

※特殊器具記号で記入するもの

ボイラー、電気温水器、製氷機、食洗器、活水器、浄水器、スプリンクラーヘッド等

（ｋ）番号による表示方法（例）

番号	名　　称	番号	名　　称	番号	名　　称
１	自在水栓	２	横型自在水栓	３	湯水混合栓（上より）
４	湯水混合栓（下より）	５	万能ホーム水栓	６	立水栓
７	アングル型止水栓	８	ストレート型止水栓	９	ジスクバルブ
１０	チャッキバルブ	１１	ボールタップ	１２	洗濯水栓
１３	小便フラッシュバルブ	１４	不凍水栓柱	１５	水抜栓
１６	遠隔開閉器	１７	電動水抜栓	１８	シャワー付温水混合水栓
１９	自動単水栓	２０	自動混合水栓	２１	横水栓
２２	カップリング付横水栓	２３	カップリング付散水栓	２４	手洗水栓
２５	分岐水栓	２６	ボールバルブ	２７	逆止弁付ボールバルブ
２８	ロータンク用止水栓	２９	メーターユニット	３０	丙止水栓
３１	ボール乙止水栓	３２	仕切弁	３３	サドル分水栓
３４	その他				

（ｌ）管種の表示標準記号表

管　　種	表 示 記 号	管　　種	表 示 記 号
ダクタイル鋳鉄管	DIP-A,DIP-K	石綿セメント管	ACP
ダクタイル鋳鉄管耐震型	DIP-GX,DIP-NS,DIP-SⅡ	亜鉛メッキ鋼管	GP
鋳鉄管	CIP	塗覆装鋼管	SP
鋳鉄管（ライニング）	LCIP	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB
配水用ポリエチレン管	HPPE	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB
ポリエチレン管	PP	銅管	CP
架橋ポリエチレン管	XPEP（KPP）	鉛管	LP
硬質塩化ビニル管	TSVP	ポリブデン管	PBP
ゴム輪型硬質塩化ビニル管	RRVP	ステンレス鋼管	SSP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	波上ステンレス鋼管	CSST

※　記入例　　(管種)　(口径)　　(管種)　(口径)　(延長)

HPPE － φ75　　PP － φ20 － 5.0

④　承諾書等

給水装置工事の内容により、当該工事に関する利害関係人の承諾（同意）等が必要と判断される場合は、必要事項を記載した承諾（同意）書等を必要部（3 部以上）を作成し、原本の一通を添付すること。

（ａ）土地・家屋・専用栓使用承諾書（施工基準様式第５号）

（ｂ）その他、管理者が必要と認めるもの。

⑤　給水装置工事完成図

（ａ）書式にしたがい、必要事項を記入すること。

（ｂ）「使用器具及び材料」は、施行令第５条に定める「給水装置の構造及び材質の基準」に適合するものであること。

（ｃ）「分岐箇所・止水栓及び水道メーター位置のオフセット」については、隣地境界等一定不変のものから測定すること。

（ｄ）平面図

ア　家屋内部の水栓を取り付ける部屋名（台所、風呂、洗面所、便所等）及び玄関を記入する。

イ　配管経路及び給水栓の位置を記入する。

ウ　既設給水装置から分岐する場合は、既設給水管の口径、管種、及び給水装置番号を記入する

エ　給水管の口径、延長を記入する。

オ　上記以外は、前項　③　平面図と同様とする。

カ　分岐を伴う工事の場合は、分岐部の横断面を記入する。（道路幅員及び種別も記入）

キ　口径 50mm 以上の工事については、管割図を添付すること。

（ｅ）立面図

ア　平面図上で水平な線は、立面図では水平に、縦の線は右上がり４５°の傾斜で、立ち上がり部分は垂直に記入する。

⑥　添付書類

（ａ）給水装置所有者・使用者異動届（施行規程様式第１１号）

（ｂ）水道使用休止・廃止届（施行規程様式第１０号）

（ｃ）水道使用（新設・再）開始届（施行規程様式第９号）

（ｄ）量水器保管証書・水道使用開始届（施行規程様式第８号）

（ｅ）水理計算書（口径 25mm 以上の量水器設置の場合、給水管延長が 50mを超える場合）

⑦　道路占用許可申請

道路占用許可申請が必要な工事の場合は、事前に道路管理者と協議し、内諾を得ておくこと。

（８）給水装置工事申込様式（ダウンロード先）

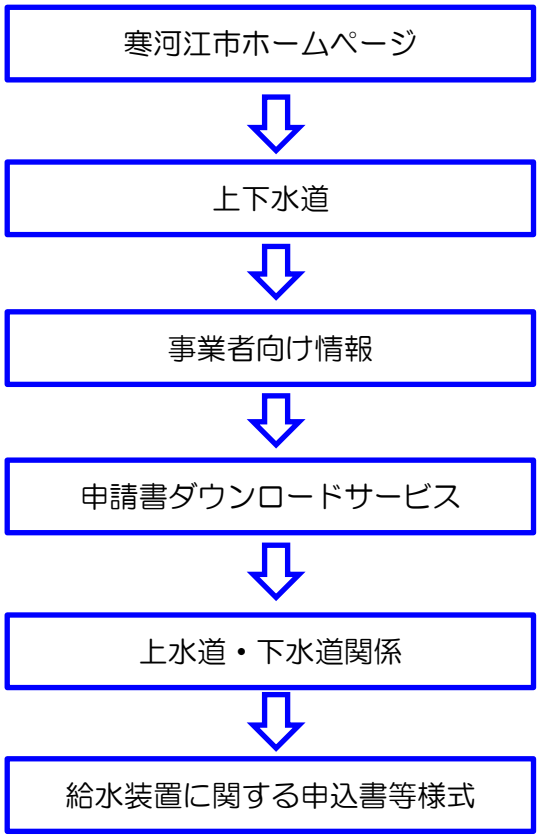

３－３　工事の取り止め及び設計変更等

（１）工事の取り止め

給水装置工事を取り止める場合は、給水装置工事取り止め届（施工基準様式第１号）を速やかに届け出る。

（２）設計の変更

設計に変更が生じる場合は、事前に管理者と協議を行い給水装置工事設計変更申込書（施工基準様式第２号）を提出し承認を得ること。

① 給水方式に変更が生じる場合。　（受水槽方式 → 直結直圧方式等）
② 量水器の口径に変更が生じる場合。　（φ13mm → φ20mm 等）
③ 分岐口径に変更が生じる場合。　（φ20mm → φ25mm 等）
④ 水理計算の必要が生じる場合。　（再計算も含む）

（３）給水装置工事申込内容の変更

給水装置工事申込に設計変更を伴わない変更が生じる場合は、給水装置工事変更届（施工基準様式第３号）を提出する。

① 主任技術者に変更が生じる場合
② 分岐工事施工者に変更が生じる場合
③ その他設計変更を伴わない変更が生じる場合

（４）完成予定日の変更

完成予定日に変更が生じる場合は、遅滞なく管理者に連絡すること。（電話連絡可）

第４章　設　計

４－１　給水装置

給水装置は、水道事業者の施設である配水管に直接接続し、申込者に安全な水道水を供給する施設であることから給水装置の構造及び材質は法の定める基準に適合するよう設計しなければならない。

４－２　設計条件

設計にあたっては、次のことに配慮する。

（１）水の逆流を防止するための措置を講じ、特に配水管に逆流しない構造となっていること。
（２）使用材料の材質が、水質に影響を及ぼさないこと。
（３）内圧、外圧に対して必要な強度を有していること。
（４）漏水等が生じない構造になっていること。
（５）凍結防止のための必要な措置が施されていること。
（６）給水装置においてクロスコネクション等の誤接続がないこと。
（７）給水装置において、第１止水栓止め、排水設備、空気弁等以外は行き止まり配管が生じないこと。
（８）給水装置において、水道（公設）メーター（以下「メーター」という。）以外の私設メーターの設置は原則認めない。
（９）維持管理が容易であること。
（10）メーター口径を減口径する場合は、止水栓以降の給水管を全てメーター口径以下の口径に入れ替えること。（先太り配管の原則禁止）

４－３　調　査

調査項目及び調査内容は以下に示す

調 査 項 目	内　　容	確　認　者	
		申込者	管理者
工事場所	住居表示等	○	
使用水量	使用目的・人員・栓数	○	
既存装置の有無	所有者・口径・管種・位置・使用水量・給水装置番号	○	○
屋外配管	メーター・止水栓の位置等	○	○
屋内配管	給水栓の位置・給水用具等	○	
配水管の状況	口径・管種・位置・水圧		○
道路状況	種別（国・県・市・私道等）・舗装等	○	○
埋設物状況	下水・ガス・ケーブル等の位置・深度	○	○
同意書・承諾書	分岐の同意・私有地埋設の同意等	○	

４－４　個人情報の保護

（１）個人情報保護の重要性を認識し、取り扱いについては、保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（２）知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
（３）個人情報を含む図面類は、当該工事関係者以外の第三者に漏れることのないように管理すること。

４－５　給水方法の選択

４－５－１　給水方法

給水方法は以下の方式がある。

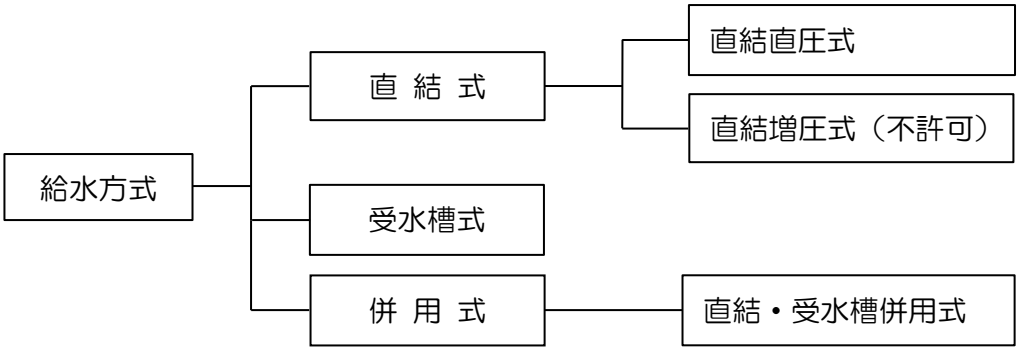

４－５－２　直結式給水

直結式給水には、配水管の水圧で給水装置の末端給水栓まで直圧で給水する方式（直圧式）と、給水管の途中に増圧ポンプを設置し給水する方式（増圧式-不許可である）がある。

直結式給水は、受水槽と比較して維持管理の節減、設置スペースの削減等を図れるが、災害・事故等による水道の断水時には給水の確保ができなくなるため、使用用途を踏まえて給水方式を検討する必要がある。

選択の条件として以下に示す。

（１）直結直圧式給水

配水管の水圧及び口径が必要範囲で確保されており、水理計算上可能なもの。

①　給水階層が３階以下の給水。

②　分岐点から最高位水栓８m未満まで。

③　３階建ての場合、使用用途が一戸建て住宅、店舗併用住宅、共同住宅及び事務所等に限る。

④　３階建ての場合、配水管の水圧が変動したことによる水量不足が想定されるので、その際には異議申し立てしない旨の念書を提出すること。（３階直結直圧給水に関する　　）

４－５－３　直結増圧給水（不許可）

配水管口径が必要範囲で確保されており、給水管に直接増圧設備を連結し、配水管の水圧に影響を与えることなく水圧の不足分を加圧して、高位置まで直接給水する方法であるが、本市においては、許可の対象外となっている。

４－５－４　直結式給水対象外の施設

（１）一時的に多量の水道水を使用する施設、使用水量の変動の大きい施設等配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合及び断水のできない施設。

例えば、

①　病院及び使用水量の変動が大きい医院や工場

②　学校等の公共施設

③　ホテル、旅館、飲食店が多く入居しているビル

④　２４時間営業施設

⑤　冷却水を必要とする施設

（２）有毒薬品を使用する工場等または逆流により配水管の水を汚染する恐れのある施設。

４－５－５　受水槽式給水

（１）３階以上の建物及び分岐点から最高位水栓８ｍ以上の高さがある施設、または一時的に多量の水を使用する施設である場合等は、受水槽を設置して給水する方式を選定する。

（２）メリット

①　配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できる。

②　一時的に多量の水利用が可能であること。

③　断水時や災害時でも給水が確保できること。

（３）デメリット

①　使用水量等の算定に誤りがある場合、受水槽内で停滞及び渇水が生じ、水質の悪化や水不足の恐れがある。このことを十分に理解したうえで、給水方式を決定すること。

（４）受水槽の構造及び設置位置

受水槽以下設備の指導基準（以下「指導基準」という。）に基づき、安全上及び衛生上、支障のない構造とし、保守点検が容易な位置に設置する。

①　受水槽は、構造的に直接配水管と連結されてはいないので、法第３条第９項に規定する給水装置には該当しない。

②　給水装置に該当しないとはいえ、構造や衛生面から給水装置と同じ重要な施設であるため受水槽以下については、指導基準及び受水槽施設に関する規制法等を遵守すること。

③　受水槽に給水するときは、逆流防止のため基準省令第５条（逆流防止に関する基準）に規定する吐水口空間を確保すること。

（５）非常用給水栓の設置

停電用、その他非常用として、受水槽立ち上がり管手前の受水槽付近に給水栓を設置する。

（６）配管等

①　給水管の保護（水撃作用の防止）及び逆流防止のため管口径２５㎜以上の場合は、定水位弁式給水とする。

②　受水槽内で波によるボールタップ等への影響を排除するため、管口径２５㎜以上の場合は、波立遮蔽板を設置する。

③　管の伸縮たわみ、地震等による変形を防止するため、伸縮継手を設けるなどの防止対策を講じること。

④　防火水槽、プール等への給水施設は、吐水口と満水面との間隔は２０㎝以上とし、逆流を防止すること。

４－５－６　直結・受水槽併用式給水

直結・受水槽併用式給水は、一つの建物内で直結式及び受水槽式の給水方式を併用するものである。

この方式を採用する場合は、以下の点に留意すること。

（１）同一建物内で、使用用途が同一の場合は、併用できない。

（２）同一建物内では、使用用途が異なり、それぞれ独立した区画である場合とする。

（３）同一敷地内で給水方式を併用する場合の取出しは、それぞれ別に取り出すことができる。

（４）併用式給水を採用する場合は、誤接続等の事故を防止する配管形態とする。

（５）共同住宅に併設される店舗棟がある場合は、住居と店舗等との併用はできる。ただし、それぞれが独立した構造に限る。

（６）併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統が識別できるよう配管等に表示すること。

第５章　計画使用水量

５－１　条　件

（１）計画使用水量は、給水管の口径・受水槽容量等、給水装置系統の主要諸元を計画する基礎となるものであり、建物の用途や面積、水の使用用途、使用人数、給水栓等を考慮したうえで決定する。

（２）計画使用水量の算定にあたっては、各種計算方法の特徴を踏まえて使用実態に応じた方法を選択する。

５－１－１　計画使用水量

（１）給水装置工事の対象となる給水装置に、一日当たり給水される使用水量（ℓ/D）をいい、或いは計画一日最大使用給水量とも表現されるが、ここでは、「計画使用水量」に統一する。

（２）給水装置の計画基礎となり、給水管の口径を決定する基礎となるものである。

５－１－２　同時使用水量

給水栓・給湯器等の給水用具が、同時に使用（同時使用率）された場合の使用水量であり、瞬時の最大使用水量（ℓ/min）をいう。

５－１－３　時間平均使用量

計画使用水量を使用時間で除した水量をいう。

５－２　計画使用水量の算定方法

（１）使用人数から算出する方法

一人一日当たり使用水量（表－１）× 使用人数 ＝ 計画使用量（ℓ/D）

（２）建築物の単位床面積から算出する方法

単位床面積当たり使用水量（表－２）× 延床面積 ＝ 計画使用量（ℓ/D）

（３）使用した水の実績水量から算出する方法

実績水量とは、過去一年以内の最大使用量で、これを基に算出した計画使用料（ℓ/D）

５－３　同時使用水量の算定方法

５－３－１　一戸建て等の場合

（１）同時に使用する給水用具を設定して算出する方法。

① 使用する全給水用具数から表－６により同時使用給水用具数を決定し、給水用具別の瞬時最大流量を乗じて算出する方法。

② 給水用具の種類にかかわらず、一栓当たりを一律１２ℓ/min として扱っても良い。

一栓当たり使用水量（表－３）×同時使用栓数（表－６）

（２）標準化した同時使用水量により算出する方法。

① この方法は、給水用具の同時使用量との関係について、標準値から求める方法である。

給水用具の全使用水量÷給水用具総数×同時使用水量比

５－３－２　共同住宅等の場合

（１）戸数から同時使用水量を求める方法。

瞬時最大使用水量は、下記の式により算定（表－７）

１０戸未満　　$Q=42N^{0.33}$

１０戸以上６００戸未満　　$Q=19N^{0.67}$

ここで、Q：同時使用水量（ℓ/min）　　N：戸数

（２）居住人数から同時使用水量を求める方法。

① ワンルームの共同住宅の計画にあたっては、管理者と協議のうえ、下記の算定式を用いても良い。ただし、一部屋当たり２名を目安とする。

瞬時最大使用水量は、下記の式により算定する。（表－８）

１～　３０人　　Q＝２６$P^{0.36}$

３１～２００人　　Q＝１３$P^{0.56}$

ここで、Q：同時使用水量（ℓ/min）　　P：人数

５－４　時間平均使用水量の算定方法

（１）　受水槽式給水の管口径を決定する。

計画使用水量（計画一日最大使用給水量）÷使用時間（表－１）

５－５　受水槽等の有効容量

（１）　受水槽の有効容量は、計画使用水量の４／１０～６／１０とする。

（２）　高置水槽の有効容量は、計画使用水量の１／１０以上とする。

第６章　給水管の口径決定

６－１　管口径決定のフロー

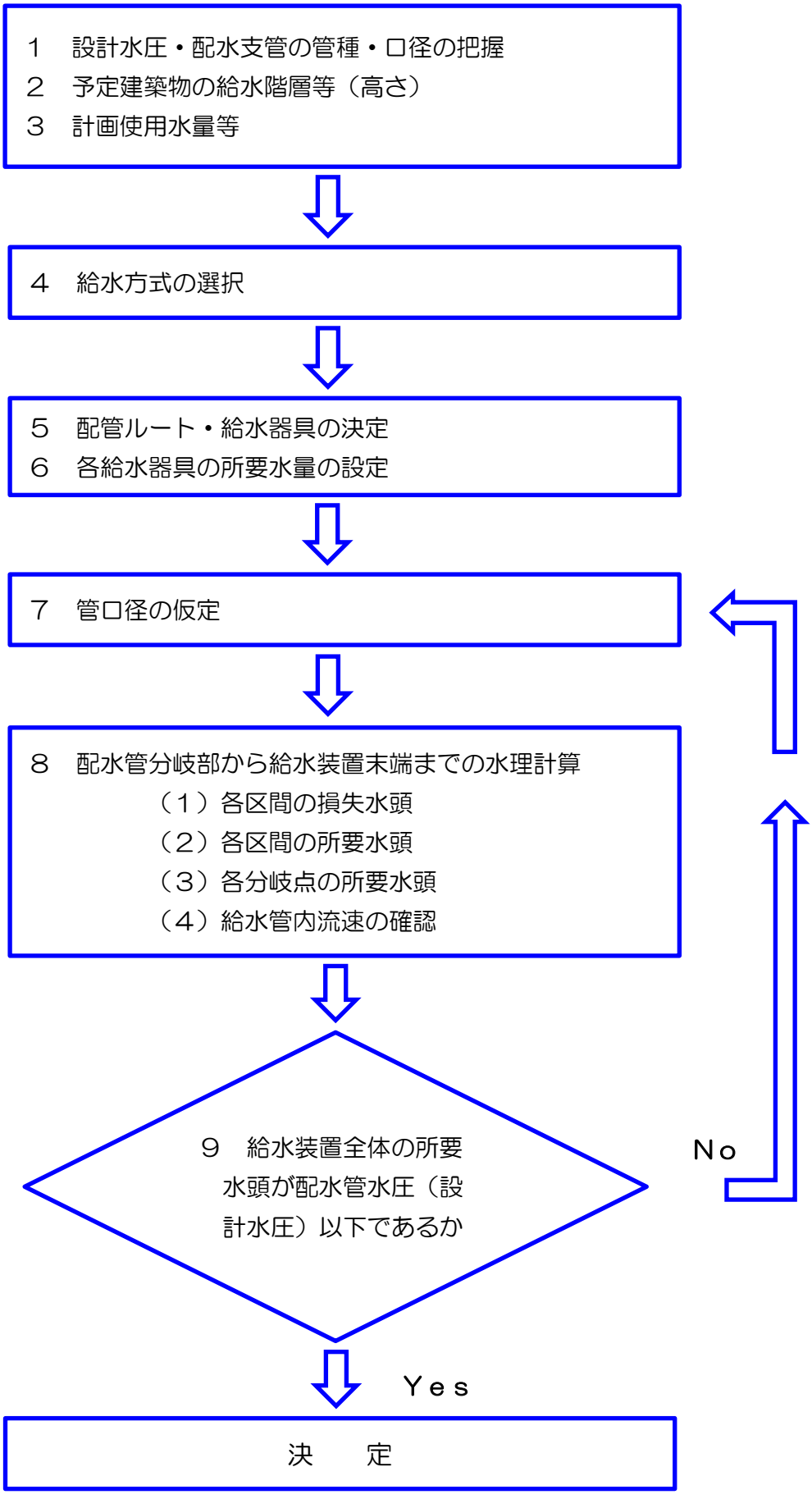

６－２　管口径決定の条件

（１）給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧（設計水圧）において、計画使用水量を供給できる大きさにする。

（２）給水管の管内流速は、ウォーターハンマー・騒音・管路や器具の損傷が考えられるため、管内流速が、受水槽や事業所等では、2.0m/sec 以下となる口径とする。ただし、一般用給水装置工事の場合、急激な流速変動は小さいと考えられることから、流速の制限は適用しない。

（３）設計水圧は、0.2MPa と設定する。ただし、管理者が認める場合、現地の最小動水圧を参考として、設計水圧を 0.25MPa と設定することができる。

６－３　管口径の決定

６－３－１　決定条件

（１）給水栓数は、湯・水混合栓の場合は１栓とし、湯単独・水単独の場合は、それぞれの栓数とする。

（２）分岐水栓に接続した先止め式給湯器等で、その下流側に単独の給水栓が設置される場合は、単独の給水栓を給水栓数に含むものとする。

（３）接続する給水用具の流入口径は、メーター口径以下とし、先太り配管を禁止する。
ただし、下記の場合は先太り配管を認める。

① メーター口径１３㎜の場合に限り、凍結防止等を考慮し、建物の構造に応じて給水管の立ち上がり箇所だけ給水口径２０㎜までの配管。

② メーター口径２０㎜以上を使用し、「地付けメーター」で給水階が３階となる建物への直結直圧式給水を行う場合は、損失水頭の緩和を図るため、３階系統の給水管がそれぞれ単独の配管となっており、その給水管埋設部及び立ち上がり部だけ、メーター口径の１サイズ上までの配管。

③ 減口径した場合

（４）配水管の分岐部から末端給水栓または使用水量が最も多い給水栓まで計算する。

（５）共同住宅は、各戸ごとに同時使用水量を算定し、全戸数の水量の合計とする。

（６）量水器の減口径

① 量水器の減口径については、以下の条件を全て満たす場合は可能とする。

（ａ）量水器から屋内立ち上がり管手前までの管を量水器の口径以下に減口径する。（先太り解消）

（ｂ）量水器内の丙止水栓及びメータージョイントを取替し、有効期限満了時の量水器取替に支障ないようにする。

６－３－２　２階以下の建物への直結直圧式給水

（１）メーター口径１３㎜の場合。

① 給水栓数は、８栓以内とする。

② 既設メーター口径１３㎜を使用している給水装置の給水用具増設等の改造工事を行う場合は、現況配管経路及び給水装置台帳図より、給水管分岐部から最末端給水用具までの給水管布設延長及び高さが、既設給水管の延長及び高さを超えないこと。また、①の条件を満たすこと。

③ 新たに配水管より分岐する工事の場合は、分岐給水管最小口径を２０㎜にすること。

④ 接続する給水用具の流入口径は、原則としてメーター口径以下であること。

（２）メーター口径２０㎜の場合。

① 給水栓数は１５栓以内とする。

② 一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅等の居住部に「台所、便所、浴室」がそれぞれ２箇所以上ある場合、設置される給水栓の使用においては、管理者と協議すること。

③ 接続する給水用具の流入口径は、原則としてメーター口径以下であること。

④ 損失水頭に器具の最低動作圧及び給水栓の高さを加えたものが、設計水圧以下となるように水理計算を行い口径を決定すること。

（３）メーター口径２５㎜以上の場合。

① 一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅等の居住部に「台所、便所、浴室」がそれぞれ２箇所以上ある場合、設置される給水栓の使用においては、管理者と協議すること。

② 接続する給水用具の流入口径は、原則としてメーター口径以下であること。

③ 損失水頭に器具の最低動作圧及び給水栓の高さを加えたものが、設計水圧以下となるように水理計算を行い口径を決定すること。

（４）水理計算を省略することができるもの。

① メーター口径１３㎜及び２０㎜の場合で、下記条件を全てみたすもの。

（ａ）メーター口径１３㎜で、給水栓数が８栓以内であること。

（ｂ）メーター口径２０㎜で、給水栓数が１５栓以内であること。

（ｃ）建物の給水階層が２階以下であること。

（ｄ）使用用途、新築、改造工事等を問わず、給水用具の最高取付位置（高さ）が、配水管の布設されている道路面から 5.5m 以下であること。

（ｅ）配水管分岐部より最末端給水用具までの給水管布設延長が、50m以内であること。

② メーター口径を問わず、既設給水装置の給水用具増設及び撤去等の改造工事で、現況配管経路及び給水装置台帳図により、その給水管分岐部から最末端給水用具までの給水管布設延長、高さ、給水管口径（断面縮小）、メーター口径、同時使用栓数、用途別使用水量の総和の全てにおいて変更が生じないもの。

③ 直結直圧式給水を認める使用用途で、新設、改修工事等を問わず複数の給水装置がある場合は、前記①、②の条件を満たすもの。

④ その他、管理者が水理計算の省略を認めたもの。

６－３－３　３階建てへの直結直圧式給水

（１）３階建ての直結直圧式給水における管口径決定は、取出し管の給水能力が建物内の使用水量の変動と直接影響しあうことから、管口径決定においては建物内の使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握して計画使用水量を求め、その水量に応じた取出し管口径を下記条件のもとに決定する。

① 最小メーター口径は、２０㎜とする。

② 一分岐給水管を使用する場合、給水対象となる建物全体の一日最大使用水量が、２０㎥を超えないこと。

③ 被分岐管が配水管で、その口径が５０㎜の場合は、管網を形成していること。

④ 被分岐管が給水管の場合は、被分岐管口径が７５㎜以上であること。

（２）給水階層が３階で、「地付けメーター」の場合。

① ３階への立ち上がり経路で、それぞれの単独配管のみ、先太り配管が特例的に認められたもの。

６－３－４　直結式給水の分岐口径の決定

（１）直結式給水の分岐口径の決定

①　本基準に基づき、水理計算により口径を決定する。

②　配水管と同口径での給水管分岐は認めない。

③　設置するメーター口径に対し、１サイズ上までの給水管分岐口径を認める。

④　配水管の分岐箇所から末端の給水用具まで５０m 以内の場合に限り、水理計算を省略し「管口径均等表」（表－９）を利用し、分岐口径を決定することができる。

決定条件を以下に示す。（口径による給水栓数以内であること）

（ａ）区間ごとの使用水量を「種類別吐水量と対応する給水用具の口径」（表－３）より求める。

（ｂ）一般建築物等の直結給水の設計にあたっては、１栓当たり１２ℓ/min として算出することができる。

（ｃ）同時使用率を「同時使用率を考慮した給水用具数」（表－６）より求める。

（ｄ）口径別動水勾配を「動水勾配早見表」（表－１２）より求める。

（ｅ）区間ごとの相当配管長を「給水用具等損失水頭の直管換算表」（表－１４）より求める。

（ｆ）損失水頭を求める。　　損失水頭＝管延長　×　動水勾配　÷　1000

（ｇ）区間ごとの損失水頭を求め、その和が総損失水頭となる。

（ｈ）設計水圧は、0.2MPa とする。ただし、管理者が認めた場合、現地の最小動水圧を参考として、設計水圧を 0.25Mpa にすることができる。

６－３－５　受水槽式給水

計画使用水量から時間平均使用量を算出し、管口径を決定する。

計画使用水量　÷　使用時間（表－１）

Ｈ　＋　ｈ　＋　h_1　≦　設計水圧

ここで、　Ｈ：配水支管からボールタップ、定水位弁または給水管までの高さ（m）

ｈ：総損失水頭（m）

h_1：所要残存水頭（m）は 5.0m とする。

（１）「用途別業態別標準使用水量表」（表－１）及び「建築用途別給水対象人員算定基準表」（表－２）により計画使用料を求め、単位時間（min）の水量を求める。

（２）動水勾配を「動水勾配早見表」（表－１２）より求める。

（３）区間ごとの相当配管長を「給水用具等損失水頭の直管換算表」（表－１４）より求める。

（４）損失水頭を求める。　　損失水頭＝管延長　×　動水勾配　÷　1000

（５）区間ごとの損失水頭を求め、その和が総損失水頭となる。

６－３－６　損失水頭の計算

（１）給水管

①　口径５０㎜以下は、ウエストン公式による（表－１２）

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}}\right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g} \qquad Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

②　口径７５㎜以上は、ヘーゼン・ウィリアムズ公式による（表－１３）

$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$

$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$

$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$

$I = \frac{h}{L} \times 1{,}000$

ここで、ｈ：管の摩擦損失水頭（m）
Ｖ：管内の平均流速（m/sec）
Ｌ：管の長さ（m）
Ｑ：流量（㎥/sec）
Ｉ：動水勾配（‰）
Ｄ：管の口径（m）
ｇ：重力の加速度（9.8m/sec^2）
Ｃ：流速係数（１１０として計算する）

（２）継手類

継手類の損失水頭は、各種継手の個々の損失水頭を計上すること。（表－１４）
ただし、直管部の継手損失水頭は、総損失水頭の 10%を計上しても良い。

（３）給水用具等損失水頭の直管換算長は、表－１４による。

なお、使用する器具がこの値によりがたい場合は、「メーカー公表資料」によることができる。

６－３－７　メーター口径の決定

メーター口径は、設計使用水量に基づき「メーター口径別許容流量表（表－１５）」の適正使用流量範囲内メーター口径とする。

６－４　所要水頭の計算

６－４－１　直結直圧式の計算

直結直圧式における所要水頭の計算は下記による。

給水装置全体の所要水頭　≦　設計水圧

（１）給水装置全体の所要水頭＝水理計算による摩擦損失水頭＋給水装置の立ち上がり高さ

（２）「給水装置の立ち上がり高さ」とは、配水支管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、もしくは最高位給水用具までの垂直距離をいう。

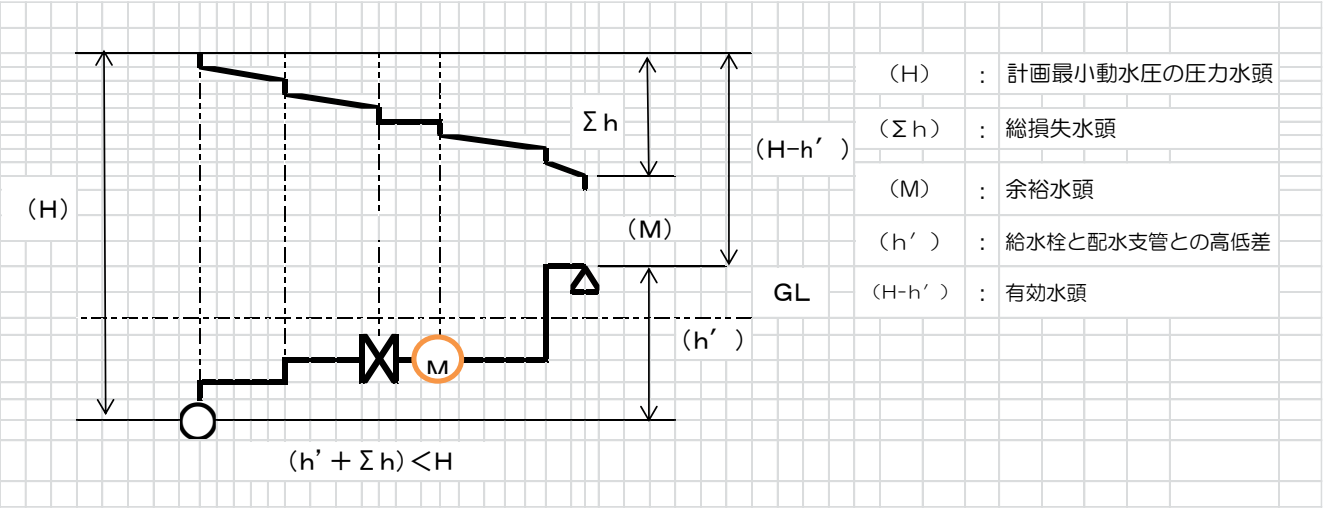

（３）器具等の種類別標準吐水量

各種の給水栓等には、その種類と使用用途に応じて、それぞれ適切な使用水量の範囲と、これに対応する口径がある。その一般的な標準値は、表－３の数値である。

（４）同時使用率

給水栓の種類と口径が決まれば、１栓当たりの数に乗じたものの和が設計水量になるが、複数の給水栓を有する給水装置では、常に各給水栓が同時に使用されることが少ないため、同時使用率を考慮した給水栓数を用いるのが一般的であり、その値は表－６のとおりである。

また、２戸以上の給水装置に給水する連合給水管の場合は、全戸数の使用水量に同時使用戸数率（表－１１）を乗じて計画使用水量を求める。

表－１　用途別業態別標準使用水量表

類似用途別番号	業　態　名	計画１日最大給水量（ℓ/D）		
		対　象	対象給水量	給水時間（h）
1	総合病院	病床	600	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	10	4
	病院	病床	450	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	10	4
	医院	医師・看護師	110	8
		外来患者	10	4
	血液疾患クリニック	病床	700	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	250	
2	戸建住宅	常住者	250	12
	共同住宅Ａ・独身寮	常住者	400	
	共同住宅Ｂ	常住者	250	
		管理人	100	8
	老人福祉施設	常住者	250	10
		医師・看護師	110	
		通院者	80	8
3	ホテル	宿泊客	360	10
		従業員	110	
	寮・下宿・寄宿舎・合宿所	常住者	150	8
	旅館	宿泊客	240	10
	モーテル	客室数	500	
	カプセルホテル	宿泊客	150	8
4	官公庁・事務所	常勤職員	100	8
	新聞社	常勤職員		12
5	保育所・幼稚園	園児定員	40	6
		職員	110	8
	小学校	生徒定員	45	6
	中学校	生徒定員	55	6
	高等学校・大学・高専・各種専門学校・予備校	生徒定員	45	6
		生徒定員（夜）	30	4
	各種塾・教室	生徒定員	10	8
	図書館・付属図書館	延べ利用者	10	5

類似用途別番号	業　態　名	計画１日最大給水量（ℓ/D）		
		対　象	対象給水量	給水時間（h）
6	飲食店	延べ客	50～120	10
		従業員	110	
	喫茶店・スナック	延べ客	60	12
	キャバレー・バー	延べ客	30	6
	ビアホール	延べ客	20	10
	社員食堂	延べ利用者	25	6
	給食センター	延べ人数	20	8
	結婚式場	延べ客	40	
	料亭	延べ客	40	4
7	店舗	延べ客	3	10
		従業員	100	
	スーパーマーケット	延べ客	10	10
		従業員	110	
	美容院・理容店	従業員	110	10
	クリーニング店	従業員	110	8
8	研究所・試験所	従業員	100	8
	工場・作業所・管理人室	従業員	120	
9	公会堂・集会所	延べ利用者	10	8
	劇場・演芸場	延べ客	10	10
	映画館	延べ客	10	12
	競技場・体育館・野球場	観客	10	5
		選手・従業員	100	
	スケート場・ボーリング場・遊園地・ゴルフ練習場	延べ客	30	10
10	プール	延べ利用者	50	10
11	パチンコ店	延べ台数	25	8
		従業員	100	
	囲碁クラブ・麻雀クラブ・カラオケ・エアロビクス	延べ客	10	8
		従業員	100	
12	自動車車庫・駐車場	延べ利用者	15	12
		整備員	100	8
	ガソリンスタンド	従業員	100	10
		整備員	120	
13	公衆浴場	延べ客	50	12
14	公衆便所・バスターミナル	延べ利用者	15	12
	駅	駅務員	110	10
15	寺院	参会者	10	4

※（定員）は「定員証明書」による人員

表－２　建築用途別給水対象人員算定基準表

建　築　用　途		給　水　対　象　人　員	
		単位当たり算定人員	算定床面積
医療施設関係	総合病院・病院	１床当たり１人	外来者は、計画外来患者数（定員）
	医院・診療所	外来者は、計画外来患者数（定員）	
	血液疾患クリニック	１床当たり１人	外来者は、透析機械台数（定員）
住宅施設関係	戸建住宅	１戸当たり４人	
	共同住宅Ａ・独身寮	１戸が１居室で構成されている場合、１Ｋ・１ＤＫは１.０人	
	共同住宅Ｂ	１ＬＤＫ	2.0 人
		２Ｋ・２ＤＫ・２ＬＤＫ	3.5 人
		３Ｋ・３ＤＫ・３ＬＤＫ	4.0 人
		４Ｋ・４ＤＫ・４ＬＤＫ	4.5 人
		５Ｋ・５ＤＫ・５ＬＤＫ	5.0 人
	老人福祉施設	同時に収容し得る人員（定員）	
宿泊施設関係	寮・下宿・寄宿舎・合宿所	同時に収容し得る人員（定員）	
		食事つきの場合は１食あたり２０ℓを別途加算	
	ホテル・旅館・モーテル	同時に収容し得る人員（定員）	
事務所関係	事務室	１㎡当り０.１人	事務室の床面積 官公庁の外来者は、庁舎職員数の０.０５～０.１
	行政官公庁等外来者の多い施設		
学校施設関係	保育所・幼稚園	同時に収容し得る人員（定員）	
	小・中学・高校・各種専門学校・予備校	同時に収容し得る人員（定員）、夜間の課程を併設している場合はその定員を加算	
	各種塾・教室	同時に収容し得る人員（定員）	
	図書館	同時に収容し得る人員（定員）の１/２	
	大学付属体育館	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$　　（ｔ＝0.5～1.0）	
	小・中・高校用プール	プール給水 有効容量㎥×３.３%＋有効容量㎥×３% ３.３%は一時用水　　３%は補給水量	
	営業用プール	利用者（定員）＋補給水（３.０%）＋逆洗水量	
飲食店舗関係	飲食店	算定面積は、店舗面積	
		回転寿司・焼肉店・中華料理店・レストラン　１㎡当たり１２０ℓ	
		日本そば店　１㎡当たり１００ℓ	
		小料理屋・居酒屋　１㎡当たり７０ℓ	
		とんかつ店・天ぷら屋・お好み焼き店・大衆食堂　１㎡当たり５０ℓ	
	喫茶店・スナック	１㎡当たり６０ℓ	店舗面積
	キャバレー・バー	１㎡当たり３０ℓ	店舗面積
	ビアホール	１㎡当たり２０ℓ ビアガーデン１／２	店舗面積
	社員食堂	１㎡当たり２５ℓ	食堂面積
	給食センター	延べ給食数（定員）１食当たり２０ℓ	
	結婚式場	延べ利用者（定員）１人当たり４０ℓ	
	料亭	延べ客（定員）１人当たり４０ℓ	
	店舗	１㎡当たり３ℓ	店舗面積

建　築　用　途		給　水　対　象　人　員	
		単位当たり算定人員	算定床面積
	スーパーマーケット	１㎡当たり１０ℓ	店舗面積＋作業室面積 事務室等は別途計上
	美容院	店舗面積　１㎡当たり５０ℓ	
	理容店	店舗面積　１㎡当たり４０ℓ	
	コインランドリー	台数×全自動洗濯機使用水量／台×３回転 全自動洗濯機使用水量は、カタログ等の資料による	
	クリーニング店	店舗面積　１㎡当たり３５ℓ	
	市場	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$　（t＝2.0）	
研究所 作業所関係	研究所・試験所	同時に収容し得る人員（定員）実験用水加算	
	工場・作業場・管理室	作業人員（作業用水加算）	
娯楽集会場 施設関係	公会堂・集会場	同時に収容しうる人員（定員）の1/2	
	劇場・演芸場・映画館	同時に収容しうる人員（定員）の3/4	
	観覧場・競技場・体育館・野球場	同時に収容しうる人員（定員）の1/2	
	ゴルフ練習場・遊園地 ボーリング場・スケート場 バッティング場 ドライブイン	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$　（t＝2.0）	
	パチンコ店	１台当たり２５ℓ	
	囲碁クラブ・麻雀クラブ	１㎡当たり0.６人	営業用途に供する部分の床面積
	卓球場・ダンスホール	１㎡当たり0.３人	
	エアロビクス	同時に収容し得る人員（定員）	
	カラオケ	同時に収容し得る人員（定員）	
自動車・ 車庫等	自動車車庫・駐車場	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$　（t＝0.4～2.0）	
	洗車施設	門型（小型車）	設置台数×１８台×ℓ／台＋雑用水 １台当り水量はカタログによる
		門型（大型車）	実数 １台当り水量はカタログによる
		スプレー式	設置台数（基）×１２ℓ/分×5分 ＋雑用水
		雑用水：屋外水栓数×口径流量（ℓ）×２０min φ13㎜：２０ℓ　　φ20㎜：４０ℓ　　φ25㎜：８０ℓ	
上記に属さない 施設	公衆浴場	定員	
	公衆便所・バスターミナル	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$　（t＝1～10）	
	寺院	１㎡当たり0.６人	寺院床面積 庫裡は、戸建住宅に準ずる
冷却用水	冷却保給水（クーリングタワー計算例） 冷房能力（ＲＴ）×13ℓ/min×60 分×時間×0.015（1RT=3.320Kcal） 冷房能力（USRT）×17ℓ/min(13ℓ/min)×60 分×時間×0.01（0.015）		

ｎ：処理対象人員（人）　ｃ：大便器数（個）　ｕ：小便器数，又は両用便器数（個）
ｔ：単位便器当たり 1 日平均使用時間(h)
※（定員）は，「定員証明書」等による人員
※客席面積：テーブル＋椅子
※店舗・コンビニエンスストア・スーパーマーケット：店舗面積にトイレ・レジ・エントランス面積は含めず

表－３　種類別吐水量と対応する給水用具の口径

用　　途	使用水量（ℓ/min）	対応する給水用具の口径（㎜）	備　　考
台所流し	12	13	
洗濯流し	12	13	
洗面器	8	13	
浴槽（和式）	20	13	
浴槽（洋式）	30	20	
シャワー	8	13	
小便器（洗浄水槽 F·T）	12	13	
小便器（洗浄弁 F·V）	15	13	１回（4～6秒）の吐出量２～３ℓ
大便器（洗浄水槽 F·T）	12	13	
大便器（洗浄弁 F·V）	70	25	１回(8～12 秒)の吐出量 13.5～16.5ℓ
手洗器	5	13	公園等の水飲み場５ℓ
散水栓	15	13	
	35	20	

①　幼稚園、保育所等の小児用便器は、別途協議する。
②　湯沸器は、その号数を使用水量とする。
③　手洗器は手洗専用水栓とし、手洗衛生水栓又は手洗衛生洗浄弁の使用水量を５ℓ/分とする。
④　その他の給水用具の使用水量と口径は、メーカー公表数値とする。

表－４　連合給水管の標準使用

分岐口径・メーター口径（㎜）	１３(既設)	１３(新設)	20	25	30
標準使用量（ℓ/min）	17	40	40	65	90

※　13㎜新設は増口径を考慮

表－５　共同住宅（メーター口径２０㎜以下）の標準使用量

給水栓数	2～8栓	9～１５栓
標準使用量（ℓ/min）	24	32

①　給水栓数２～８栓は同時使用栓数を２栓とし、２４ℓ/min（台所流し１２ℓ/min・大便器洗浄槽１２ℓ/min）とする。
②　給水栓数９～１５栓は同時使用水栓数を３栓とし、３２ℓ/min（台所流し１２ℓ/min・大便器洗浄槽１２ℓ/min・シャワー ８ℓ/min）とする。

表－６　同時使用率を考慮した給水用具数

給水用具数（栓）	同時使用用具数（栓）	給水用具数（栓）	同時使用用具数（栓）
1	1	１６～２０	5
2～8	2	２１～３０	6
9～１５	3		

※　３１栓以上は、１０栓ごとに１栓増とする。

表－７　戸数から求める瞬時最大流量早見表

戸　数	瞬時最大流量（ℓ/min）	戸　数	瞬時最大流量（ℓ/min）	戸　数	瞬時最大流量（ℓ/min）
1	42	41	229	81	361
2	53	42	232	82	364
3	60	43	236	83	367
4	66	44	240	84	370
5	71	45	243	85	373
6	76	46	247	86	376
7	80	47	251	87	379
8	83	48	254	88	382
9	87	49	258	89	384
10	89	50	261	90	387
11	95	51	265	91	390
12	100	52	268	92	393
13	106	53	272	93	396
14	111	54	275	94	399
15	117	55	278	95	402
16	122	56	282	96	404
17	127	57	285	97	407
18	132	58	289	98	410
19	137	59	292	99	413
20	141	60	295	100	416
21	146	61	298	101	418
22	151	62	302	102	421
23	155	63	305	103	424
24	160	64	308	104	427
25	164	65	311	105	429
26	169	66	315	106	432
27	173	67	318	107	435
28	177	68	321	108	438
29	181	69	324	109	440
30	186	70	327	110	443
31	190	71	330	111	446
32	194	72	334	112	448
33	198	73	337	113	451
34	202	74	340	114	454
35	206	75	343	115	456
36	210	76	346	116	459
37	214	77	349	117	462
38	217	78	352	118	464
39	221	79	355	119	467
40	225	80	358	120	470

表－８　人数から求める瞬間最大流量早見表　　（１部屋あたり２名とする）

人数	ℓ/min	人数	ℓ/min	人数	ℓ/min	人数	ℓ/min	人数	ℓ/min
1	26	41	104	81	152	121	191	161	224
2	33	42	105	82	153	122	192	162	225
3	39	43	107	83	154	123	192	163	225
4	43	44	108	84	155	124	193	164	226
5	46	45	110	85	156	125	194	165	227
6	50	46	111	86	157	126	195	166	228
7	52	47	112	87	159	127	196	167	228
8	55	48	114	88	160	128	197	168	229
9	57	49	115	89	161	129	198	169	230
10	60	50	116	90	162	130	198	170	231
11	62	51	118	91	163	131	199	171	231
12	64	52	119	92	164	132	200	172	232
13	65	53	120	93	165	133	201	173	233
14	67	54	121	94	166	134	202	174	234
15	69	55	123	95	167	135	203	175	234
16	71	56	124	96	168	136	204	176	235
17	72	57	125	97	168	137	204	177	236
18	74	58	126	98	169	138	205	178	237
19	75	59	128	99	170	139	206	179	237
20	76	60	129	100	171	140	207	180	238
21	78	61	130	101	172	141	208	181	239
22	79	62	131	102	173	142	209	182	240
23	80	63	132	103	174	143	209	183	240
24	82	64	133	104	175	144	210	184	241
25	83	65	135	105	176	145	211	185	242
26	84	66	136	106	177	146	212	186	243
27	85	67	137	107	178	147	213	187	243
28	86	68	138	108	179	148	213	188	244
29	87	69	139	109	180	149	214	189	245
30	88	70	140	110	181	150	215	190	245
31	89	71	141	111	182	151	216	191	246
32	91	72	143	112	183	152	217	192	247
33	92	73	144	113	184	153	217	193	248
34	94	74	145	114	184	154	218	194	248
35	95	75	146	115	185	155	219	195	249
36	97	76	147	116	186	156	220	196	250
37	98	77	148	117	187	157	221	197	251
38	100	78	149	118	188	158	221	198	251
39	101	79	150	119	189	159	222	199	252
40	103	80	151	120	190	160	223	200	253

表－９　管口径均等表　　口径による給水栓数以内であること

口　径（㎜）		分　岐　枝　管								
		13	20	25	30	40	50	75	100	150
給水主管	13	1.0								
	20	2.9	1.0							
	25	5.1	1.7	1.0						
	30	8.1	2.8	1.6	1.0					
	40	16.6	5.7	3.2	2.1	1.0				
	50	29.0	9.9	5.7	3.6	1.7	1.0			
	75	79.9	27.2	15.6	9.9	4.8	2.8	1.0		
	100	164.1	55.9	32.0	20.3	9.9	5.7	2.1	1.0	
	150	452.2	154.0	88.2	55.9	27.2	15.6	5.7	2.8	1.0

※　上記管口径均等表は、管長・水圧及び摩擦係数が同一のときに次式により算出したもので
ある。水理計算で不足等が生じる場合は別途検討すること。

$$N = \left(\frac{D}{d}\right)^{\frac{5}{2}}$$　　N：小管の数　　D：主管の直径　　d：枝管の直径

表－１０　口径別最大流量表

流速 2.0m/sec 以下の最大流量　　（単位：ℓ/min）

口径(㎜)	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100
最大流量	15	37	58	84	150	235	530	942

表－１１　給水戸数と同時使用戸数率

総　戸　数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

表－１２　動水勾配早見表（ウエストン公式　流量：ℓ/min，動水勾配：‰　，g=9.8m/cm^2）

流量	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	流量	φ25	φ30	φ40	φ50	流量	φ40	φ50	流量	φ40	φ50	流量	φ50
1	4	1					51	145	63	17	6	101	55	19	151	112	39	201	65
2	11	2	1				52	150	65	17	6	102	56	19	152	113	39	202	65
3	22	3	1	1			53	156	67	18	6	103	57	20	153	114	40	203	66
4	35	5	2	1			54	161	69	18	6	104	58	20	154	116	40	204	66
5	51	8	3	1			55	166	72	19	7	105	59	20	155	117	41	205	66
6	69	10	4	2			56	171	74	20	7	106	59	21	156	118	41	206	67
7	90	13	5	2	1		57	177	76	20	7	107	60	21	157		42	207	68
8	113	17	6	3	1		58	182	79	21	7	108	61	22	158		42	208	68
9	138	20	7	3	1		59	188	81	21	8	109	63	22	159		43	209	69
10	166	24	9	4	1		60	194	83	22	8	110	64	22	160		43	210	69
11	196	28	10	5	1		61	200	86	23	8	111	65	23	161		44	211	70
12	228	33	12	5	1	1	62	205	88	23	8	112	66	23	162		44	212	70
13	263	38	14	6	2	1	63	211	91	24	8	113	67	23	163		44	213	71
14	299	43	16	7	2	1	64	217	93	25	9	114	68	24	164		45	214	72
15	338	48	18	8	2	1	65		96	25	9	115	69	24	165		45	215	72
16	378	54	20	9	2	1	66		99	26	9	116	70	24	166		46	216	73
17	421	59	22	10	3	1	67		101	27	9	117	71	25	167		46	217	74
18	466	66	24	11	3	1	68		104	27	10	118	72	25	168		47	218	74
19	513	72	26	12	3	1	69		107	28	10	119	73	26	169		47	219	75
20	561	79	29	13	3	1	70		109	29	10	120	74	26	170		48	220	75
21	612	86	31	14	4	1	71		112	29	10	121	75	26	171		48	221	76
22	665	93	34	15	4	1	72		115	30	11	122	76	27	172		49	222	77
23	720	100	36	16	4	2	73		118	31	11	123	77	27	173		49	223	77
24	777	108	39	17	5	2	74		121	32	11	124	79	27	174		50	224	78
25		116	42	18	5	2	75		124	32	11	125	80	28	175		50	225	78
26		124	45	20	5	2	76		126	33	12	126	81	28	176		51	226	79
27		132	48	21	6	2	77		129	34	12	127	82	29	177		51	227	80
28		141	51	22	6	2	78		132	35	12	128	83	29	178		52	228	80
29		150	54	24	6	2	79		135	35	12	129	84	29	179		53	229	81
30		159	57	25	7	2	80		138	36	13	130	85	30	180		53	230	82
31		169	61	26	7	3	81		142	37	13	131	87	30	181		54	231	82
32		178	64	28	7	3	82		145	38	13	132	88	31	182		54	232	83
33		188	68	29	8	3	83		148	39	14	133	89	31	183		55	233	84
34		199	71	31	8	3	84		151	40	14	134	90	31	184		55	234	84
35		209	75	33	9	3	85		154	40	14	135	91	32	185		56	235	85
36		220	79	34	9	3	86		157	41	14	136	93	32	186		56	236	86
37		231	83	36	10	3	87		161	42	15	137	94	33	187		57	237	86
38		242	87	38	10	4	88		164	43	15	138	95	33	188		57	238	87
39		253	91	39	10	4	89		167	44	15	139	96	34	189		58	239	88
40		265	95	41	11	4	90			45	16	140	97	34	190		58	240	88
41		277	99	43	11	4	91			45	16	141	99	34	191		59	241	89
42		289	103	45	12	4	92			46	16	142	100	35	192		60	242	89
43			108	47	12	4	93			47	17	143	101	35	193		60	243	
44			112	48	13	5	94			48	17	144	103	36	194		61	244	
45			117	50	13	5	95			49	17	145	104	36	195		61	245	
46			121	52	14	5	96			50	18	146	105	37	196		62	246	
47			126	54	14	5	97			51	18	147	106	37	197		62	247	
48			131	56	15	5	98			52	18	148	108	37	198		63	248	
49			135	58	16	5	99			53	18	149	109	38	199		63	249	
50			140	61	16	6	100			54	19	150	110	38	200		64	250	

※　太線枠内は、流速 2.0m/sec 以内。

表－１３　各流量における口径別摩擦損失水頭表

（ヘーゼン・ウイリアムズ公式　流量：ℓ/min，動水勾配：‰　，　C＝110）

流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100
2			102	4	1	202	14	4	302	30	7	402	51	13
4			104	4	1	204	15	4	304	30	7	404	52	13
6			106	4	1	206	15	4	306	31	8	406	52	13
8			108	4	1	208	15	4	308	31	8	408	52	13
10			110	5	1	210	15	4	310	32	8	410	53	13
12			112	5	1	212	16	4	312	32	8	412	53	13
14			114	5	1	214	16	4	314	32	8	414	54	13
16			116	5	1	216	16	4	316	33	8	416	54	13
18			118	5	1	218	16	4	318	33	8	418	55	14
20			120	5	1	220	17	4	320	33	8	420	55	14
22			122	6	1	222	17	4	322	34	8	422	56	14
24			124	6	1	224	17	4	324	34	8	424	56	14
26			126	6	1	226	18	4	326	35	9	426	57	14
28			128	6	2	228	18	4	328	35	9	428	57	14
30			130	6	2	230	18	4	330	35	9	430	58	14
32			132	7	2	232	18	5	332	36	9	432	58	14
34	1		134	7	2	234	19	5	334	36	9	434	59	14
36	1		136	7	2	236	19	5	336	37	9	436	59	15
38	1		138	7	2	238	19	5	338	37	9	438	60	15
40	1		140	7	2	240	20	5	340	37	9	440	60	15
42	1		142	7	2	242	20	5	342	38	9	442	61	15
44	1		144	8	2	244	20	5	344	38	9	444	61	15
46	1		146	8	2	246	21	5	346	39	10	446	62	15
48	1		148	8	2	248	21	5	348	39	10	448	62	15
50	1		150	8	2	250	21	5	350	39	10	450	63	15
52	1		152	8	2	252	22	5	352	40	10	452	63	16
54	1		154	9	2	254	22	5	354	40	10	454	64	16
56	1		156	9	2	256	22	5	356	41	10	456	64	16
58	1		158	9	2	258	22	6	358	41	10	458	65	16
60	2		160	9	2	260	23	6	360	42	10	460	65	16
62	2		162	9	2	262	23	6	362	42	10	462	66	16
64	2		164	10	2	264	23	6	364	42	10	464	67	16
66	2		166	10	2	266	24	6	366	43	11	466	67	17
68	2		168	10	3	268	24	6	368	43	11	468	68	17
70	2		170	10	3	270	24	6	370	44	11	470	68	17
72	2	1	172	11	3	272	25	6	372	44	11	472	69	17
74	2	1	174	11	3	274	25	6	374	45	11	474	69	17
76	2	1	176	11	3	276	25	6	376	45	11	476	70	17
78	2	1	178	11	3	278	26	6	378	46	11	478	70	17
80	3	1	180	12	3	280	26	6	380	46	11	480	71	17
82	3	1	182	12	3	282	26	7	382	46	11	482	71	18
84	3	1	184	12	3	284	27	7	384	47	12	484	72	18
86	3	1	186	12	3	286	27	7	386	47	12	486	72	18
88	3	1	188	13	3	288	28	7	388	48	12	488	73	18
90	3	1	190	13	3	290	28	7	390	48	12	490	74	18
92	3	1	192	13	3	292	28	7	392	49	12	492	74	18
94	3	1	194	13	3	294	29	7	394	49	12	494	75	18
96	4	1	196	14	3	296	29	7	396	50	12	496	75	19
98	4	1	198	14	3	298	29	7	398	50	12	498	76	19
100	4	1	200	14	3	300	30	7	400	51	12	500	76	19

（ヘーゼン・ウイリアムズ公式　流量：ℓ/min，動水勾配：‰　，　C＝110）

流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100	流量	φ75	φ100
502	77	19	602	108	27	702	143	35	802	183	45	902	228	56
504	78	19	604	108	27	704	144	35	804	184	45	904	229	56
506	78	19	606	109	27	706	145	36	806	185	46	906	229	57
508	79	19	608	110	27	708	145	36	808	186	46	908	230	57
510	79	20	610	110	27	710	146	36	810	187	46	910	231	57
512	80	20	612	111	27	712	147	36	812	187	46	912	232	57
514	80	20	614	112	28	714	148	36	814	188	46	914	233	57
516	81	20	616	112	28	716	148	37	816	189	47	916	234	58
518	82	20	618	113	28	718	149	37	818	190	47	918	235	58
520	82	20	620	114	28	720	150	37	820	191	47	920	236	58
522	83	20	622	114	28	722	151	37	822	192	47	922	237	58
524	83	21	624	115	28	724	152	37	824	193	47	924	238	59
526	84	21	626	116	29	726	152	38	826	193	48	926	239	59
528	85	21	628	116	29	728	153	38	828	194	48	928	240	59
530	85	21	630	117	29	730	154	38	830	195	48	930	241	59
532	86	21	632	118	29	732	155	38	832	196	48	932	242	60
534	86	21	634	119	29	734	155	38	834	197	49	934	243	60
536	87	21	636	119	29	736	156	38	836	198	49	936	244	60
538	87	22	638	120	30	738	157	39	838	199	49	938	245	60
540	88	22	640	121	30	740	158	39	840	200	49	940	246	61
542	89	22	642	121	30	742	159	39	842	200	49	942	247	61
544	89	22	644	122	30	744	159	39	844	201	50	944	248	61
546	90	22	646	123	30	746	160	39	846	202	50	946	249	61
548	91	22	648	123	30	748	161	40	848	203	50	948	250	61
550	91	22	650	124	31	750	162	40	850	204	50	950	251	62
552	92	23	652	125	31	752	163	40	852	205	50			
554	92	23	654	126	31	754	163	40	854	206	51			
556	93	23	656	126	31	756	164	40	856	207	51			
558	94	23	658	127	31	758	165	41	858	207	51			
560	94	23	660	128	31	760	166	41	860	208	51			
562	95	23	662	128	32	762	167	41	862	209	52			
564	95	24	664	129	32	764	167	41	864	210	52			
566	96	24	666	130	32	766	168	41	866	211	52			
568	97	24	668	131	32	768	169	42	868	212	52			
570	97	24	670	131	32	770	170	42	870	213	52			
572	98	24	672	132	33	772	171	42	872	214	53			
574	99	24	674	133	33	774	171	42	874	215	53			
576	99	24	676	133	33	776	172	42	876	216	53			
578	100	25	678	134	33	778	173	43	878	217	53			
580	101	25	680	135	33	780	174	43	880	217	54			
582	101	25	682	136	33	782	175	43	882	218	54			
584	102	25	684	136	34	784	176	43	884	219	54			
586	102	25	686	137	34	786	176	43	886	220	54			
588	103	25	688	138	34	788	177	44	888	221	54			
590	104	26	690	139	34	790	178	44	890	222	55			
592	104	26	692	139	34	792	179	44	892	223	55			
594	105	26	694	140	35	794	180	44	894	224	55			
596	106	26	696	141	35	796	181	44	896	225	55			
598	106	26	698	142	35	798	181	45	898	226	56			
600	107	26	700	142	35	800	182	45	900	227	56			

表－１４　給水用具等損失水頭の直管換算表　（単位：m）

種　別	口　径（㎜）								
	13	20	25	30	40	50	75	100	150
分岐箇所	0.50	0.50	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
サドル付分水栓		2.00	3.00	4.00	5.00	6.00			
仕切弁・スリース弁	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30	0.39	0.63	0.81	1.20
ボール乙止水栓	0.12	0.15	0.18						
逆止弁付水栓	0.54	1.70	4.15	3.60	3.50				
ジスク弁	4.50	6.00	7.50	10.50	13.50	16.50	24.00		
丙止水栓	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30				
逆止弁（リフト式）	3.00	4.00	6.00	11.00	20.00	32.00			
逆止弁（スイング式）	1.20	1.60	2.00						
水抜栓	3.00	4.00	5.00	8.00	11.00	15.00			
メーター	3.00	8.00	12.00	19.00	20.00	20.00	25.00	30.00	90.00
定水位弁			9.20	11.90	13.90	17.60	26.90	35.10	51.70
ボールタップ	4.50	6.00	7.50						
メーター配管ユニット	5.50	4.77	8.48	6.08	7.31	13.86			

表－１５　メーター口径別許容流量表

口径（mm）	メーターの種類	適正使用流量範囲	一時的使用の許容流量（ℓ／min）	
		㎥/h	10 分/日以内	1 時間/日以内
13	接線流羽根車式単箱型乾式	0.10 ～ 1.00	41.7	25.0
20	接線流羽根車式単箱型乾式	0.20 ～ 1.60	66.7	41.7
25	接線流羽根車式単箱型乾式	0.23 ～ 2.50	105.0	66.7
30	接線流羽根車式単箱型乾式	0.40 ～ 4.00	166.7	100.0
40	接線流羽根車式単箱型乾式	0.50 ～ 4.00	266.7	150.0
50	軸流羽根車式たて型ウォルトマン乾式	1.25 ～ 17.30	833.3	500.0
75	軸流羽根車式たて型ウォルトマン乾式	2.50 ～ 27.50	1300.0	783.3
100	軸流羽根車式たて型ウォルトマン乾式	4.00 ～ 44.00	2083.3	1241.7

①　φ13～100 については 1 日当り 10 分程度の使用時間の許容流量を基本とする。

②　φ150 については、別途協議とする。

表－１６　給水用具の最低作動水圧　（単位：Mpa）

給水器具	最低必要水圧	給水器具	最低必要水圧
一般水栓	0.03	シャワー	0.07
大便器洗浄弁（ＦＶ）	0.07	ガス瞬間湯沸器(4～5 号)	0.04
大便器洗浄弁（低圧用）	0.04	ガス瞬間湯沸器(7～16 号)	0.05
温水洗浄便座	0.05	ガス瞬間湯沸器(22～30 号)	0.08

６－４－２　水理計算例題

○　水理計算例題１（連合給水管）

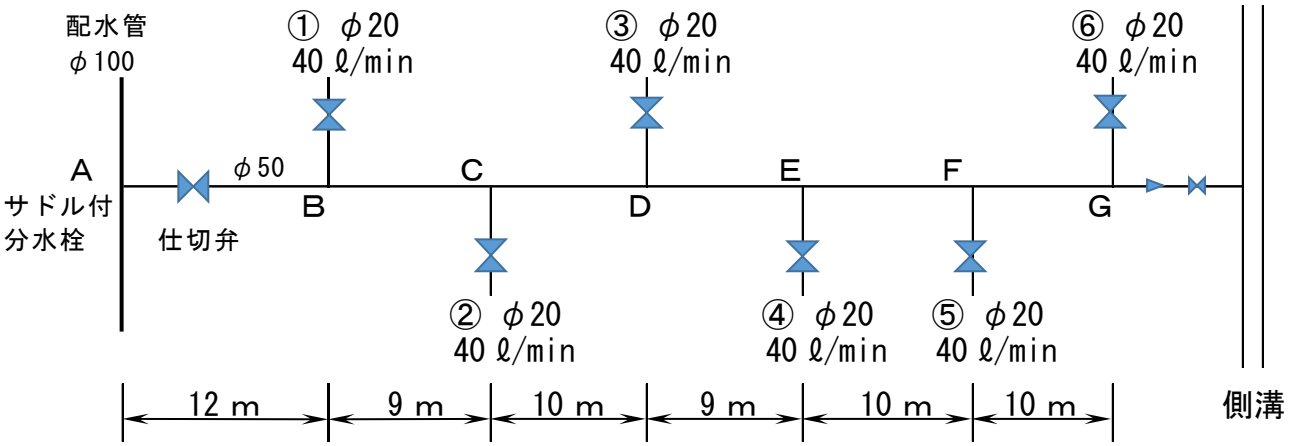

例第１の計算方法

（１）戸数及び口径　　６戸　×　20㎜

（２）口径別の標準水量　　20㎜　：　40ℓ/min

（３）同時使用戸数率　　90%

（４）同時使用水量の算定

戸数　　φ20 の標準使用水量　　同時使用戸数率

（　６戸　×　40ℓ/min　）　×　90%　＝　216ℓ/min

（５）取出し口径の決定

使用水量216ℓ/min から口径別最大流量表（表－１０）より 2.0m/sec を超えない範囲で口径の近似値を選定すると、取出し口径はφ50㎜となる。

（６）損失水頭の算出

区　間	管　径 (㎜)	流　量 (ℓ/min)	戸数	同時使用戸数率 (%)	同時使用流量 (ℓ/min)	管延長器具換算長 (m)	動水勾配 (‰)	損失水頭 (m)
サドル付分水栓	50	240	6	90	216	6.00	74	0.444
仕切弁	50	240	6	90	216	0.39	74	0.029
A～B	50	240	6	90	216	12.00	74	0.888
B～C	50	200	5	90	180	9.00	53	0.477
C～D	50	160	4	90	144	10.00	36	0.360
D～E	50	120	3	100	120	9.00	26	0.234
E～F	50	80	2	100	80	10.00	13	0.130
F～G	50	40	1	100	40	10.00	4	0.040

A～B　地点までの損失水頭	1.361
A～C　地点までの損失水頭	1.838
A～D　地点までの損失水頭	2.198
A～E　地点までの損失水頭	2.432
A～F　地点までの損失水頭	2.562
A～G　地点までの損失水頭	2.602

○　水理計算例題２（直結直圧式給水：栓数１５栓を超える場合）

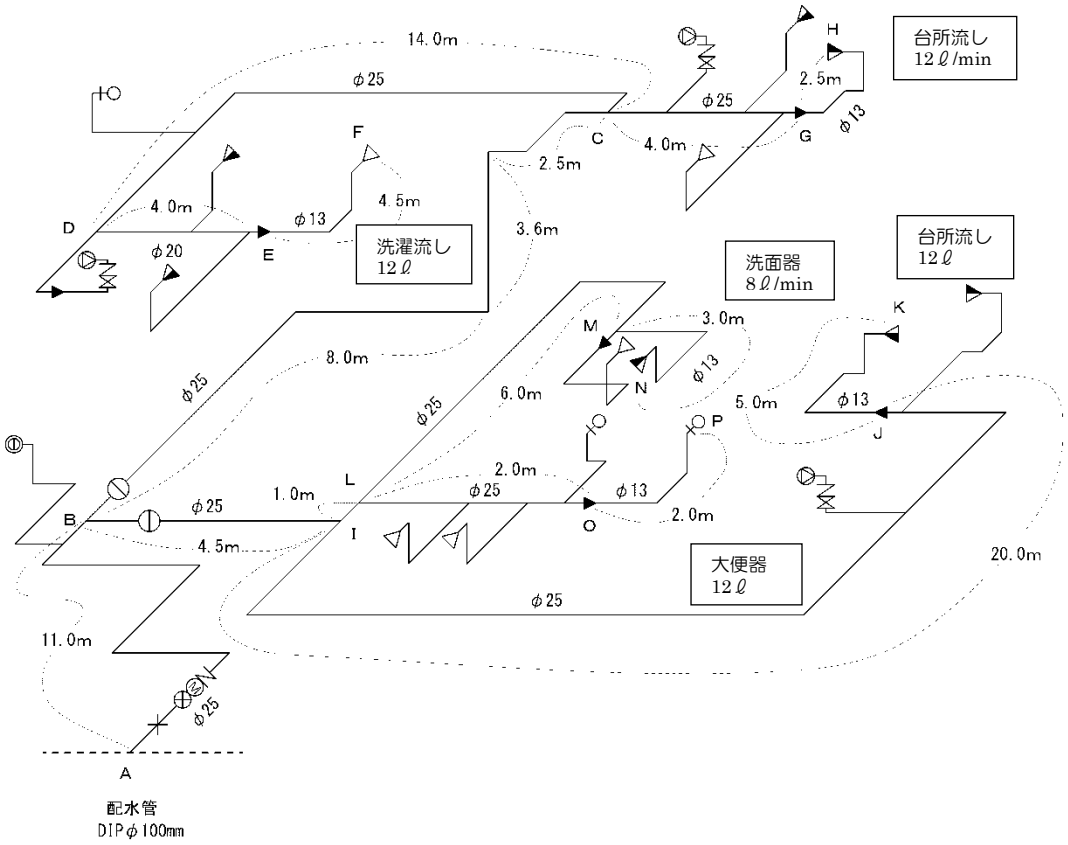

例第２の計算方法

１　条件

（１）使用用途　　一戸建て住宅

（２）同時使用

（３）内訳　水栓数　　１９栓　　----------　５栓

・１階　　１０栓　　----------　３栓

・２階　　９栓　　----------　２栓

ア）配水管埋設深度　　1.2m

イ）道路面から最上階及び各階の給水用具までの高さ　　1.8m（１階）

4.8m（２階）

（４）所要残存水頭　　5.0m

２　用途別使用水量

項　目	地　点	使用用途	口径(㎜)	使用水量(ℓ/min)
１階	K 地点	台所流し	13	12
	N 地点	洗面器	13	8
１階	P 地点	大便器（F・T）	13	12
２階	F 地点	洗濯流し	13	12
	H 地点	台所流し	13	12
合　　計				56

使用水量合計 56ℓ/min から口径別最大流量表（表－１０）より流速 2.0m/sec を超えない範囲で口径の近似値を選定すると、取出し口径はφ25 ㎜となる。

区　間	管径 (㎜)	流量 (ℓ/min)	管及び器具の長さ(m)		総延長 (m)	動水勾配 (‰)	損失水頭 (m)
			給水管	器具換算長			
A～B	25	56	11.00	・サドル付分水栓 3.00 ・ボール乙止水栓 0.18 ・メーター配管 ユニット 8.48 ・メーター 12.00	34.66	171	5.927
B～C	25	24	14.10	水抜栓 5.0	19.10	39	0.745
C～D	25	12	14.00		14.00	12	0.168
D～E	20	12	4.00		4.00	33	0.132
E～F	13	12	4.50		4.50	228	1.026
C～G	25	12	4.00		4.00	12	0.048
G～H	13	12	2.50		2.50	2.28	0.570
B～I	25	32	4.50	水抜栓 5.0	9.50	64	0.608
I～J	25	12	20.00		20.00	12	0.240
J～K	13	12	5.00		5.00	228	1.140
I～L	25	20	1.00		1.00	29	0.029
L～M	25	8	6.00		6.00	6	0.036
M～N	13	8	3.00		3.00	113	0.339
L～O	25	12	2.00		2.00	12	0.024
O～P	13	12	2.00		2.00	228	0.456

地点	地点別損失水頭	所要残存水頭	配水管埋設深度	道路面から給水用具までの高さ	総損失水頭
F	7.998	5.000	1.200	4.800	18.998
H	7.290	5.000	1.200	4.800	18.290
K	7.915	5.000	1.200	1.800	15.915
N	6.939	5.000	1.200	1.800	14.939
P	7.044	5.000	1.200	1.800	15.044

３　結果の判定

20.0m（0.2Mpa）　＞　F 地点　18.998m（0.190Mpa）
H 地点　18.290m（0.183Mpa）
K 地点　15.915m（0.159Mpa）
N 地点　14.939m（0.149Mpa）
P 地点　15.044m（0.150Mpa）

上記より、給水可能。

○　水利計算例題３（3 階建て建物直結・直圧式給水）

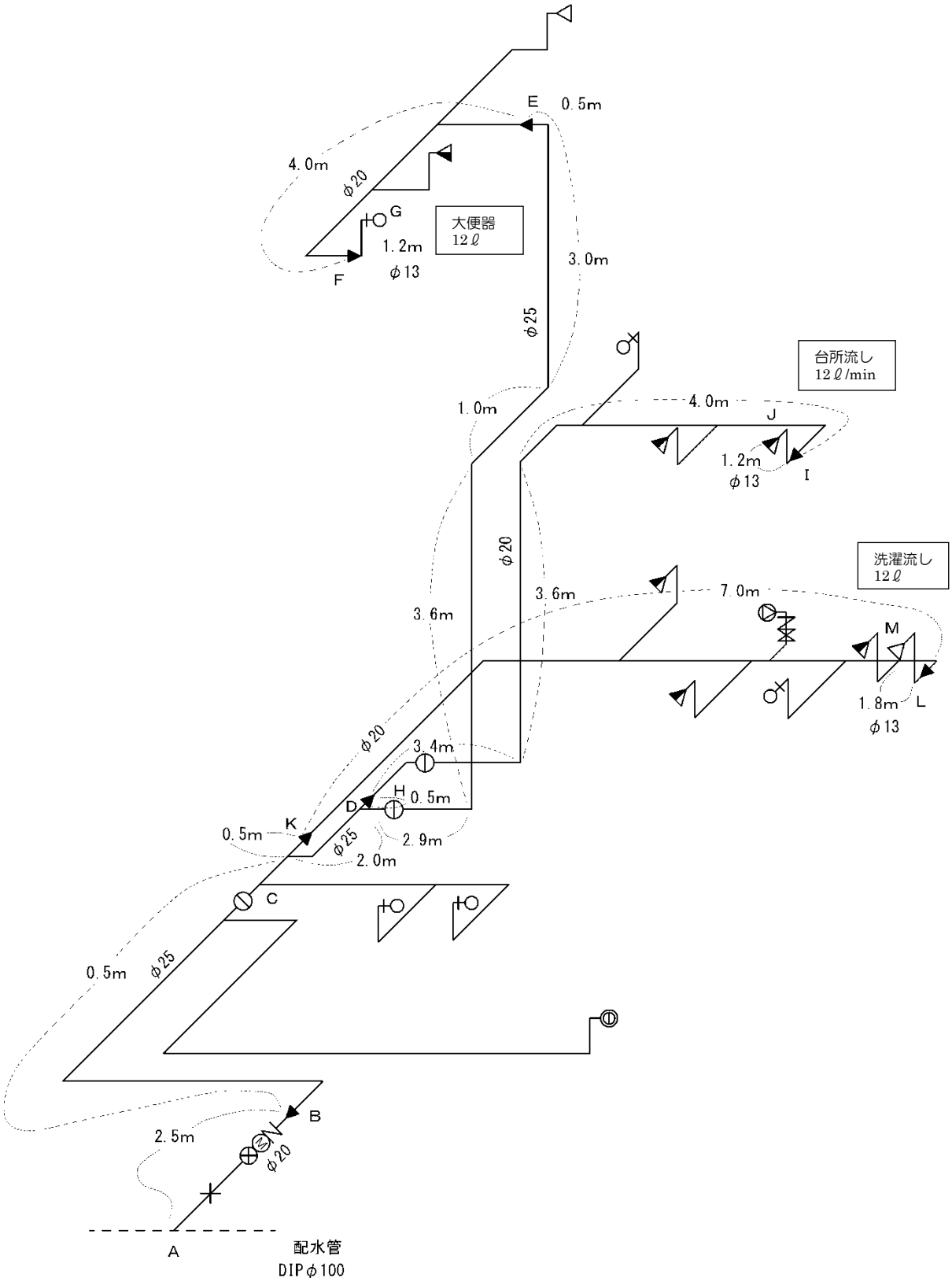

水理計算例第３の計算方法

１　条件

（１）使用用途　一戸建て住宅

（２）同時使用

（３）内訳　水栓数　　１５栓 ---------- ３栓

・１階　　９栓 ---------- １栓

・２階　　３栓 ---------- １栓

・３階　　３栓 ---------- １栓

ア）配水管埋設深度　1.2m

イ）道路面から最上階及び各階の給水用具までの高さ　1.8m（１階）

4.8m（２階）

7.8m（３階）

（４）所要残存水頭　5.0m

２　用途別使用水量

区　分	地　点	用　途	口径（㎜）	使用水量（ℓ/min）
１階	M	洗濯流し	13	12
２階	J	台所流し	13	12
３階	G	大便器（F･T）	13	12
合　　計				36

使用水量合計　36　ℓ/min からロ径別最大流量表（表－１０）より流速　2.0m/sec を超えない範囲でロ径の近似値を選定すると取出しロ径はφ20 ㎜となる。

区間	管径 (㎜)	流量 (ℓ/min)	管及び器具の長さ(m)		総延長 (m)	動水勾配 (‰)	損失水頭 (m)
			給水管	器具換算長			
A～B	20	36	2.50	・サドル付分水栓　2.00 ・ボール乙止水栓　0.15 ・メーター配管 ユニット　4.77 ・メーター　8.00	17.42	220	3.832
B～C	25	36	5.50	水抜栓　5.0	10.50	79	0.830
C～D	25	24	2.00		2.00	39	0.078
D～E	25	12	11.00	水抜栓　5.0	16.00	12	0.192
E～F	20	12	4.00		4.00	33	0.132
F～G	13	12	1.20		1.20	228	0.274
D～H	25	12	0.50		0.50	12	0.006
H～Ⅰ	20	12	11.00	水抜栓　4.0	15.00	33	0.495
Ⅰ～J	13	12	1.20		1.20	228	0.274
C～K	25	12	0.50		0.50	12	0.006
K～L	20	12	7.00		7.00	33	0.231
L～M	13	12	1.80		1.80	228	0.410

地点	地点別 損失水頭	所要 残存水頭	配水管 埋設深度	道路面から 給水用具までの高さ	総損失水頭
G	5.338	5.000	1.200	7.800	19.338
J	5.515	5.000	1.200	4.800	16.515
M	5.210	5.000	1.200	1.800	13.210

3　結果の判定

20.0m（0.2Mpa）　＞　G地点　19.338m（0.193Mpa）
J地点　16.515m（0.165Mpa）
M地点　13.210m（0.132Mpa）

上記より、給水可能。

○　水理計算例題４（受水槽式給水：使用人数から算出）

１　建物の用途　　共同住宅

２　建築概要（規模）　　地上７階

３　計画一日使用水量の算定（使用人数から算出）

１階	５部屋	×　（１LDK　2.0 人）	＝	１０.０人
２階	５部屋	×　（１LDK　2.0 人）	＝	１０.０人
３階	５部屋	×　（１LDK　2.0 人）	＝	１０.０人
４階	５部屋	×　（２LDK　3.5 人）	＝	１０.５人
５階	５部屋	×　（２LDK　3.5 人）	＝	１０.５人
６階	５部屋	×　（３LDK　4.0 人）	＝	８.０人
７階	５部屋	×　（３LDK　4.0 人）	＝	８.０人
			計	６７.０人

算定人員		対象給水量		
６７.０人	×	２５０ℓ/day	＝	１６,７５０ℓ/day

４　単位時間（毎分）当たり給水量の算出

計画一日使用水量		給水時間		
１６,７５０ℓ/day	÷	１２h	÷	６０min　＝２４ℓ/min

５　受水槽の容量及び有効容量

有効容量の範囲（計画一日使用水量）	4/10	6/10
	6.70 ㎥	10.05 ㎥
容　　量	10.00 ㎥	高さ 2.0m・幅 2.0m・奥行 2.5m
有 効 容 量	7.50 ㎥	高さ 1.5m・幅 2.0m・奥行 2.5m

高置水槽を設置する場合は、有効容量範囲を 3/10～5/10 とする。
ただし、高置水槽の容量は 1/10 とする。

6　給水管口径の決定（メーター口径を仮設定する）

動水勾配（‰）　I＝H÷L×1,000

H＝設計水圧－（配水管の埋設深度＋　道路面から給水管の最高点までの高さ）

L＝給水管延長　　＋　　器具の直管換算長

区　　分		試　算　1	試　算　2
メーター口径		25 ㎜	20 ㎜
延長 m	管　延　長	60.0m	60.0m
	器具の直管換算長		
	・サドル付分水栓	3.00	2.00
	・ボール乙止水栓	0.18	0.15
	・メーター配管ユニット	8.48	4.77
	・メーター	12.00	8.00
	・スリース弁	0.18	0.15
	・定水位弁	9.20	－
	・ボールタップ	－	6.00
	計	30.74	21.07
	合　計	L＝90.74m	L＝81.07m
有効水頭 m	設　計　水　圧	20.00m	20.00m
	配水管と水栓の高低差		
	・配水管埋設深度	1.20	1.20
	・道路面から給水管の最高点までの高さ	10.00	10.00
	計	11.20	11.20
	合　計	H＝ 8.80m	H＝ 8.80m
動水勾配　$I=\frac{H}{L}\times 1{,}000$		8.80÷93.04×1,000≒94	8.80÷81.07×1,000≒108

動水勾配早見表（表－１２）より、単位時間当りの給水量 24ℓ/min と動水勾配 94‰以下で流速 2.0m/sec を超えない範囲で口径を選定すると、給水管口径は 25 ㎜となる。

7　メーター口径の決定

単位時間（毎分）使用水量とメーター口径別許容流量表（表－１５）より

24ℓ/min　＜　105ℓ/min（口径 25 ㎜メーターの一時的使用の許容流量）

8　結果の判定

上記より口径 25 ㎜で給水可能。

○　水理計算例題５（受水槽式給水：構築物の単位床面積から算出）

１　使用用途　　事務所

２　建物概要（規模）　　地上５階

３　計画一日使用水量の算定（構築物の単位床面積から算出）

１階 ---------- 240 ㎡
２階 ---------- 240 ㎡
３階 ---------- 230 ㎡
４階 ---------- 230 ㎡
５階 ---------- 215 ㎡
計　　1,155 ㎡

算定床面積		算定さ人員		対象給水量		
1,155m^2	×	0.1 人	×	100ℓ/day	＝	11,550ℓ/day

４　単位時間（毎分）当たり給水量の算出

計画一日使用水量		給水時間				
11,550ℓ/day	÷	8hr	÷	60min	≒	24ℓ/min

５　受水槽の容量及び有効容量

有効容量の範囲（計画最大使用水量）	4/10	6/10
	4.62 ㎥	6.93 ㎥
容　　量	7.50 ㎥	高さ 2.0m・幅 1.5m・奥行 2.5m
有 効 容 量	5.63 ㎥	高さ 1.5m・幅 1.5m・奥行 2.5m

高置水槽を設置する場合は、有効容量範囲を 3/10～5/10 とする。
ただし、高置水槽の容量は 1/10 とする。

6　給水管口径の決定（メーター口径を仮設定する）

動水勾配（‰）　Ｉ＝Ｈ÷Ｌ×1,000

Ｈ＝設計水圧－（配水管の埋設深度＋　道路面から給水管の最高点までの高さ）

Ｌ＝給水管延長　　＋　　器具の直管換算長

区　　分		試　算　1	試　算　2
メーター口径		25 ㎜	20 ㎜
延長 m	管　延　長	60.0m	60.0m
	器具の直管換算長		
	・サドル付分水栓	3.00	2.00
	・ボール乙止水栓	0.18	0.15
	・メーター配管ユニット	8.48	4.77
	・メーター	12.00	8.00
	・スリース弁	0.18	0.15
	・定水位弁	9.20	―
	・ボールタップ	―	6.00
	計	33.04	21.07
	合　　計	Ｌ＝93.04m	Ｌ＝81.07m
有効水頭 m	設　計　水　圧	20.00m	20.00m
	配水管と水栓の高低差		
	・配水管埋設深度	1.20	1.20
	・道路面から立ち上がり管の最高点までの高さ	2.90	2.90
	計	4.10	4.10
	合　　計	Ｈ＝15.9m	Ｈ＝15.9m
動水勾配　$I=\frac{H}{L}\times 1{,}000$		15.9÷93.04×1,000≒170	15.9÷81.07×1,000≒196

動水勾配早見表（表－１２）より、単位時間当りの給水量 24ℓ/min と動水勾配 196‰以下で流速 2.0m/sec を超えない範囲で口径を選定すると、給水管口径は 20 ㎜となる。

7　メーター口径の決定

単位時間（毎分）使用水量とメーター口径別許容流量表（表－１５）　より

24ℓ/min　＜　66.7ℓ/min（口径 20 ㎜メーターの一時的使用の許容流量）

8　結果の判定

上記より口径 20 ㎜で給水可能。

第７章　給水管及び給水用具

７－１　基準適合品の使用

（１）給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準省令」。）により個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能及びその定量的な判断基準の明確化を図り、給水装置の製造者、販売者、輸入者等の誰もが基準適合を一律に判断可能となったことから、基準に適合していることの確認は「自己認証」を基本とする。

（２）指定事業者は、給水装置等に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造者、販売者、輸入者等の資料により、基準に適合していることを確認しなければならない。

（３）個々の給水管及び給水用具が性能基準を満たすとともに、給水装置工事が適正に施工される事が必要であり、逆流防止、凍結防止、防食等の機能が備わっていなければならない。

（４）製品が構造及び材質基準に適合していることを認証することを業務とする「第三者認証機関」もあり、その認証済みマークが表示されている製品もある。

７－２　性能基準に適合する給水装置用材料

「構造及び材質基準」に適合した給水管及び給水用具には、自己認証品、第三者認証品、適合が明らかな製品がある。

（１）自己認証品

製造業者や販売業者が自らの責任において、性能基準に適合していることを証明する製品。

証明には、製造業者等が自らまたは、試験機関等に委託して得た試験成績書等を使用する。

（２）第三者認証品

製造業者等の希望に応じて、第三者認証機関が性能基準に適合することを証明、認証した製品。

第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否か等の検査を行って基準の適合性を認証したうえで、当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。

第三者認証機関には、公益社団法人日本水道協会、一般財団法人日本燃焼機器検査協会、一般財団法人電気安全環境研究所及び一般財団法人日本ガス機器検査協会がある。

（３）適合が明らかな製品

水道用ＪＩＳ規格、ＪＷＷＡ規格のように性能基準の適合が明らかな製品。

７－３　基準適合品の確認方法

給水装置データベース

名　　称	ホームページアドレス
国土交通省給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply

第三者認証業務を行っている機関

名　　称	ホームページアドレス
公益社団法人　日本水道協会（JWWA）	www.jwwa.or.jp
一般財団法人　日本燃焼機器検査協会（JHIA）	www.jhia.or.jp
一般在団法人　電気安全環境研究所（JET）	www.jet.or.jp
一般財団法人　日本ガス機器検査協会（JIA）	www.jia-page.or.jp

第三者認証機関マーク

第三者認証機関名	認証組織	審査内容等	表示マーク
（公社）日本水道協会	品質認証センター	基本基準適合品	JWWA 共
		基本基準適合品 寒冷地仕様	JWWA 寒
		基本基準適合品 寒冷地と共用仕様	JWWA 共
		特別基準適合品 技術基準適合品	JWWA
	検査部	日水協規格の適合	JWWA JWWA
（一財）日本燃焼機器検査協会	検査部	性能基準の適合	JHIA 水道法基準適合
（一財）電気安全環境研究所	お客様サービス部	性能基準の適合	JET 水道法基準適合
（一財）日本ガス機器検査協会	認証技術部	性能基準の適合	JIA 水道法基準適合

ＪＩＳ規格マーク

	JIS マーク
水道用 JIS 規格マーク	JIS

７－４　給水装置用材料の認証

この認証図は、一般的例に基づいて作成したものである。

第８章　量水器

８－１　設置（水道給水条例 21 条）

給水量は、市の量水器により計量する。ただし、管理者たる市長においてその必要ないと認めたときは、その限りでない。その位置は管理者たる市長が定める。

８－２　貸付け（水道給水条例 22 条）

量水器は管理者たる市長が設置して、水道使用者等に保管させる。ただし、保管者の責に帰すべき事由により量水器を亡失またはき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

８－３　設置基準

（１）一給水装置には、１個のメーターを設置する。

（２）同一敷地内に一戸建て住宅が複数ある場合及び一戸建て住宅とそれ以外の使用用途の建物等があり、別棟となっている建物に給水する場合は、それぞれにメーターを設置する。

ただし、これによりがたい場合は管理者と事前協議を行うこととする。

（３）一戸建て住宅等で便所、台所、浴室を各２箇所以上設置し、複数世帯が居住することができる構造または居住することができる建物の場合は、給水装置を分割し、それぞれのメーターを設置することとする。

ただし、建物（給水装置）の所有者が同一で、給水装置を一つにしたい場合に限り、一個のメーターとすることができる。

（４）店舗併用住宅において、建物（給水装置）の所有者が同一で、給水装置を一つにしたい場合に限り一個のメーターとすることができる。

（５）共同住宅などで散水栓等の給水用具を共有する場合は、共有する給水系統を一給水装置としてメーターを設置する。

（６）同一敷地内で同じ目的に使用される給水装置については、建物の棟数に関係なく、１個のメーターを設置する。（学校、病院、工場等）

ただし、これによりがたい場合は管理者と事前協議を行うこととする。

（７）メーター筐上部または近辺には、検針及び維持管理に支障となる植樹、建築工作物、冷暖房用室外機等を設置しないこと。

８－４　設置位置

（１）原則として官民境界より 1.5m 以内の宅地内に設置すること。

（２）メーターは給水管と同径の物を使用し、給水栓より低い位置に設置すること。

（３）次の事項に留意して設置すること。

① 検針及び取り換え作業等維持管理に支障がないこと（異形継手は使用しないこと）。

② 雨水、汚水等が入らず、常に乾燥している場所。

③ 凍結の生じない場所。

④ 人の出入りが容易な場所。

（４）借地で土地所有権者の了承が得られている場所。

（５）倉庫、車庫（シャッター付）等の建物内または駐車場で車両の下となるような場所には設置しない。

（６）上記により施工が出来ない場合は管理者と協議を行うこと。

８－５　設置方法

（１）メーターに表示されている流水方向の矢印を確認し、水平に取付て計量に支障を生じないよう設置する。

（２）設置後にねじれが起こらないよう注意し、各継手を取り付ける。

（３）設置する場合は、次のとおりとする。

① 口径 13 ㎜から 50 ㎜については、メーター配管ユニットの使用を可とする。

② 口径 13 ㎜から 40 ㎜のメーターについては、上下流いずれか一方向に逆止弁を設置する。

③ 口径 50 ㎜以上のメーターは上・下流側に仕切弁を設置する

（４）メーター筐は、以下のとおりとする。

① メーター筐の大きさは、各口径毎の器具（止水栓等）が収納でき、メーター交換に支障を来さない大きさとすること。また、不要な隙間がなく、土砂・泥水とうの流入が生じないこと。

② 金属製タイプの筐を使用する場合は、管理者と協議すること。

③ 口径 50 ㎜以上の筐は小窓付きタイプとする。

第９章　配管・施工

９－１　安全・衛生対策

９－１－１　給水装置の耐圧

（１）給水装置は、耐圧試験により 1.75Mpa の静水圧を 1 分間加えたときに水漏れ、変形、破損その他異常が生じないこと。

（２）貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水器具は、0.3Mpa の静水圧を 1 分間加えたときに水漏れ、変形、破損その他異常が生じないこと。

（３）管理者が行う検査は、加圧水圧（静水圧）及び加圧時間試験をおこなう。

（４）給水用具の接合部は、水漏れが生じやすい部位であることを念頭に適切に工事を行う。

（５）給水管の主配管部は、維持管理を考慮し容易に移動することができない構造物直下、樹木下部、給水管材料により水質に悪影響を及ぼす危険性のある貯留構造物を避けて配管すること。

９－１－２　水質汚染防止

（１）既設給水管に鉛製給水管が使用されている場合は、鉛が溶融しない他の管種に替えること。

（２）配管規模の大きい給水装置で配管末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、停滞水が生じ水質悪化の恐れがあるので、極力避けること。

ただし、やむを得ない場合は末端部に排水装置を設置すること。

（３）学校、集会所等で使用水量の変動がある給水装置は、停滞した水を容易に排水するための設備を設けること。

（４）給水管路の途中に水質の汚染源がある場合は、有害物質が水道水に混入しないところまで離して配管すること。

（５）ＶＰ、ＰＰ管等の合成樹脂は有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油、有機溶剤等の油脂類が浸透する恐れがある箇所には使用しないこととし、金属管（ステンレス鋼管、ライニング鋼管等）を使用すること。

なお、鉱油類とは、重油、軽油、ガソリン等であり、有機溶剤とは、塗料、シンナー等をいう。

９－１－３　破壊防止

（１）水撃作用の発生と影響

配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激な圧力上昇（水撃作用）が起こる。この作用により配管に振動や異常音が頻発に発生すると管の破損や継手の緩みの原因となり漏水が発生する。

（２）水撃作用を生じる恐れのある給水装置

水撃圧は流速に比例するので給水管の水撃作用を防止するには、管内流速を遅くする必要がある。（2.0m/sec 以下）

また、実際の給水装置においては、安定した利用は困難であり流速はたえず変化しているので、次のような装置または場所では特に注意をすること。

①　開閉時間が短い給水栓

（ａ）レバーハンドル式（ワンタッチ）給水栓

（ｂ）ボールタップ

（ｃ）電磁弁

（ｄ）洗浄弁

（ｅ）元止め式瞬間湯沸器

② 次のような場所では水撃圧が増幅される可能性がある。

（ａ）管内の常用圧力が著しく高い場所

（ｂ）水温が高い場所

（ｃ）曲折が多い配管部

（３）水撃作用を生じるおそれがある場合は、吸収措置を施す。

① 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し、給水圧または流速を下げる。

② 水撃防止器具を設置する。

③ 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち遮蔽板等を設置する。

④ 増幅防止のため、鳥居配管等空気の停滞が生じる配管を避ける。

９－１－４ 施工等による破壊防止

（１）給水管自体が伸縮かとう性に富んだ材質のものを使用するほか、剛性の高い材質の場合は管路の適切な箇所に伸縮かとう性のある継手を使用する。

（２）分岐部や埋設深度の変化する部分及び地中埋設管から建物内の配管との接続部等にも伸縮かとう性のある管や継手を使用する。

（３）分岐工事に際しては、配水管の強度を低下させるような分岐工法は避ける。

（４）給水管の布設については、耐震性を考慮して入念に施工する。

（５）給水管の損傷防止

① 建物の柱や壁等に沿わせて配管する場合には、外圧、自重、水圧等による振動やたわみで損傷を受けやすいので管をクリップ等のつかみ金具を使用し、１～２ｍ の間隔で建物に固定する。

② 給水栓取付け部は、特に損傷を受けやすいので堅固に取り付ける。

③ 給水管が構造物の基礎や壁等を貫通する場合は、貫通部に配管スリーブ等を設け、スリーブとの隙間を弾性体で充填して管の損傷を防止する。

④ 給水管はほかの埋設物（埋設管、構造物の基礎等）から３０㎝以上の間隔を確保する。

⑤ 上記間隔の確保が困難な場合は、給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、損傷を防止する。

９－１－５ 浸食防止（防食）

（１）腐食の種類

① 自然腐食

埋設されている金属管は、管の内面を水で、外面は湿った土壌、地下水等の電解質に接しているため、その電解質との電気化学的な作用で起こる浸食や微生物による腐食を受ける。

② 電気浸食（電食）

金属管が鉄道、変電所等に近接して埋設されている場合に漏えい電流による電気分解作用により浸食をうける。

③ 異種金属接触浸食

埋設された金属管が異なった金属管や継手、ボルト等と接触していると卑の金属（自然電位低い金属）と貴の金属（自然電位の高い金属）との間に電池が形成され、卑の金属が浸食される。

腐食の要素

腐　食	電　　食	鉄道の迷走電流	
		干　　渉	
	自然腐食	ミクロセル腐食	一 般 土 壌 腐 食
			特 殊 土 壌 腐 食
		マクロセル腐食	コンクリート/土壌
			酸素濃淡（通気差）
			異　種　金　属

（２）腐食の形態

①　全面腐食

全面が一様に表面的に腐食し、管の肉厚が全面的に減少し寿命を短縮させる。

②　局部腐食

腐食が局部に集中するため、漏水等の事故を発生させる。また、管の内面腐食によって発生する鉄錆のこぶは流水断面を縮小するとともに摩擦抵抗を増大して給水不良を招く。

（３）腐食の起こりやすい土壌

①　酸性またはアルカリ性の工場廃液等が沈下浸透している土壌。

②　埋立地の土壌（硫黄分を含んだ土壌、泥炭地帯）

（４）防食工

①　サドル付分水栓等の分岐部及び腐食のおそれのある金属製の給水装置は、ポリエチレンシートやポリエチレンスリーブによって被覆するなど適切な腐食防止を施す。

②　異種金属管との接続には、異種金属管用絶縁継手等を使用し適切な腐食防止を施す。

９－１－６　逆流防止

（１）給水装置は、通常有圧で給水しているため、外部から水が流入することはないが、断水や漏水等により逆圧または負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該所有者やほかの所有者までも衛生上危害を及ぼすおそれがある。

（２）吐水口を有し逆流の可能性がある箇所には、次の措置を講ずる。

①　吐水口空間の確保

②　逆流防止機能を有する給水用具の設置

③　負圧破壊性能を有する給水用具の設置

（３）規定の吐水口空間

①　口径２５㎜以下の場合

口径 の 区 分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離（B）	越流面から吐水口の中心までの垂直距離（A）
１３㎜以下	２５㎜以上	２５㎜以上
１３㎜を超え２０㎜以下	４０㎜以上	４０㎜以上
２０㎜を超え２５㎜以下	５０㎜以上	５０㎜以上

注１）浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は５０㎜以上確保する。

注２）プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動により洗剤または薬品を入れる水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は２００㎜以上を確保する。

注３）注１）、注２）は給水用具内部の吐水口空間には適用しない。

② 口径が２５㎜を超える場合

区分		壁からの離れ（B）	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離（A）
近接の壁からの影響がない			1.7×d+5㎜以上
近接壁の影響あり	近接壁１面の場合	３×D以下	3.0×ｄ以上
		３×Dを超え５×D以下	2.0×ｄ＋5㎜以上
		５×Dを超えるもの	1.7×ｄ＋5㎜以上
	近接壁２面の場合	４×D以下	3.5×ｄ以上
		４×Dを超え６×D以下	3.0×ｄ以上
		６×Dを超え７×D以下	2.0×ｄ＋5㎜以上
		７×Dを超えるもの	1.7×ｄ＋5㎜以上

注１）Ｄ：吐水口の内径(㎜)　　ｄ：有効開口の内径(㎜)

注２）吐水口の断面が長方形の場合は、長辺をDとする。

注３）越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなす。

注４）浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は５０㎜以上を確保する。

注５）プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽並びに容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は２００㎜以上を確保する。

注６）注４）及び注５）は、給水用具内部の吐水口空間には適用しない。

越流管（縦取出し）

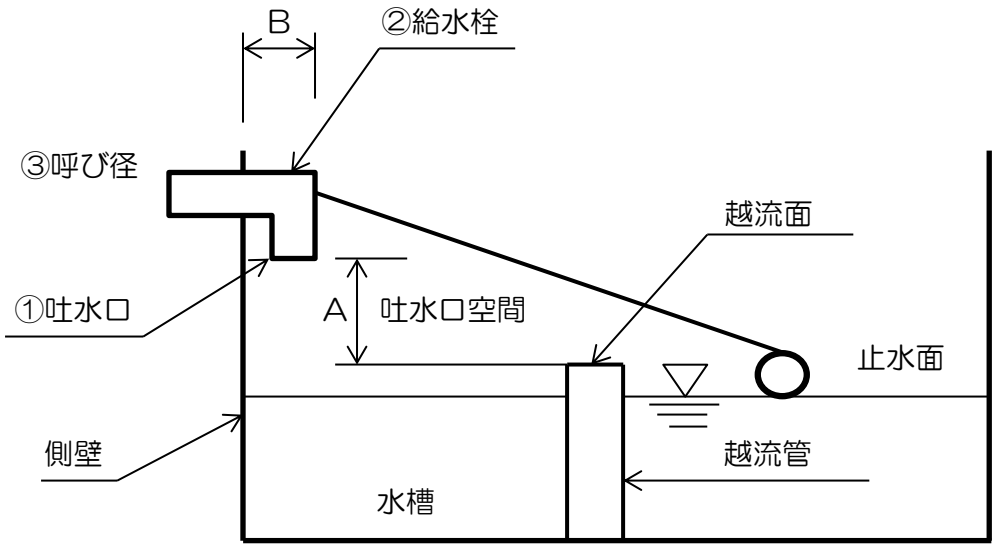

越流管（横取出し）

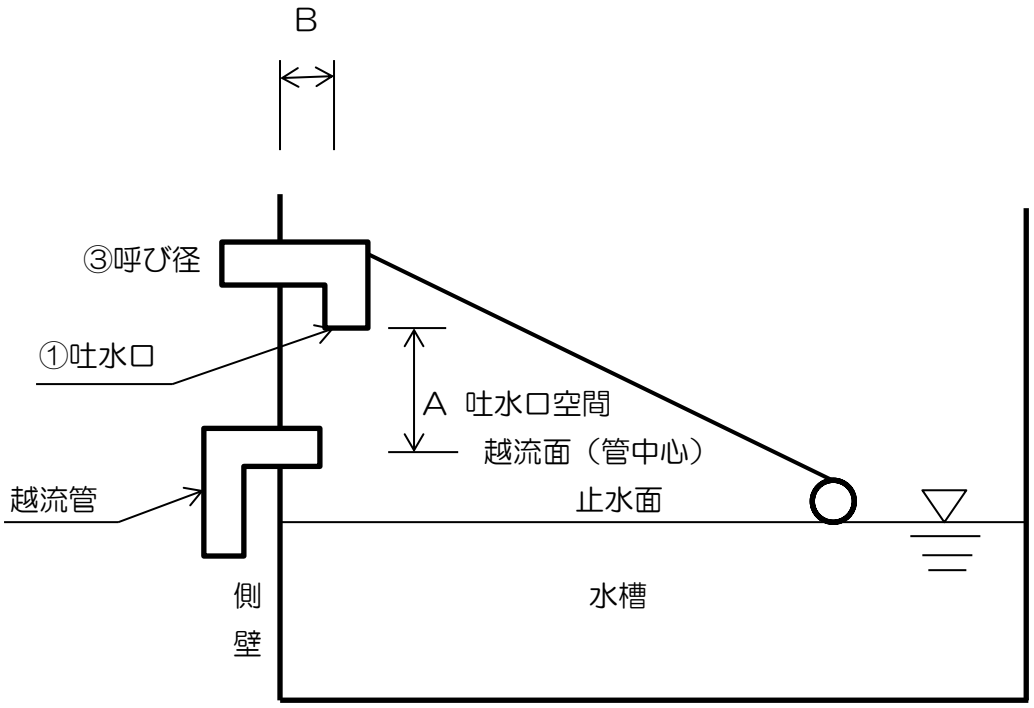

① 吐水口内径　　D(㎜)
② こま押さえ部の内径
③ 給水用具の接続管内径

以上、三つの内径のうち最小内径を有効開口の内径ｄ(㎜)とする。

９－１－７　凍結防止

凍結する可能性がある箇所を次に挙げる。

（１）家屋の立ち上がり（露出）管。
（２）屋外の露出給水管及び水栓（受水槽周辺配管。散水栓等）。
（３）屋外の減圧弁、逆止弁、空気弁等の弁類。
（４）水路を横断する上越し管。
（５）凍結深度より浅く埋設した管

９－１－８　凍結防止の配管

（１）屋外配管は埋設配管とし、凍結深度より深くする。やむを得ず凍結深度より浅く埋設する場合または露出管になる場合は、保温材等により防寒対策を施す。
（２）露出配管は、管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の器具を設置し、耐寒性を確保する。
（３）結露が発生する給水装置は、防露措置を施す。

９－１－９　クロスコネクション防止

（１）水道水中に排水、化学薬品等の物質が混入する可能性がある水道以外の設備との接合は、絶対に行わない。
（２）上水道とほかの給水装置との接合は絶対に行わない。
（３）用途が異なる配管のクロスコネクションを防止するため、管の外面に用途が識別できる表示を行う。

（４）給水装置と接合されやすい事例は次に示す。

① 井戸水、工業用水、再生利用水の配管。

② 受水槽以下の配管。

③ プール、浴場等の循環用配管。

④ 水道水以外の給湯配管。

⑤ 水道水以外のスプリンクラー配管。

⑥ ポンプの呼び水配管。

⑦ 冷凍機の冷却水配管。

９－２ 配管の原則

９－２－１ 分岐から給水用具までの配管

（１）設置場所の荷重条件により、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分耐えられるような構造や材質の給水装置を選定する。

（２）給水装置の材料は、設置場所に応じた管種や維持管理を考慮して選定する。

（３）給水装置には、止水栓、メーター、その他給水器具を設置する。

（４）メーター以降の給水管は、メーター口径以下とする。（先太り配管の禁止）

（５）メーター口径１３㎜における立ち上がり管の配管口径は、水道水の凍結を防止するため立ち上がり管に限り管口径を２０㎜にすることができる。

ただし、「高断熱・省エネルギー高規格住宅」で凍結の恐れのない構造は、この限りでない。

（６）給水装置工事は、仕切弁または止水栓の開閉により施工する。

９－２－２ 分岐から宅地内第１止水栓までの施工

（１）配水管分岐部から宅地内に引き込む給水管口径は、分岐口径と同口径とする。

（２）給水管を構造物（側溝、石垣等）と平行して布設する場合は、その構造物から３０㎝以上の離隔を確保する。

（３）給水管をほかの地下埋設物と平行に配置する場合は、３０㎝以上の離隔を確保する。

また、公道上でほかの埋設管と立体交差する場合は、１０㎝以上の離隔をとり交差部には保温筒（発泡スチロール）またはサンドクッション等の適切な措置を講ずる。

（４）ガソリンスタンドまたは宅地内土壌が油脂混じりになる場所の配管は、金属管を使用する。

（５）道路及び通路に布設し、配水管分岐口径が５０㎜以上の場合は、配水管分岐口径の 1/2 以上の排水設備を設置する。また、排水口は吐水口空間を設けること。

さらに、設置条件は下記のとおりとする。

① 排水設備は、管理者が指定する仕切弁・止水栓を使用する。

② 排水設備の末端は、側溝等適切（蓋はグレーチング）に排水できる構造であること。

③ 排水口（吐水口）への水の逆流を防止するため、吐水口空間を設けること。

④ 排水設備の末端（流末）が側溝等の場合は、排水口（吐水口）から最高水位までの垂直距離をもって吐水口空間とする。

９－２－３ 宅地内第１止水栓から給水器具までの施工

（１）給水管の配管は、原則として直線配管が望ましい。やむを得ず曲げ配管を行う場合は、管材質に応じた適正な配管を行う。

（２）給水管に使用する管及び継手は管種による特徴を考慮し、使用箇所に最も適した器材を次により選択し使用する。

① 油脂混じり土壌、有機溶剤等の浸透する場所は、油類が浸透しない材質の給水管を使用する。

または、さや管防護や土壌浸透を防止する措置を講ずる。

（ａ）金属管（ステンレス鋼管、ライニング鋼管等）

なお、油脂交じり土壌例として、ガソリンスタンド、自動車整備工場、薬品工場、灯油タンク下部等があげられる。

② 立ち上がり管以降の給水管は、解氷作業が容易な金属管が望ましい。なお、硬質塩化ビニール管は、凍結、衝撃により破損しやすいので使用しない。

③ ステンレス鋼管は、電気抵抗が大きいので電気解氷器の使用は注意する。

（３）埋設給水管と建築物の立ち上がり管は、地震時の揺れの違いを吸収するため、伸縮可とう性または可とう性を有することが望ましい。

（４）給水装置において湯沸器を設置する工事で、電気、ガス等の同時施工が伴う場合は、必要に応じて管理、監督を行う有資格者を置く等、関連法律に従い施工する。

９－３　埋設深度

９－３－１　給水管の埋設深

（１）国道、県道、市道の埋設深（舗装表面から管外径までの垂直距離）は、道路管理者の指示による。

（２）私道の埋設深は、0.60m 以上とする。（普通自動車程度で主に水道使用者が通行する道路）

（３）宅地内の埋設深は、0.45m以上とする。ただし、車両が通る箇所については、0.60m以上とするか、管の防護を行うこと。

注１）障害物やその他の理由により既定の埋設深度が確保できない場合には、管理者と事前協議を行うこと。

９－３－２　舗装復旧

（１）国道、県道、市道の舗装復旧方法については、道路管理者の指示による。

９－４　分岐、分岐止め

９－４－１　配水管からの分岐及び分岐止め

（１）配水管からの分岐及び分岐止めは、下記の資格取得者に限ることとする。

資格認可団体	資　格　種　別	φ50 ㎜以下	φ75 ㎜以上 一般継手	φ75 ㎜以上 耐震継手
日本水道協会	配水管技能者（耐震）	×	○	○
	配水管技能者（一般）	×	○	×
給水装置工事 技術振興事業団	給水装置工事配管技能者	○	×	×

９－４－２　分岐の原則

（１）同一敷地内への給水管の分岐は、配水管または給水管からとし、メーターを設置する給水装置数までとする。

（２）同一敷地内に建設される一棟の建物で、給水装置が同じ使用用途で設置される場合位は、給水管の分岐数を原則１箇所とする。

ただし、２世帯住宅等何らかの事由で多分岐が必要な場合は、管理者と事前協議を行う。

（３）水道管理者が特に認める道路工事での分岐は、１区画（敷地）につき１箇所とする。

（４）新たに分岐する給水管最小口径はφ２０㎜とする。

（５）分岐給水管の最大口径は、被分岐管（配水管、給水管）口径の１サイズ以下とする。

（６）分岐給水管は、他分岐箇所異形管及び他埋設物より３０㎝以上の離隔をとる。

（７）分岐は、配水管に対し直角とする。

（８）分岐は、原則として直近の配水管からとする。

（９）給水管の分岐を行えないものは、以下のとおりとする。

① 異形管（曲管、Ｔ字管、片落管等）

② 継手部（管受口凸部、継輪、押輪、帽等）

③ 排水設備

④ 消防設備

⑤ 原則として道路（公道）交差点部。

⑥ 弁類に囲まれた交差点内

（１０）分岐した給水装置または道路工事で分岐した給水設備が不要となる場合は、分岐止めを行い廃止届を提出する。

９－４－３　管種別分岐表

被分岐管		分　岐　管			
管　種	口径(㎜)	口径(㎜)	工　法	分岐材料	管　種
DIP CIP	75 以上	50 以下	不断水	サドル付分水栓	PP
	100 以上	75 以上	不断水	仕切弁付割Ｔ字管	DIP-GX・HPPE
			断水	二受Ｔ字管	DIP-GX・HPPE
VP	75 以上	50 以下	不断水	サドル付分水栓	PP
	100 以上	75 以上	不断水	仕切弁付割Ｔ字管	HPPE
HPPE	50 以上	25 以下	不断水	サドル付分水栓	PP
	75 以上	50 以下	不断水	サドル付分水栓	PP
	100 以上	75 以上	不断水	仕切弁付割Ｔ字管	HPPE
PP	40、50	20、25	不断水	サドル付分水栓	PP
	50 以下	40 以下	断水	ＰＰ用チーズ	PP

注１）この表にない工法を採用する場合は、管理者と協議する。

９－４－４　分岐の方法

（１）割Ｔ字管、弁付割Ｔ字管及びチーズによる分岐は、水平配管を原則とする。

（２）サドル付分水栓による分岐は、管頂部穿孔とし、水平配管を原則とする。

（３）被分岐管「ＤＩＰ」から口径２０～５０㎜の穿孔口には、防錆コアを装着する。

（４）ＤＩＰ（内面エポキシ樹脂紛体塗装管）やＨＩＶＰの分岐は、専用穿孔ドリルを使用する。
（５）分岐の実施
① 口径７５㎜以上の分岐
被分岐管が口径１００㎜以上の「ＤＩＰ」で、分岐口径７５㎜以上の不断水工事は「仕切弁付割Ｔ字管」により施工する。
② 口径５０㎜以下の分岐
（a）被分岐管が「ＤＩＰ」「ＣＩＰ」「ＶＰ」でＰＰ取出しの不断水工事は、「サドル付分水栓」及び「分、止水栓用ソケット（ＰＰ用）」により施工する。
（b）被分岐管が「ＤＩＰ」で水道用波状ステンレス鋼管取出しの不断水工事は、「サドル付分水栓」及び「フレキシブル継手ステンレス鋼管継手一体型」により施工する。

９－４－５　分岐止めの方法
（１）不要になった給水装置は、分岐箇所において撤去する。
（２）「サドル付分水栓」の分岐止めは、「サドル付分水栓」の「栓棒」を閉じ、「分、止水栓用キャップ」により施工する。
（３）「建込み分水栓」の分岐止めは、「分水栓」のコックを閉じ「建込み分水栓用キャップ」により施工する。
（４）「チーズ」の分岐止め
① 口径５０㎜以上の「ＶＰ」「ＨＩＶＰ」の場合は、既設チーズを撤去し、「ＨＩＶＰ（１ｍ以上）」及び「ドレッサージョイント（離脱防止金具付）」により施工する。
② 口径４０㎜以上の「ＶＰ」「ＨＩＶＰ」の場合は、既設ＶＰ用チーズを撤去し、「ＴＳソケット」、「ＶＰ、ＨＩＶＰ（３０ｃｍ以上）」及び「ＶＰユニオン」により施工する。
③ 口径５０㎜以下の「ＰＰ」の場合は、既設ＰＰ用チーズを撤去し、「ＰＰ（３０㎝以上）」及び「ＰＰ用ソケット」により施工する。
（５）管末処理
① 行き止まりとなる配管はしない。ただし、末端部に排水設備を設置する場合は、この限りではない。

９－５　仕切弁、止水栓

９－５－１　仕切弁、止水栓の設置
給水装置には、給水の開始、中止、修理、その他維持管理を容易にする目的で仕切弁、止水栓を設置する。

９－５－２　種類及び設置場所
（１）仕切弁、止水栓の選定は下記による。

種　　類	口　　径	用途区分
ソフトシール弁（一体型）NS 型・K 型・GX 型 PE 挿し口型	50 ㎜以上	道路・宅地
青銅製仕切弁	30～40 ㎜	道路・宅地
ボール式乙止水栓	13～25 ㎜	道路・宅地

（2）砲金製仕切弁、止水栓の設置方法は、管種、口径にあわせ設置する。

管　種	①	②
PP−PP	回転式メーター用ソケット	φ13～25 ㎜ボール式乙止水栓（両オネジ） φ30～40 ㎜青銅製仕切弁（両オネジ）

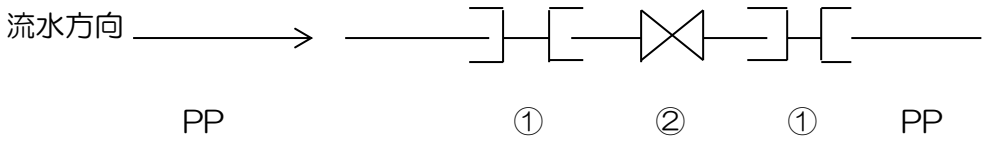

9－5－3　設置位置

（1）操作や維持管理に支障とならない位置に設置する。

（2）配水管、給水管から第１止水栓までの分岐は、分岐口径と同口径の仕切弁または止水栓を設置する。

（3）交差点内に設置しない。

（4）車両等の輪荷重を受けやすい場所や埋没しやすい場所には設置しない。

（5）給水管を宅地内に直接引き込む場合は、以下による。

① 平坦な場所で分岐箇所より直角に取出し、官民境界より宅地内に 1.0m以内に仕切弁または乙止水栓を設置する。

② 操作や維持管理に支障にならない場所に設置する。

③ 車両等の輪荷重を受けやすい場所や埋没しやすい場所には設置しない。

（6）宅地内の給水管から分岐する場合は、以下による。

① 宅地内の給水管より分岐する場合は、分岐箇所より直角方向に 1.5m以内に乙止水栓を設置する。

（7）一時的に建物解体等による給水装置の改造工事（撤去工事）及び道路工事による先行取出し等、管理者が特に認める給水管分岐部より第１止水栓までの工事は、以下による。

① 官民境界より宅地内 1.0m以内に止水栓を設置し、ＰＰの先端にキャップを取り付ける。

9－5－4　設置方法

（1）口径 13～25 ㎜の乙止水栓及び口径 30～40 ㎜の青銅製仕切弁で上、下流側とも PP 管の場合は、「回転式メーター用ソケット」を使用する。

（2）口径 13～25 ㎜の乙止水栓、口径 30～40 ㎜の青銅製仕切弁、口径 50 ㎜以上はソフトシール弁を使用し、上、下流側の管種が異なる場合は、PP 管側に「回転式メーター用ソケット」を使用する。

9－5－5　仕切弁筐及び止水栓筐の設置

（1）仕切弁、止水栓には、管理者が承認した筐を設置する。

① 口径７５㎜以上の仕切弁筐は、管理者の承認を得るものとする。

② 止水栓筐は、口径１３～２５㎜用と口径３０～５０㎜用がある。

③ 仕切弁及び止水栓の開閉心を垂直に設置し、開閉操作に支障が出ないよう筐の中心になるように施工する。

④ 筐の据付高さは、仕上がり面と同一とする。

⑤　通路や共同住宅等複数の筐がある場合は、誤操作が生じないよう蓋の裏側に給水装置番号を記入する。

⑥　公道上や宅地内において、車両の荷重により破損の恐れがある場合は、蓋と蓋枠が鋳鉄製の止水栓筐を設置する。

９－６　保護及び防護工事

９－６－１　分岐から宅地内第１止水栓まで

（１）各種埋設物に近接して配管する場合は、３０㎝以上の離隔を確保する。

（２）灯油タンク下の地中にポリエチレン管等を布設する場合は、さや管で保護する等、適切な措置を行うこと。

（３）構造物の基礎や壁等の貫通部には、配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し管の損傷を防止する。

（４）DIP を埋設する場合は、次により「防食ポリエチレンスリーブ被覆工」を行う。

①　DIP 用ポリエチレンスリーブは、JWWA　K　１５８の規定によるものとする。

②　ポリエチレンスリーブは、劣化しないよう直射日光を避けて保管すること。

③　ポリエチレンスリーブを管に被せ管の外面に適切に巻きつけるため、余分のスリーブを折りたたみ、スリーブ両端を外面に沿わせて粘着テープで１m間隔で巻きつけること。

④　粘着テープは、幅３０㎜、厚さ0.2 ㎜を標準とする。

⑤　粘着テープの貼り付けは、１箇所当たり胴巻き１回半以上を標準とする。

⑥　ポリエチレンスリーブの合わせ継ぎ目は、３０㎝以上重ねること。

⑦　管にスリーブを固定する場合は、管頂部の折り曲げてできる重ね部分が管頂部にくること。

⑧　仕切弁、分岐部等でポリエチレンスリーブを被せることができないものは、ポリエチレンスリーブを切り開いて使用すること。

⑨　ポリエチレンスリーブは傷つきやすく裂けやすいため、被覆時には突起物等に十分注意し余裕をもたせること。

⑩　埋戻し時には、土の傷がつきやすいため管の周囲は砂により丁寧に埋め戻すこと。

（５）「割Ｔ字管」及び「弁付割Ｔ字管」を設置した箇所は、「ポリエチレンスリーブ」または「ポリエチレンシート」で被覆すること。

（６）「サドル付分水栓」の箇所には、「ポリエチレンシート」で被覆する。

（７）コンクリート側溝、桝、石垣等の構造物に近接して給水管を埋設する場合は、凍結を防止するためその構造物より３０㎝以上離して埋設すること。

（８）水路等を横断して給水管を埋設する場合は、水路底より最低３０㎝以上の深さに「防護管」を設置し、防護管内に給水管を布設すること。

また、伏せ越しが困難な場合は、上越しとし「防護及び保温」を施すこと。

さらに、石積み及び擁壁等の下部への配管は、構造物（基礎部を含む）の下部より３０㎝以上の離隔をとり、「さや管（金属管）」を使用し、防護を施すこと。

なお、必要に応じて水路管理者との協議を行うこと。

（９）DIP の末端、曲部、接合部等で離脱の恐れがある場所は、「特殊押輪」「高性能特殊押輪」を使用する。

（10）屋外の露出管は、管のたわみを防止するため、１～２m間隔を標準に支持金具で固定する。

（11）ほかの埋設管との離隔を３０㎝以上設けられない場合は、給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、保護すること。

（12）宅地内第１止水栓までの屋外露出管は、下記による。

① 水路等に添架する場合は、「さや管（金属管）」により保護、防護、保温を施すこと。

② 石積み及び擁壁等の露出配管は、「さや管（金属管）」により保護、防護、保温を施すこと。

９－６－２　宅地内第１止水栓から給水用具まで

（１）給水管の配管は、直線配管を原則とする。やむを得ず曲げ配管を行う場合は、管材質に応じた配管を行うこと。

なお、給水管及び継手についても管種の特徴を考慮し、使用箇所に最も適した材料を使用すること。

（２）埋戻しは、土の偏重により給水管が損傷するので、管の周囲は砂等により丁寧に埋め戻すこと。

（３）給水管の腐食防止、露出給水管の保護、管の支持、埋設給水管の保護等は「分岐から宅地内第１止水栓まで」の保護、防護工事に準ずること。

（４）やむを得ず灯油タンク下部にポリエチレン管等を布設する場合には、さや管で保護するなど、適切な措置を講ずること。

（５）ヘッダー配管

① 室内に配置し、点検口を設けること。

② 世帯ごとに独立して設置すること。

③ 給水栓数にあったものを設置し、末端給水用具まで単独配管を原則とする。

④ ③において、同時使用の影響範囲内（同時に使用することが想定しがたい）架橋ポリエチレン管の分岐配管を「給水栓２個」まで可能とする。

例）　トイレボールタップと手洗

⑤ ２階給水栓が３個以上の場合は、２階単独ヘッダーを可能とする。ただし、１階ヘッダー上流側分岐からの接続とし、ヘッダー分岐からの接続はしないこと。

⑥ １・２階にそれぞれヘッダーを設置する場合、水、湯系統にそれぞれヘッダーを設置する場合は、配管経路がわかるようにすること。

⑦ 給湯器への配管は、ヘッダー上流側分岐からの接続はしないこと。

⑧ ヘッダー下流側の給水管口径は、ヘッダーに流入する給水管口径未満とすること。

⑨ 通水の開閉制御可能な特殊ヘッダーを使用するときは、管理者と協議すること。

９－７　保温工

９－７－１　分岐から宅内第１止水栓まで

（１）給水管は、凍結深度以下に埋設すること。

（２）規定寸法を確保できない場合は、保温等により有効な措置を講ずること。

（３）水路等に添架する場合は、「さや管（金属管）」に納めること。

９－７－２　宅地内第１止水栓から給水用具まで

（１）給水管は、凍結深度以下に埋設すること。

（２）屋外給水管の保温工

① 立ち上がり管には有効な保温材を施し、地中３０㎝以下まで保温することが望ましい。

（３）屋内配管及び給湯配管の保温

① 温度条件が屋外に準ずる天井裏、床下等の配管は、保温材を施す等有効な措置を講ずることが望ましい。

② 羽目板内、間仕切り内の横引き、外壁貫通部分の配管は、「保温チューブ」を使用する等有効な措置を講ずることが望ましい。

９－８　管の明示

掘削時の事故防止のため、公道（全ての道路）に口径５０㎜以上の給水管を布設する場合は、次により「明示シート」を布設すること。

（１）完成道路面より深さ６０㎝の位置に連続して布設すること。

（２）明示シートを重ね合わせる場合は、５０㎝以上とすること。

（３）その他の事項は、管理者と協議すること。

９－９　凍結防止給水用具

（１）水抜装置等

① 立ち上がり管以降の給水管内の水を外部に排出し、凍結を防止するための給水用具である。
給水管に水抜きのための配水勾配を確保し、一給水装置に原則一個以上の水抜装置を設置すること。

② 凍結防止給水用具は、利便性、維持管理、設置場所等を考慮し、現場に適した器具及び位置を選択すること。

③ 不凍水栓類は、管路の末端や途中に設置し、不凍栓内の水を凍結深度以下に流下させ、または、立ち上がり管及び地上配管内の水を凍結深度以下の地中に排出させて凍結を防止する給水用具である。

（２）凍結防止給水用具の種類

① 不凍水栓類

（ａ）不凍給水栓

（ｂ）不凍水栓柱

（ｃ）不凍バルブ

（ｄ）不凍水抜栓

② 水抜バルブ

③ 加温式凍結防止器

（３）排水処理は、凍結深度以下の地中に浸透とすること。

（４）不凍水抜栓の種類

① 屋外操作型水抜栓

② 屋内操作型水抜栓

③ 電動操作型水抜栓

（ａ）手動式水抜栓

（ｂ）自動式水抜栓

９－１０　特殊器具

９－１０－１　給水装置に設置する特殊器具

給水装置に設置する特殊器具は、逆流を防止する構造とする。

特殊器具を直結する場合は、次による。

（１）水道法施行令第６条に適合することを証明できる認証書（製造業者の自己認証書、第三者機関の証明書）及び構造図を提出すること。

（２）当該特殊器具の直前に止水栓（バルブ）と逆止弁を設置すること。ただし、逆止弁が特殊器具に内蔵され、逆流の恐れがない場合は、別途に設置しなくてもよい。

９－１０－２　機能水器具の設置

（１）浄水器Ⅰ型（先止め式）

①　機能水器具単独（浄水専用水栓）設置は１水栓とする。

②　器具の上流側に逆止弁を設置する。ただし、器具本体に逆流防止機能を有している場合は逆止弁の設置を不要とする。

③　管理者に「浄水器・活水器等の設置に関する確認書」（施工基準様式第７号）を提出する。

（２）浄水器Ⅱ型（元止め式）

①　機能水器具上流側に設置の水栓を以て１水栓とする。

②　水質の保全管理等は、設置者（所有者又は使用者）において、全ての責を負うものとする。

③　検査の対象外とする。

（３）活水器等

①　メーター下流側に５０㎝以上離間をとり設置する。

②　配水支管から水道メーターまでの間、及びメーター筐内には設置しない。

③　水質検査に対応するため、活水器等上流側に水栓を設置する。

④　器具上流側に逆止弁を設置する。ただし、器具本体に逆流防止機能基準を有している場合は逆止弁の設置は不要とする。

⑤　管理者に「浄水器・活水器等の設置に関する確認書」（施工基準様式第７号）を提出する。

（４）機能水器具の取り扱い

①　機能水器具の設置については、残留塩素の消費や水質変化が予想され、水道水の水質を保証できないため、機能水器具の維持管理及び水質は所有者及び使用者が責任を持つことを説明すること。

②　メーター交換等に支障となる部分に取り付けないこと。

③　磁気活水器等は、メーターが磁力の影響を受けない位置に取り付けること。

④　管理者の水質検査は、浄水器又は活水器の上流側で採取された水道水、あるいは浄水器又は活水器が外された給水装置から採取された水道水を対象として行うものとする。

９－１１　スプリンクラー設備の設置

９－１１－１　住宅用スプリンクラー設備

（１）給水装置工事における設置条件は、以下のとおりとする。

①　水道法施行令第６条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められた給水装置の構造及び構造の基準に適合するものとする。

②　消防法に適合するとともに必要に応じて消防署と協議すること。

③　設置者に対し水道が断水、または、水圧低下等、正常な効果が得られない場合が想定される旨を周知し、了解を得ているものとする。また、誤作動の責任は、水道事業者が負わない旨の承認を得ているものとする。

④　スプリンクラー設備を設置するにあたり、「スプリンクラー設備設置に関する承諾書」（施工基準様式第９号）を提出すること。

（２）施工要件

①　配管の構造は、耐火性を有するものとする。

②　配管内に停滞水や停滞空気が発生しない構造であり、衝撃防止及び凍結防止のための措置を講じること。

③　防露措置を講じること。

④　配管系統の末端に給水栓を設置すること。

⑤　配管系統の直前に止水栓（バルブ）を設置すること。

９－１１－２特定施設水道連結型スプリンクラー設備

平成１９、２７年に消防法の一部が改正され、小規模社会福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設のグループホーム等）に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、同施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められた。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、法第３条第９項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、法の適用を受けるため、次の点について留意すること。

（１）消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定事業者及び主任技術者は、消防設備士の指導の下に設計・施工するものとし、必要に応じて所轄消防署と打合せを行うこと。

（２）消防設備士が配水支管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから、設計水圧及び直結増圧式の可否について情報を得ること。

（３）指定事業者及び主任技術者は設置者に対し、水道が断水のとき、配水支管の水圧が低下したとき等は正常な効果が得られない旨を十分説明し了解を得ること。

（４）指定事業者及び主任技術者は設置者に対し、火災時以外の作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は、寒河江市水道事業が負わない旨を十分説明し了解を得ること。

（５）水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合は、借家人等にも上記条件を十分説明し了解を得ること。

（６）水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記条件を新所有者に十分説明し了解を得ること。

（７）水道直結式スプリンクラー設備は、消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

（８）停滞水及び停滞空気の発生しない構造であること。

（９）結露現象を生じ、周囲に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置を行うこと。

（１０）凍結防止の措置が講じられている構造であり、水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置とすること。

（１１）水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、「スプリンクラー設備設置に関する承諾書」（施工基準様式第９号）を提出すること。

９－１２　給水装置に設置できない器具類

給水装置に直結できない器具類の設置は、以下による。

（１）水道法施行令第６条に適合しない器具を設置する場合は、タンク以下の落とし込み式とすること。

例）工業用ボイラー、洗米器、業務用洗濯機、門型洗車機等

９－１３　管　末

宅地内メーターから給水用具までの配管の管末は以下のとおりとすること。

（１）管末をバルブ止め、プラグ止めとする配管をしないこと。

（２）給水管で、給水栓が設置されていない不要な分岐管は撤去すること。

９－１４　先行して給水管を分岐する工事

９－１４－１　趣　旨

本工事は、9-14-2に記載する事業の実施に伴い、将来の道路等の掘り起こしを抑制するため、配水管（給水本管）分岐分岐箇所から宅地内第１止水栓までの給水管取り出しを先行して実施するもので、先行工事の終了後、早い時期に給水装置を設置し使用開始することを条件に管理者が特例的に認めているものである。

９－１４－２　該当事業

（１）道路整備事業

（２）配水管整備事業

（３）下水道整備事業

（４）土地区画整理事業

（５）宅地造成事業

（６）その他、管理者が必要と認める事業。

９－１４－３　先行取り出しの条件

（１）土地の境界や宅地の区画が確定していること。

（２）設置場所が明確に表示できること。

（３）道路管理者の承諾を得ていること。

（４）取出し管の口径

① 最小口径は 20 ㎜とすること。

② 口径が 25 ㎜以上の場合は、管理者と協議すること。

（６）取出し工事の設計は本基準書によること。

（７）取出し管の数は、１区画につき１箇所とすること。

（８）先行工事は特例的に認めているものであり、工事後において、分水栓の詰まりなどによる給水不能及び水量不足等の障害が生じた場合は、所有者の負担により必要な対策工事をするもとする。

（９）先行工事を行う場合は、「先行分岐工事注意事項承諾書」（施工基準様式第１０号）を提出すること。

第１０章　貯水槽水道

１０－１　貯水槽の容量

（１）有効容量は、計画一日使用水量の 4/10～6/10 とする。

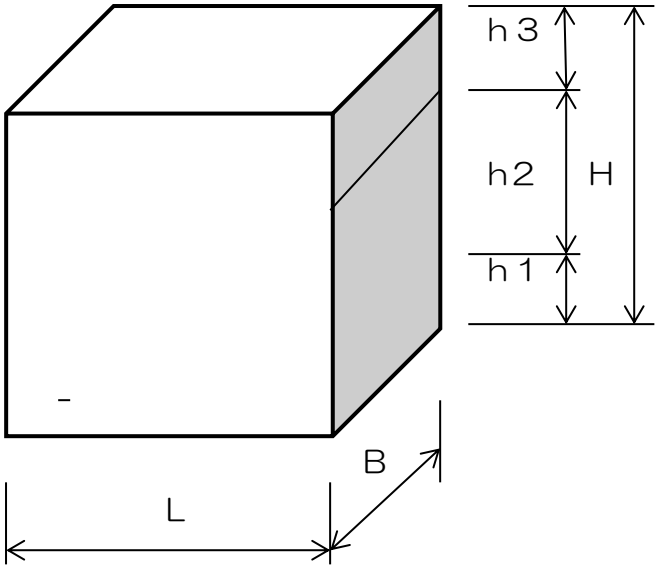

槽内平面積＝Ｌ×Ｂ

実高さ＝Ｈ　　（受水槽内部高さ）

余裕高＝ｈ３

条件　ｈ１= 0.15m 以上

ｈ２= 0.30m 以上

（２）貯水槽有効容量の算定

有効貯水量＝Ｌ×Ｂ×ｈ２

（３）総容量の算定

総容量＝Ｌ×Ｂ×（h_1＋h_2）

１０－２　貯水槽の構造

（１）材質は、強化合成樹脂製（ＦＲＰ）及び金属製のもので耐震性等の十分な強度、耐久性を有し、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。

１０－３　貯水槽の設置場所

（１）以下のとおりとする。

①　地上式（建物外の地盤面及び地盤面より上）

②　床置式（建物内１階・地下階の床上）

③　受水槽の天井は、建物やほかの構造物から１m以上の離隔をとること。

④　底及び側面は、６０㎝以上の空間をとること。

（２）給水

①　貯水槽までの使用材料及び施工方法は、本基準によること。

②　非常用水栓を設置すること。

１０－４　台帳の整備

（１）簡易専用水道（有効容量１０㎥以上）及び小規模貯水槽水道（有効容量１０㎥未満）のものについて台帳を整備するため、貯水槽台帳（施工基準様式第１１号）に必要事項を記入のうえ管理者に提出すること。

※水槽及びポンプの型式・構造等のわかる資料を添付すること。

第１１章　土工事

１１－１　一般事項

工事の施工にあたっては、下記に留意すること。

（１）関係官公庁署の許可条件に基づき、事故や災害が発生しないようにする。

（２）工事に伴う関係法令は、以下のとおり。

① 水道法
② 建設業法
③ 道路法
④ 道路交通法
⑤ 労働基準法
⑥ 消防法
⑦ 廃棄物処理及び清掃に関する法律
⑧ 労働安全衛生法
⑨ 騒音規制法
⑩ 河川法
⑪ 文化財保護法
⑫ 水質汚濁防止法
⑬ 振動規制法
⑭ 再生資源の利用の促進に関する法律
⑮ 建設工事公衆災害防止対策要綱
⑯ 山形県県土整備部土木工事共通仕様書（参考資料）４　保安施設設置基準等

（３）施工箇所の交通を確保するため、道路管理者及び寒河江警察署の指示により必要な措置を講じること。

（４）道路占用許可、道路掘削届、道路使用許可等の許可条件を遵守すること。

（５）公道上での工事及び交通規制を行う場合は、消防本部、または、寒河江警察署に必要書類を提出する義務があるので、管理者の指示によること。

（６）官公署で発行した道路占用許可証の写し、道路使用許可証等は、常に携帯すること。

（７）施工中において、不測の事態が発生したときには、直ちに工事を中断し、応急措置を講じた後、速やかに管理者に報告するとともに関係機関の指示に従うこと。

（８）工事許可期間の延長が必要とされる場合は、期限前に道路管理者と協議すること。

１１－２　事前調査

土工事を行うにあたり次の事項に留意すること。

（１）官公署の許可及び利害関係者の承諾等。

（２）既設管の位置確認。

（３）地下埋設物の確認

① 通信ケーブル（NTT、国道）
② 電力
③ ガス
④ 村山広域水道

⑤　下水道
⑥　農業用送配水管
⑦　電気、通信共同溝
⑧　排水管渠等の道路施設

１１－３　掘　削

掘削を行うにあたり次の事項に留意すること。

（１）掘削法面の崩壊や近隣の既設構造物の影響を及ぼさないよう注意すること。必要に応じて土止め等による安全策を講じること。

（２）道路の掘削は、一日の作業量内とし、掘り置きはしないこと。

（３）舗装版切断の際の冷却水は、直ちに洗い流すこと。

（４）えぐり掘りはしないこと。

（５）道路横断の場合は、道路管理者及び寒河江警察署の指示に従うとともに、交通に支障をきたさないよう片側ごと掘削すること。

（６）掘削標準図は、以下のとおりとする。

掘　削　標　準　図
（分岐口径φ４０㎜以下）

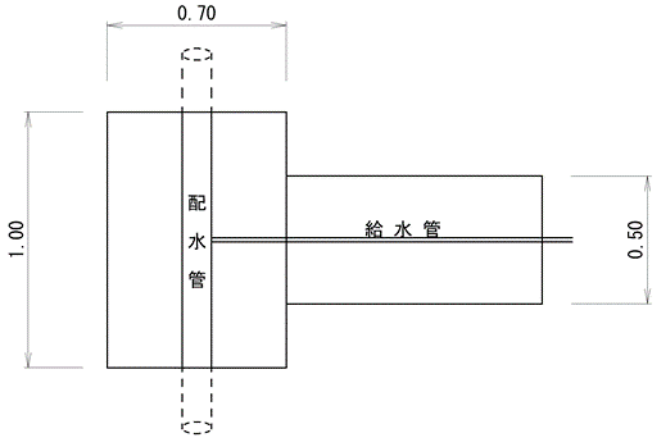

A－A断面

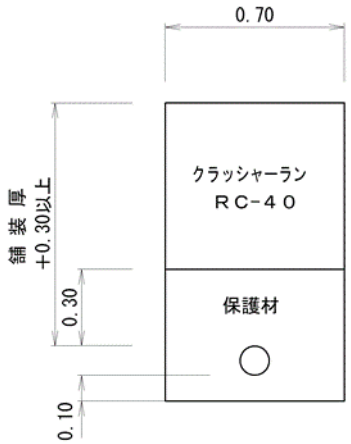

B－B断面

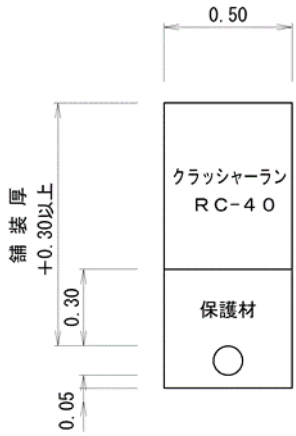

１１－４　土留め

土留を行うにあたり次の事項に留意すること。

（１）土留めの工法を選定するにあたり、土質、地下水、車両の通行状況等を考慮し決定すること。

（２）杭、矢板を打ち込む場合は、近接の構造物や地下埋設物を調査した後、施工を行うこと。

（３）掘削後の管理は、通行者の転落事故等が発生しないよう安全策を講じること。

１１－５　埋戻し

埋戻しを行うにあたり次の事項に留意すること。

（１）給・配水管を保護するため、保護材で巻きたてること。

（２）良質土をタンパを用いて１層の厚さを２０㎝以下ごとに締め固めること。

（３）材料の品質、規格及び施工基準は道路管理者の指示による。

１１－６　残土処分

（１）関係法令を遵守し、指定工事業者の責任において適切に処理すること。

１１－７　建設副産物処理

建設副産物を処分するにあたり次の事項に留意すること。

（１）舗装版取壊しやコンクリート取壊しによって生じる建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により指定工事業者の責任において適切に処理すること。

１１－８　仮復旧

仮復旧を行うにあたり次の事項に留意すること。

（１）原則として加熱アスファルト混合物を使用すること。

（２）埋戻し完了後、直ちに行うこと。

（３）本復旧工事が完了するまでの期間は、常にパトロールを行い路面の沈下、排水処理その他の不良個所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全な交通の確保を図ること。

（４）仮復旧方法については、道路管理者との協議による。

１１－９　本復旧

本復旧を行うにあたり次の事項に留意すること。

（１）材料の品質及び施工基準は、「土木工事共通仕様書」（山形県県土整備部）によるものとする。

（２）下層路盤、上層路盤、アスファルト舗装は、それぞれ密度試験を行い、原則として「共通仕様書」品質管理基準の規格値を満足すること。

（３）以上によりがたい場合は、道路管理者と別途協議すること。

（４）舗装構成については、道路管理者との協議による。

１１－１０　工事写真

工事写真を撮影するにあたり次の事項に留意すること。

（１）写真は、「共通仕様書」写真管理基準に準拠して撮影すること。

（２）整理方法は、四切版のフリーアルバム、または、Ａ４版のアルバムとする。

（３）貼り付け順序は、以下のとおり。

①　工事状況写真

（ａ）工事着工前写真

（ｂ）工事施工中の写真（施工順）

（ｃ）完成写真

第１２章　検　査

給水装置工事完了後、「寒河江市水道給水条例第１１条３項」及び「給水装置工事施工基準」により検査を受けなければならない。

検査を受けるにあたり「水道法施行令第６条」「寒河江市水道給水条例第１２条」及び「寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」に適合していることを条件とする。

１２－１　検査の種類

（１）竣工検査

現地及び書類の検査を行い合否を判定する。

（２）再検査

検査結果が不適切であると認められた箇所を修正後に行う。

１２－２　竣工検査

竣工検査は、次の事項を確認する。

（１）耐圧試験

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第１条１項で定めている耐圧に関する基準値であること。既設管接合及び部分的な改造については、常圧でメーターが回らないこと。

（２）給水装置の接合

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第１条２項に基づき、適切な接合が行われていること。

（３）配管の経路

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第１条３項に基づき、構造物の下の通過を避けていること。

（４）停滞構造

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第２条２項に基づき、水が停滞しない構造であること。

（５）汚染防止

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第２条３項に基づき、給水装置に近接して水を汚染する恐れがある（シアン、六価クロムその他）物質を貯留していないこと。

（６）浸透防護

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第２条４項に基づき、給水装置は、鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により防護する対策が講じられていること。

（７）水撃限界

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第３条１項に基づき、水撃作用を生じるおそれがある給水用具で上昇圧力が 1.5Mpa 以下であること。

（８）防食防止

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第４条１項、同２項に基づき、酸、アルカリ、電気に対して、適切な措置が講じられていること。

（９）逆流防止

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第５条１項に基づき、給水用具に逆流防止装置が適切に設置されていること。

（10）凍結防止

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第６条１項に基づき、給水装置に耐寒性能を有していること。また、断熱材やヒーター等を使用する場合は、適切な措置が講じられていること。

（11）水質

給水用具を通過して給水される水の遊離残留塩素、臭気、味、色、濁りに異常がないこと。遊離残留塩素濃度は、0.1mg/ℓ以上とする。これ以外は、目視とする。

（12）構造及び材質

給水管、分水栓、止水栓、給水栓その他付属器具の構造及び材質は、水道法施行令第６条に定める基準に適合したものであること。

（13）給水方法

① 上水道の水圧で直圧給水の措置が講じられていること。

② 上記以外の場合、受水タンクが適切に設置されていること。

受水槽の場合は、吐水口と満水面の離隔が適切なこと。

（14）道路復旧

① 道路法 32 条に基づき、分岐工事による道路復旧が適切に行われていること。

② 残土処分が適切に行われ、道路上の整理・清掃等が出来ていること。

③ 道路施設に異常がないこと。

（15）給水管埋設深度

① 開渠横断は、川底より３０㎝以上離すこと。

開渠上部に設置の場合は、「さや管」を用い、さらに「凍結防止」用具を施すこと。

② 公道内は、道路管理者の指示に従って施工されていること。

③ 私道は、６０㎝以上とすること。

（16）給水管の巻き立て（管口径φ40 ㎜以下の場合）

① 管上部３０㎝

管下部　５㎝

② 幅　　５０㎝

（17）給水管の分岐位置

① ほかの給水装置の分岐位置から３０㎝以上離れていること。

（18）宅地内工事

① 止水栓、量水器の位置が本基準に適合していること。

（ａ）止水栓は官民等境界より 1.0m以内に設置

（ｂ）量水器は官民界より 1.5m以内に設置

② 量水器

（ａ）量水器取付の有無。

（ｂ）筐取り付け（耐寒性を含む）

（ｃ）丙止水栓の適否

③ 配管

（ａ）口径（分岐口径と同等以下）

（ｂ）延長

（ｃ）埋設深度は、４５㎝以上であること。

④　止水栓及び量水器筐上に支障となる構造物が設置されていないこと。また、物が置かれていないこと。

（19）給水台帳の整備

①　現地と精算書及び完成図が一致していること。

（20）現地水圧の確認

（21）水量の確認

（22）その他注意事項

①　特殊器具で 1.75Mpa 以下の耐圧性能を有する給水用具がある場合は、直前のバルブを閉栓し保護すること。

②　電動水抜栓を水圧試験後に駆動させる場合は、十分に減圧すること。

③　水圧試験の対象範囲及び方法は、下表のとおりとする。

但し、鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管の新設については、0.75Mpa で 10 分間の水圧テストに合格のこと。

給水方式	対象範囲	試　験　方　法
直結直圧式の新設	メーター筐から下流側最終止水機構まで	1.75Mpa の静水圧を１分間保持すること
直結直圧式の改造	メーター筐から下流側最終止水機構まで	・常圧でメーターが回らないこと ・目視により給水器具に漏水が無いこと

１２－３　検査の実施

１２－３－１　自主検査

（１）　一般事項

主任技術者は，給水装置工事に関する技術上の管理，給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督，給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており，給水装置工事が適正に施工されるための検査・確認及び適正に施工されたことの検査・確認をしなければならない。

また，管理者に提出する書類等について，施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類・保存書類等の検査及び確認をしなければならない。

（２）　書類検査

給水装置の大部分が埋設部や不可視部となり，管理者は，検査時に実際の施工状況の確認ができないため，提出された図面や、必要な場合は写真等による書類検査となる。このことから，主任技術者は，使用された材料，施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し，提出する書類等と実際の施工の内容が相違ないことについて，チェックリスト等により検査及び確認をしなければならない。

（３）　現地検査

主任技術者は，当該給水装置工事完了後，自主検査を行い，工事の適否を確認すること。

（４）給水装置の構造及び材質の検査

給水装置の構造及び材質が省令で定める基準に適合していることの確認はもとより，管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法，その他工事上の条件に適合するための検査及び確認をすること。

１２－３－２　管理者による検査

（１）一般事項

給水装置が省令に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や，工事に関する技術上の管理等の職務を誠実に行う義務は，主任技術者にあると水道法第 25 条の４に定められている。

したがって，管理者が行う完成検査は，給水装置の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として，必要な範囲に限って検査を行うことを定めている。

１２－４　提出書類等

（１）給水装置所有者・使用者異動届（施行規程様式第１１号）

（２）水道使用休止・廃止届（施行規程様式第１０号）

（３）量水器保管証書・水道使用開始届（施行規程様式第８号）

１２－５　給水装置工事完成図

給水装置工事完成図（施工基準様式第１２号）の作成方法

（１）用紙は、Ａ４版厚紙とする。

（２）種類

① 給水用具及び材料

② 分岐及び止水栓・量水器オフセット

③ 平面図

④ 立体図

（３）縮尺

番号	図面の名称	縮　　尺
１	位置図	適宜
２	平面図	基本 1/100・やむを得ない場合は 1/50～1/200 以内
３	立体図	適宜
４	分岐箇所・止水栓・量水器のオフセット	適宜

１２－６　給水装置工事検査調書

（１）給水装置工事に係る自主検査チェックシート

主任技術者は完成検査前に自主検査チェックシート（施工基準様式第１４号）を作成し提出する。

（２）給水装置工事検査調書・完工検査調書

給水装置工事が完了し検査を受ける場合は、給水装置工事検査調書・完工検査調書（施工基準様式第１３号）を作成し提出する。

第１３章　様　式　集

給水装置工事関係様式

様式番号	様　　式　　名		備　考
１	給水装置工事申込書	施行規程様式第４号	
２	量水器保管証書・水道使用開始届	施行規程様式第８号	
３	水道使用（休止・廃止）届	施行規程様式第１０号	
４	給水装置（所有者・使用者）異動届	施行規程様式第１１号	
５	給水装置工事取り止め届	施工基準様式第１号	
６	給水装置工事設計変更申込書	施工基準様式第２号	
７	給水装置工事変更届	施工基準様式第３号	
８	給水装置工事事前協議申込書	施工基準様式第４号	
９	土地・家屋・給水装置使用承諾書	施工基準様式第５号	
１０	既設給水装置使用承諾書	施工基準様式第６号	
１１	浄水器・活水器等の設置に関する確認書	施工基準様式第７号	
１２	３階直結直圧給水に関する承諾書	施工基準様式第８号	
１３	スプリンクラー設備設置に関する承諾書	施工基準様式第９号	
１４	先行分岐工事注意事項承諾書	施工基準様式第１０号	
１５	貯水槽台帳	施工基準様式第１１号	
１６	給水装置工事完成図	施工基準様式第１２号	
１７	給水装置工事検査調書・完工検査調書	施工基準様式第１３号	
１８	給水装置工事に係る自主検査チェックシート	施工基準様式第１４号	
１９	個人情報外部提供申請書	その他様式	
２０	個人情報（開示・訂正・中止）請求書	その他様式	

様式−1

施行規程様式第4号

決裁	課長	主幹	課長補佐	主査・係長	主任・係	受付印	受付番号

給水装置工事申込書

寒河江市長　様

令和　　年　　月　　日

給水装置工事の施行承認を受けたいので、下記のとおり申込みます。

記

	給水装置番号	第　　号
申込者（委任・所有者）	住所 電話番号　（　　）	(フリガナ) 氏名
指定工事業者（受任者）	住所・氏名又は名称及び代表者 指定工事事業者指定番号（　　） 住所 氏名 電話番号	主任技術者　交付番号（　　） 氏名 水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合した材料を使用します。 分岐工事施工者　交付番号（　　） 資格名（　　） 氏名
給水装置場所		
工事の種類	□ 新設　□ 改造　（口径　㎜→口径　㎜）　□ 道路・内線 □ 移転　（対象給水装置番号:　　）　□ その他（　　）	
給水方式	□ 直結直圧式（　階）　□ 直結増圧式（　階）　□ 受水槽式（□ 10㎥超　□ 10㎥以下）	
使用用途		**総給水栓数**　栓　**設計図書類**　別紙のとおり
道路の種別	□ 国道　□ 県道　□ 市町道　□ 農道　□ 私道　□ その他（　　）	
被分岐管種別	□ 配水管　□ 本人所有給水管（給水装置番号:　　）　□ 他人所有給水管（給水装置番号:　　）	
分岐管種・口径	管・口径　㎜	**取付メーター口径**　口径　㎜
予定工期	工事施行承認の日から　令和　年　月　日まで（工期変更:　令和　年　月　日まで）	

申込者（委任・所有者）は、上記指定工事業者（受任者）に対し、給水装置工事に係る次の権限を委任します。

委任内容	1. 給水装置工事の申込み、変更、取り止め及びしゅん工検査における一切の事務処理等に関すること。 2. 給水装置工事の申込みに係る納入金の納付及び還付に関すること。 3. 給水装置工事しゅん工後に作成する給水装置工事記録の保存に関すること。

※　給水装置工事申込者は、太枠内のみ記入願います。

関係書類	□ 量水器保管書及び水道使用開始届	□ 給水装置所有者異動届	□ 水道使用者異動届
	□ 水道使用再開始届	□ 水道使用休止届	□ 水道使用廃止届
	□ 貯水槽水道台帳及び関係図書	□ 各種水理計算書	□ 水量不足に係る念書
	□ 道路占用許可申請関係書類	□ 利害関係人の同意書	□ 減免申請関係書類

新設・増口径		工事完成検査年月日　令和　年　月　日			
新設　φ　㎜ 増口径　φ　→　㎜ 加入金　¥　円 量水器　φ　㎜ 番号　− 開栓年月日 令和　年　月　日	加入金領収印	設計審査手数料 □ 新設　□ 改造他 ¥　円 工事検査手数料 水栓類数　個 ¥　円 手数料合計 ¥　円	手数料請求印	設計審査	
				技術管理者	
				工事検査	

備考	新設の場合：□ 新規加入に伴う新築　□ 止水栓までの分岐工事 改造の場合：□ 全部解体建替　□ 一部改造（リフォーム等）	（検針順路　−　−　）

給水装置工事申込書 村山ブロック共通様式（寒河江市）

平 面 図

方位・路線名・管種・口径を記入

位 置 図

給水管引込位置を記入

凡　　例

1　自在水栓
2　横型自在水栓
3　湯水混合水栓(上より)
4　湯水混合水栓(下より)
5　万能ホーム水栓
6　立水栓
7　アングル型止水栓
8　ストレート型止水栓
9　ジスクバルブ
10　キャッチバルブ
11　ボールタップ
12　洗濯水栓
13　小便フラッシュバルブ
14　不凍水栓柱
15　水抜栓
16　遠隔開閉器
17　電動水抜栓
18　シャワー付湯水混合水栓
19　自動単水栓
20　自動混合水栓
21　横水栓
22　カップリング付横水栓
23　カップリング付散水栓
24　手洗水栓
25　分岐水栓
26　ボールバルブ
27　逆止弁付ボールバルブ
28　ロータンク用止水栓
29　メーターユニット
30　丙止水栓
31　ボール乙止水栓
32　仕切弁
33　サドル分水栓
34　その他

様式-２

施行規程様式第8号

量 水 器 保 管 証 書

給水装置所有者　住 所

氏 名

下記のとおり給水使用のため借受保管いたしましたから寒河江市水道給水条例を厳守履行いたします。

口　径	量水器番号	設　置　場　所
φ　　㎜	－	

水 道 使 用 開 始 届

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

水道の設置場所			種　別
使 用 者	住 所		□ ｱﾊﾟｰﾄ □ 住 宅
	フリガナ		□ 借 家 □ 工 場
	氏 名		□ 店 舗 □ 農 園
	電話番号	（　　）	□ 事務所 □ その他
所 有 者	住 所		給水装置の用途
	フリガナ		□ 家庭用 □ 団体用
	氏 名		□ 営業用 □ 農園用
	電話番号	（　　）	□ 工業用

項 目	地区町会枝	個人	枝	新 設 φ　　㎜	指定工事業者名
検針順路				増口径 φ　→　㎜	
町会・水系				加入金 ¥　　円	

開始年月日	量水器口径	量水器番号		指 針	加入金領収印
令和　年　月　日	φ　㎜	－		㎥	
水栓番号（給水装置番号）	検定満了 年 月	マスター処理	年月日	実 施 者	
			年 月 日		

※裏面に位置図を添付してください。 水道使用開始届は、太枠内のみ記入願います。

様式-３

施行規程様式第10号

休止希望年月日　令和　　年　　月　　日

（作業日　　月　　日）

水道使用（休止・廃止）届

届出日　　年　　月　　日

届出者

連絡先

お客様番号		台帳番号		検針順序		閉栓理由	

水道の設置場所住所	所有者氏名

指針	用途	口径	種別	メーター番号	検満日	開栓日	下水有無
㎥						日	

実施年月日	実施者印	検針年月	前回検針	前回使用水量
年　月　日			㎥	㎥

所有者住所
TEL(　　)
所有者氏名
転出（居）先
TEL(　　)

マスタ異動処理年月日	実施者	徴収区分	設置場所種類
令和　年　月　日			1.アパート　2.貸家　3.店舗　4.持家 5.社宅　6.官舎　7.農園　8.その他
積算方法　1.口座精算　2.転居先へ納付書送付 3.その他(　　)		備考	納付書送付　　月　　日 済 お知らせ送付　　月　　日 済

様式-４

施行規程様式第11号

給水装置（所有者・使用者）異動届

異動年月日　令和　　年　　月　　日

（作業日　　月　　日）

届出日　令和　　年　　月　　日

届出者

連絡先

お客様番号		台帳番号		検針順序		異動理由	
設置場所				異動理由	1.売買　2.相続 3.転居　4.その他（　　）		
旧所有者住所				新所有者住所			
旧所有者氏名　TEL				新所有者氏名　TEL			
				ふりがな			
所有者住所（請求先住所）				新規お客様番号	口振	指針	
					要・不要 月　日送付	m^3	
料金精算方法				口径	種別	メーター番号	下水有無	実施者印
1.口座精算 2.納付書送付 3.その他（　　）	納付書送付　月　日 お知らせ送付　月　日							
微収区分	前回検針年月日	検針状況		前回指針		実施者	マスタ異動年月日	
				m^3			年　月　日	
備考								

様式-５

施工基準様式第１号

給水装置工事取り止め届

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給水装置場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指定給水装置工事事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日付　給受第　　号で承認の給水装置工事申込書（給水装置番号　　）について、下記の理由により取り止めいたします。

記

加　入　金　等	納入済・未　納
取り止め理由	

※添付書類　給水装置工事承認通知書

様式-６

施工基準様式第２号

給水装置工事設計変更申込書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）

住　所

氏　名

給 水 装 置 場 所

指定給水装置工事事業者

令和　　年　　月　　日 付　給受第　　号で承認の給水装置工事申込書（給水装置番号　　）について、設計内容を変更したいので申し込みいたします。

変更内容	
変更理由	

※添付書類　設計図面等

様式-７

施工基準様式第３号

給水装置工事変更届

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）

住　所

氏　名

給水装置場所

指定給水装置工事事業者

令和　　年　　月　　日付　給受第　　号で承認の給水装置工事申込書（給水装置番号　　）について、内容を変更したいので届け出いたします。

変更内容

主任技術者・分岐工事施工者・その他（　　）

変　更　前

変　更　後

様式-８

施工基準様式第４号

給水装置工事事前協議申込書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

協　　議　　者　住　　所
（指定工事事業者）

氏　　名

電話番号

担 当 者

給水装置工事を行いたいので、下記のとおり事前協議を申し込みます。

記

工 事 場 所

協 議 内 容

※添付書類：工事概要、位置図、敷地図、平面図、配管図、立体図及び
水理計算書等

給水装置工事事前協議申込書（工事概要）

工事内容		
給水装置工事申込者（予定者）	住所	
	氏名	
予定工期	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	
建物等の概要	使用用途	
	建物階層	地上　　階・地下　　階
給水計画	計画水量	一日最大使用水量　　ℓ／D 瞬間最大流量　　ℓ／min
	分岐口径	被分岐管(配水管・給水管)　口径φ　　㎜
	給水階層	階　～　　階
	給水装置数	□新設（　　個）□既設（　　個）□移転（　　個） □その他（　　個）
	メーター位置	□地付け（　　個）□パイプスペース（　　個）
	最上位の給水栓の高さ	被分岐管（配水管）布設道路面から　　m
備考		

様式-９

施工基準様式第５号

土地・家屋・給水装置使用承諾書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）
住　所

氏　名　　㊞
（自署又は押印）

給水装置場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（給水装置番号　　）

給水装置工事を行うにあたり、寒河江市水道給水条例第１０条第２項の規定により、下記のとおり（土地・家屋・給水装置）所有者から使用の承諾を得ましたので、お知らせします。

なお、給水装置工事完了後、使用承諾箇所の本給水装置等に、何らかの不具合が生じた場合は、当方の責任においてこれを解決します。

また、本承諾書は当事者間で保管するほか、本給水装置所有者に変更が生じた場合は、使用承諾の経緯、給水装置の権利及び維持管理等について、新所有者に継承します。

記

土地・家屋・給水装置所有者の承諾

１．私所有の（土地・家屋）を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が行う給水装置工事のために使用することを承諾します。

２．私所有の給水装置（給水装置番号　　）を

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が行う給水装置工事のために使用することを承諾します。

３．土地・家屋・給水装置所有者に変更が生じた場合は、この承諾内容を新所有者に継承します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞
（自署又は押印）

様式-１０

施工基準様式第６号

既設給水装置使用承諾書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）
住　所

氏　名　　㊞
（自署又は押印）

給水装置場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この度、（井戸水・簡易水道）用の既設給水装置の使用について、下記の内容を承諾したうえで、給水装置工事を申し込みいたします。

記

１．水道法施行令第６条第１項第６号により、当該給水装置以外の水管（井戸・簡易水道等）とは完全に切り離し、接続共用しません。

２．既設給水装置を利用するため、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令については確認出来かねますので、既設給水装置に起因する水漏れ、変形、破損その他の異常については、私の責において対処し寒河江市水道事業には一切苦情・異議申し立てをしません。

３．寒河江市水道事業から既設給水装置の取替え等改善指示を受けたときは、速やかに改善します。

４．給水装置の所有者または、使用者に変更があった場合については、この誓約内容を継承いたします。

様式-１１

施工基準様式第７号

浄水器・活水器等の設置に関する確認書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）
住　所

氏　名　　㊞
（自署又は押印）

給水装置場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（給水装置番号　　）

この度、給水管直結部分に浄水器・活水器等を設置するにあたり、下記の内容を承諾したうえで給水装置工事を申し込みいたします。

記

１．浄水器・活水器を通過した水の水質管理は、給水装置所有者が責任を負います。

２．浄水器・活水器等を十分な注意をもって適正な管理を行います。

３．浄水器・活水器等に起因して水圧低下・出水不良等の問題が生じた場合は、給水装置所有者の責任で解決します。

４．給水装置の所有者または、使用者に変更があった場合については、この確認内容を継承いたします。

○ 器　具　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
○ 型 式 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
○ 製 造 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※なお、認証を受けていることがわかる製品カタログ等を添付します。

様式-１２

施工基準様式第８号

３階直結直圧給水に関する承諾書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）

住　所

氏　名　　㊞

（自署又は押印）

給 水 装 置 場 所 ：

（給水装置番号　　）

３階部分への直結直圧式給水の給水装置工事を申し込むにあたり、下記条件を承諾いたします。

記

１．配水管の水圧変動による水圧不足、水量不足の問題は給水装置所有者の責任とし、寒河江市水道事業に、一切の異議申立ては行わないこととします。

２．　給水装置の所有者または、使用者に変更があった場合については、この承諾内容を継承いたします。

様式-１３

施工基準様式第９号

スプリンクラー設備設置に関する承諾書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）
住　所

氏　名　　㊞
（自署又は押印）

給水装置番号	
給水装置場所	
使用用途	
指定給水装置工事事業者	住　所　： 氏　名　：
主任技術者	氏　名　：
消防設備士	氏　名　：

スプリンクラー設備設置を含む給水装置工事申込みにあたり、下記の条件を承諾します。

記

１．スプリンクラー設備の非火災時の誤作動及び火災時の非作動等正常な機能を果たさない場合においても、寒河江市水道事業に対し、一切の異議申し立て及び責任請求等を行わないこと。

２．配水管の維持管理や工事に伴う計画的又は緊急的な水道の減・断水時のため、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されず、不慮の火災発生により家屋等の損失が生じた場合、寒河江市水道事業に対し、一切の異議申し立て及び責任請求等を行わないこと。

３．スプリンクラー設備が設置されている給水装置の家屋及び部屋等を賃借する場合は、借家人等に前記各事項を周知すること。

４．スプリンクラー設備が設置されている給水装置の所有者・管理人を変更する場合は、新所有者・管理人に前記各事項を継承すること。

様式-１４

施工基準様式第１０号

先行分岐工事注意事項承諾書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

（給水装置工事申込者）

住　所

氏　名　　㊞

（自署又は押印）

指定給水装置工事事業者

給 水 装 置 場 所 ：

私は、下記の注意事項を承諾し、止水栓までの先行工事の申請をします。また、給水装置の所有者に変更があった場合については、この承諾内容を継承いたします。

記

注意事項

１．長期間使用しないと分岐箇所が閉塞し、出水不良がおこることがある。

２．経年劣化等により漏水が生じる可能性がある。

３．計画が変更になり給水装置が不要となった場合、分岐止を行うこと。

４．先行分岐工事に起因する不具合の改善に要する費用は給水装置所有者の負担となる。

様式-１５

施工基準様式１１号

貯　水　槽　台　帳

給水装置番号	

令和　年　　月　　日

貯水槽容量区分		□ １０㎥超　　□ １０㎥以下
事　　由		□ 新設　　□ 改造　　□ 廃止　　□ 口径変更（　　）
建築物	名　　称	
	所　在　地	〒 電話
設置者	氏名（名称）	
	住　　所	〒　　電話 FAX
管理者	氏名（名称）	
	住　　所	〒　　電話 FAX

施設概要

区分／槽別	有効容量（全容量）	材　　質	屋内外別	設置状況	設置基数	既存基数	合計基数
受水槽	（　　）㎥				基	基	基
	（　　）㎥				基	基	基
副	（　　）㎥				基	基	基
高置水槽	（　　）㎥				基	基	基
	（　　）㎥				基	基	基
設置年月日			ビル管理法該当の有無		有　　無		

※　記入内容　［材質］：ＦＲＰ、コンクリート、鋼板、ステンレス鋼板等　［屋内外別］：屋内、屋外
［設置状況］：地上式、地下式、半地下式　［容量］：小数点第１位まで記入

備　考		水　　系	
		階　　層	Ｆ
施工業者		承認番号	給受第　　号

様式-１６

施工基準様式第１２号

給　水　装　置　工　事　完　成　図

水栓番号					

所有者 氏　名		指　定 工事業者		備考	

使用器具及び材料　　（　　年　月　日検査済）

名　　称	形状寸法	数　量	名　　称	形状寸法	数　量	名　　称	形状寸法	数　量

分岐・止水栓及びメーター位置オフセット

平 面 図

立 体 図

凡　　例

1　自在水栓
2　横型自在水栓
3　湯水混合水栓(上より)
4　湯水混合水栓(下より)
5　万能ホーム水栓
6　立水栓
7　アングル型止水栓
8　ストレート型止水栓
9　ジスクバルブ
10　キャッチバルブ
11　ボールタップ
12　洗濯水栓
13　小便フラッシュバルブ
14　不凍水栓柱
15　水抜栓
16　遠隔開閉器
17　電動水抜栓
18　シャワー付湯水混合水栓
19　自動単水栓
20　自動混合水栓
21　横水栓
22　カップリング付横水栓
23　カップリング付散水栓
24　手洗水栓
25　分岐水栓
26　ボールバルブ
27　逆止弁付ボールバルブ
28　ロータンク用止水栓
29　メーターユニット
30　丙止水栓
31　ボール乙止水栓
32　仕切弁
33　サドル分水栓
34　その他

施工基準様式第１３号

様式-１７

決裁	課長	主幹	課長補佐	主査・係長	主任	係

給水装置工事検査調書

所有者		検査希望日時	令和　年　月　日（　）
工事店			午前・午後　時　分
設置場所		量水器口径	mm
給水装置番号		量水器番号	ー　（指針）　㎥

完工検査調書

検査月日	令和　年　月　日	工事検査員	㊞

実施項目	検査結果	実施項目	検査結果
1　道路復旧状態		3　その他	
(1) 道路復旧状態（仮舗装・本舗装）	適　否	(1) 使用材料	適　否
(2) 残土処理	完　未	(2) 精算台帳等の対比	適　否
(3) その他（構築物破損等）	有　無	(3) クロスコネクション・ポンプ直結	有　無
2　内線工事		(4) 漏水	有　無
(1) 止水栓位置	適　否	(5) 水圧テスト（1.75Mpa→1分間）	適　否
(2) 量水器設置場所	適　否		
量水器本体取付	適　否	(6) 器具作動が適正かの確認	適　否
筐取付	適　否	(7) 給水管の防護措置	適　否
丙止水栓取付	適　否	4　精算図との対比	適　否
(3) 構築物破損状況	完　未	5　現地水圧　(Mpa)	
(4) 配管状態		6　水量　(ℓ/min)	
給水管、管径、布設延長	適　否	**総合判定　可　不可**	
給水管埋設深度	適　否		
管・異形管の接合	適　否		
栓柱取付	適　否		
受水槽の吐水口と満水面との高さ	適　否	※　本舗装確認月日（令和　年　月　日）	

改善、指示事項

※　精算時に道路復旧が未だ仮舗装の状態であれば、申込者の住所・氏名及び位置図を添付すること。　（本舗装予定日・令和　年　月　日）

様式-１８

施工基準様式第１４号

給水装置工事に係る自主検査チェックシート

寒河江市上下水道課

			給水装置番号	
令和　　年度	承認番号	給承第　　号	施工完了年月日	
給水装置工事事業者				
申請者				
工事場所				

１．書類検査

検査項目	検　査　の　内　容	確認
位置図	① 工事箇所が確認できるよう、道路、主要な建物等及び方位が記入されていること。	
	② 工事箇所が明記されていること。	
平面図及び立体図	① 方位が記入されていること。	
	② 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。	
	③ 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。	
	④ 隣接家屋の境界が記入されていること。	
	⑤ 分岐部、止水栓、メーターのオフセットが記入されていること。	
	⑥ 平面図と立体図が整合していること。	
	⑦ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。	
	⑧ 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。	
	イ) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。	
	ロ) 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。	
	(水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記)	

２．現地検査(1)

検査種別及び検査項目		検　査　の　内　容	確認
屋外の検査	1. オフセツト	・ 分岐部、止水栓、メーターの位置が正確に測定されていること。	
	2. メーター、止水栓	・ メーターは逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。	
		・ 検針、取り替えに支障がないこと。	
		・ 止水栓の操作に支障のないこと。	
		・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。	
	3. 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	
	4. 管延長	・ 竣工図面と整合すること。	
	5. 筐・ます類	・ 傾きがなく設置基準に適合すること。	
	6. 止水栓	・ スピンドルの位置が筐の中心にあること。	

3．現地検査(2)

検査種別及び検査項目		検 査 の 内 容	確認
配管	1. 配管	・ 延長、給水用具の位置が完成図面と整合すること。	
		・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。	
		・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。	
		・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。	
		・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。	
		・ クロスコネクションがなされていないこと。	
	2. 接合	・ 適切な接合が行われていること。	
	3. 管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。	
給水用具	1. 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。	
	2. 接続	・ 適切な接合が行われていること。	
受水槽	1. 吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。	
機能検査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メータ経由の確認及び給水用具の吐水口、動作状態などについて確認すること。	
耐圧試験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。	
水質の確保		・ 臭気、味、濁り → 観察により異常でないことを確認すること。	

上記事項を検査したので報告します。

令 和　 年　 月　 日

確認者　給水装置工事主任技術者(自署)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式-１９

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

申請者　名 称 等

代表者名

電話番号

個人情報外部提供申請書

個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、下記の利用の目的以外に利用しないことを誓います。

利用する業務の名称	水道給水装置工事
利用の目的	給水装置工事に必要な、民地内給水装置配置現況確認 及び給水装置工事申込書類提出のため
利用する個人情報の内容	給水装置配置　　権利関係把握 給水装置の設置場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 給水装置の所有者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 給水装置の所有者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
利用する期間	令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで

同　意　書

寒河江市長　様

下記給水装置に関する給水台帳を、外部提供することに同意します。

同意する相手方 ＿＿＿＿＿＿＿＿

給水装置設置場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

所有者　住　所

氏　名　　㊞

処理欄

1 開示の種類	全部開示　　部分開示	5 写しの交付枚数　　枚	領収印
2 開示の決定日	令和　年　月　日	6 金額　　円	
3 開示方法	閲 覧　　写しの交付	カラー　　枚	
4 通知の方法	文書通知　　口 頭	白黒　　枚	

様式-２０

令　和　　年　　月　　日

個人情報（開示・訂正・中止）請求書

寒河江市長　様

請　求　者　住　　所

（本人･代理人）　氏　　名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第７７条第１項の規定に基づき、次のとおり請求します。

<table>
<tr><td>請 求 の 区 分</td><td colspan="3">□　開示（□　閲覧　　□　写しの交付）
□　訂正（削除も含む）
□　中止（□　目的外利用　　□　外部提供）</td></tr>
<tr><td>個人情報を取り扱う事務の名称</td><td colspan="3">給 水 台 帳 閲 覧</td></tr>
<tr><td>請求に係る個人情報の内容</td><td colspan="3">宅 地 内 配 管 詳 細 図</td></tr>
<tr><td>訂正（削除）又は中止を求める内容及び理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人が請求する理由</td><td>代理人の区分</td><td colspan="2">□　法定代理人（ □　未成年者の親権者　□　成年被後見人 ）
□　本人の委任による代理人</td></tr>
<tr><td>本　人</td><td colspan="2">住所
氏名
電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※実施期間記入欄</td><td>受付年月日</td><td></td><td>担当課</td><td></td></tr>
<tr><td>添 付 書 類</td><td colspan="3">□　請求者であることを確認する書類
□　運転免許証　□　旅券　　□　健康保険証
□　年金手帳　　□　身分証明書
□　その他（　　）
□　誤りを証する書類
□　代理人の資格を証明する書類
（請求日前３０日以内に作成）
□　戸籍全部事項証明書（謄本）　□　委任状
□　その他（　　）</td></tr>
</table>

（注）１　「請求の区分」欄及び「代理人の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
２　請求者は、請求者本人であることを証明する書類を提出又は提示してください。
３　代理人による請求の場合は、請求者本人であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出又は提示してください。
４　訂正の請求をする場合は、訂正すべき事実の誤りを証明する書類等を提出又は提示してください。
５　※印の欄は、記入しないでください。

処理欄

<table>
<tr><td>１ 開示の種類</td><td>全部開示　　部分開示</td><td>５ 写しの交付枚数　　枚</td><td rowspan="4">領収印</td></tr>
<tr><td>２ 開示の決定日</td><td>令和　年　月　日</td><td>６ 金額　　円</td></tr>
<tr><td>３ 開示方法</td><td>閲覧　　写しの交付</td><td>カラー　　枚</td></tr>
<tr><td>４ 通知の方法</td><td>文書通知　　口頭</td><td>白黒　　枚</td></tr>
</table>

第１４章　条例・規程等

○　寒河江市水道給水条例

昭和37年３月30日条例第12号

改正

昭和40年３月31日条例第７号
昭和42年３月27日条例第12号
昭和45年６月23日条例第24号
昭和46年９月27日条例第23号
昭和48年12月21日条例第43号
昭和50年３月20日条例第22号
昭和51年３月23日条例第13号
昭和54年12月25日条例第38号
昭和55年３月26日条例第20号
昭和56年９月16日条例第29号
昭和57年３月27日条例第18号
昭和59年12月25日条例第25号
平成元年３月27日条例第23号
平成２年12月26日条例第28号
平成９年３月25日条例第20号
平成９年12月22日条例第34号
平成12年３月28日条例第30号
平成12年12月11日条例第47号
平成14年12月24日条例第46号
平成24年９月25日条例第29号
平成25年12月17日条例第43号
平成29年12月18日条例第27号
令和元年６月26日条例第１号
令和元年12月20日条例第29号
令和６年３月２５日条例第１６号

寒河江市水道給水条例

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　給水装置の工事及び費用（第10条―第19条）
第３章　給水（第20条―第25条）
第４章　料金及び手数料（第26条―第35条）
第５章　取締（第36条―第42条）
第６章　貯水槽水道（第43条・第44条）
第７章　雑則（第45条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、寒河江市水道事業の給水装置工事、及び費用負担、料金その他供給条件、並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　給水区域は、寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第32号）第３条第２項第１号の定めるところによる。

２　前項の給水区域内でも配水管の布設をしていないところ、又は工事の施工に支障があると認める地域には、給水しない事がある。ただし、配水管を布設していないところでも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときはこの限りでない。

（用語の定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「給水装置」とは、需用者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管、及びこれに直結する給水用具をいう。

⑵　「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。

⑶　「工事費」とは、給水装置工事の費用をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置の種類は、次のとおりとする。

⑴　専用栓　１世帯又は１個所で専用に供するもの、又は同一家屋に居住する２世帯以上で、連合使用する給水装置

⑵　共用栓　屋外に設置し２世帯以上で家庭用として共用するもの、若しくは公衆の用に供する給水装置

⑶　私設消火栓　消防の用に使用する私設の給水装置

（給水装置所有者の代理人）

第５条　給水装置の所有者が市内に住所を有しない者、又は水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を選定し、管理者たる市長に届け出なければならない。代理人に異動があつた場合もまた同様とする。

（総代人の選定）

第６条　次の各号のいずれかに該当するものは、給水装置の管理を行う総代人を選定し、管理者たる市長に届け出なければならない。総代人に異動があつたときもまた同様とする。

⑴　共用栓の使用者

⑵　その他管理者たる市長が必要と認めたもの

２　管理者たる市長は、前項により届け出された総代人を不適当と認めたときは、これを変更させることが出来る。

（家族等の行為に対する責任）

第７条　給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

（給水装置の管理）

第８条　給水装置の所有者若しくはその代理人又は使用者（以下「水道使用者等」という。）は、常に最善の注意をはらい、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、水質又は給水装置に異常があると認めたときは、直ちに管理者たる市長に届け、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

２　管理者たる市長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めたときは、修繕、その他必要な処置をすることができる。

３　前２項の修繕等に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者たる市長において特別の事情があると認めた場合は、この費用を徴収しないことができる。

４　水道使用者等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　給水装置工事を行うときは、管理者たる市長の承認を受けなければならない。ただし、法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

⑵　量水器の点検、検査、又は修繕等の障害となる建築物、工作物、若しくは物件を設置してはならない。

（給水装置器具の操作）

第９条　量水器、止水栓、仕切弁、消火栓等の操作は、当該係員のほかこれをみだりに操作してはならない。ただし、防火又はその演習の場合において警察官、消防係員、及び私設消火栓の水道使用者等が操作するのはこの限りでない。

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込）

第10条　給水装置工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者たる市長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

２　前項の申込があつた場合において、管理者たる市長が必要と認めるときは、工事施行に関する利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。

（工事の施行）

第11条　工事は、管理者たる市長又は管理者たる市長が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　特殊装置工事をしようとするときは、管理者たる市長に届出をし、その承認を得なければならない。

３　指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者たる市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者たる市長の検査を受けなければならない。

４　指定給水装置工事事業者に関する事項は、管理者たる市長が別に定める。

（構造及び材質）

第12条　給水装置の構造及び材質に関する基準は、管理者たる市長が別に定める。

（工事費の負担）

第13条　工事費は、当該工事をする者の負担とする。ただし、管理者たる市長が特に必要があると認めたものについては、管理者たる市長においてその費用を負担することができる。

（加入金）

第14条　給水装置の新設又は量水器口径を増加する改造の工事の承認を受けた者は、管理者たる市長の指定する期日までに加入金を納入しなければならない。
２　加入金は、別表第１に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。
３　納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中における設計変更により生じた差額については、この限りでない。
（工事費の算出方法）
第15条　管理者たる市長が施行する工事費は、管理者たる市長が別に定める。
（工事費の予納）
第16条　管理者たる市長が工事を施行するときは、工事申込者は、設計により算出した工事費概算額を予納しなければならない。ただし、修繕その他の場合で管理者たる市長がその必要がないと認めたときは、その限りでない。
２　前項の概算額は工事竣工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付、又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴するために要する実費に満たないときは、この限りでない。
（工事費の分納）
第17条　管理者たる市長は、給水装置工事の工事費を一時に納入することが困難な事情のある者については、本人の申請により当該年度内において、工事着手の月から３か月以内の月割による分納を承認することができる。ただし、分納の申請を提出する際には、管理者たる市長が適当と認める保証人の連署による月割納付証書を管理者たる市長に提出しなければならない。
２　月割納付の承認を得た者（以下「分納者」という。）が、分納額を納期限までに納入しないときはその承認を取消すことがある。この場合工事申込者は、工事費の未納金を即納しなければならない。
３　分納者が工事費を完納しない間に不可抗力、その他の事由により、給水装置を滅失、又はき損しても、その工事費は減免しない。
４　管理者たる市長は、分納者がその工事費を完納する見込みのないものと認めたときは、給水装置を撤去することがある。ただし、撤去物件の価格が、未納の工事費及び撤去に要した費用に比して過不足がある場合は、還付または追徴する。この場合の撤去物件の価格は、管理者たる市長が定める。
（給水装置所有権の留保）
第18条　給水装置の所有権は、工事費完納のとき申込者に帰属する。
（給水装置の変更等の工事）
第19条　管理者たる市長は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者、又は所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

第３章　給水

（給水の原則）
第20条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、異常渇水、その他公益上止むを得ない事情、及び法令、並びにこの条例の規定による場合のほか、給水の制限又は停止することはない。
２　前項の給水を制限、又は停止しようとするときは、その日時、及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。
３　第１項の規定による給水の制限、又は停止のため、使用者等に損害を生ずることがあつても、市は、その責を負わないものとする。

（量水器の設置）
第21条　給水量は、市の量水器により計量する。ただし、管理者たる市長においてその必要ないと認めたときは、この限りでない。
２　量水器は、給水装置に設置し、その位置は管理者たる市長が定める。
（量水器の貸付）
第22条　量水器は管理者たる市長が設置して、水道使用者等に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを水道使用者等に設置させることができる。
⑴　著しく大きな口径の量水器を必要とするとき。
⑵　その他管理者たる市長が必要と認めたとき。
２　前項の保管者は、善良な注意のもとに量水器を管理しなければならない。
３　量水器の保管者が、その責に帰すべき事由により、量水器を亡失し又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。
（届出）
第23条　水道使用者等は、水道の使用を開始、休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者たる市長に届け出なければならない。
２　給水装置の所有者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに管理者たる市長に届け出なければならない。
⑴　氏名又は住所に変更があつたとき。
⑵　共用栓の使用世帯主に異動があつたとき。
（私設消火栓の使用）
第24条　私設消火栓は、消火又は消防演習の場合のほかは使用してはならない。
２　私設消火栓を消防演習のために使用するときは、管理者たる市長に届出の上、立会いを求めなければならない。
３　私設消火栓の所有者は、火災の場合における公益上の使用を拒むことができない。
（給水装置及び水質の検査）
第25条　給水装置の機能、又は水質について、水道使用者等から検査の請求があつたときは、市がこれを行い検査の結果を請求者に通知する。
２　前項の検査において、特別の費用を必要とするときは、その費用を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の納付義務者）
第26条　水道使用料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。
２　共用給水装置によつて水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
（料金）
第27条　料金は、別表第２に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
（料金算定の基準）
第28条　料金は、あらかじめ管理者たる市長が定めた隔月定例日に量水器の検針を行い、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分及びその前月分をまとめて算定するものとする。この場合における使用水量は、各月均等とみなす。
（使用水量の認定）

第29条　次の各号のいずれかに該当する場合における使用水量の認定は、管理者たる市長が行う。

⑴　量水器に異常があつたとき。

⑵　量水器が設置されていないとき。

⑶　量水器の点検が不可能のとき。

⑷　漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

２　１個の量水器を使用者２名以上で使用した場合の使用水量は、各使用者均等とみなす。ただし、管理者たる市長は、使用者の申出に基づき必要と認めたときは、各使用者の使用水量を認定することができる。

（基本料金算定の特例）

第30条　月の中途において、水道使用を開始、又は使用を止めた場合の基本料金の月額は、次の各号に掲げるところによる。

⑴　使用日数が15日以下のとき、基本料金の月額の２分の１

⑵　使用日数が15日を超えるとき、基本料金の月額

２　月の中途において、量水器口径に変更があつた場合の基本料金の月額は、その使用日数の多い方によつて徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

（私設消火栓の料金）

第31条　私設消火栓からは使用料を徴収しない。ただし、演習のため使用するものにあつては１回１栓につき５分以内とし、500円を徴収する。

（料金の前納）

第32条　工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用申込みの際、管理者たる市長は使用予定水量に相当する概算料金を前納させることができる。

２　前項の概算料金は、水道使用中止の届出があつたときに精算するものとする。ただし、届出がない場合であつても、管理者たる市長において中止したと認めたときは、これを精算することができる。

（料金の納期及び徴収方法）

第33条　料金の納期は、毎徴収月の末日までとする。

２　料金は、集金、口座振替、又は納入通知書による方法により、２か月分まとめて隔月徴収する。

３　管理者たる市長は、特別の事由により必要と認めたときは、前２項の納期、徴収方法を変更することができる。

（手数料）

第34条　手数料は別表第３の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者たる市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後これを徴収することができる。

（料金手数料等の減免）

第35条　管理者たる市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第５章　取締

（給水装置の検査及び費用負担）

第36条　管理者たる市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切なる措置を指示し、又は自らこれを措置することができる。

２　前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第37条　管理者たる市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者たる市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第38条　管理者たる市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

⑴　水道の使用者が第８条第３項の修繕費、第15条の工事費、第27条の料金、又は第34条の手数料を納期限までに納入しないとき。

⑵　正規の手続を経ないで給水装置工事を行つたとき。

⑶　水道の使用者が正当の理由がなくて第28条の使用水量の計量、又は第36条第１項の給水装置の検査を拒み、又はこれを妨げたとき。

⑷　給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

（給水装置の切り離し）

第39条　管理者たる市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めた場合には、給水装置を切り離すことができる。

⑴　給水装置所有者が３か月以上所在不明で、かつ給水装置の使用者がないとき。

⑵　給水装置が、使用休止の状態にあつて、将来使用の見込みがないとき。

（督促及び督促手数料並びに延滞金）

第40条　料金、手数料その他の収入を納期限までに納付しない場合における督促状の発付、及び督促手数料、並びに延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

（過料）

第41条　市長は、次の各号のーに該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。

⑴　第８条第１項による給水装置の管理を著しく怠つた者

⑵　第10条第１項による承認を得ないで給水装置の新設、改造又は撤去した者

⑶　正当な理由がなくして第21条第２項の量水器の設置、第29条の使用水量の計量、第36条第１項の給水装置の検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

⑷　私設消火栓、止水栓及び仕切弁をみだりに操作した者

⑸　量水器の作用を妨害した者

（料金を免れた者に対する過料）

第42条　市長は、詐欺、その他不正な行為によつて第27条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第43条　水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第44条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の２の定めるところにより、その水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第７章　雑則

（この条例の施行に関し必要な事項）

第45条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者たる市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和37年４月１日から施行する。

（旧条例の廃止）

２　寒河江市上水道使用条例（昭和29年市条例第39号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現になされている承認、検査、処分又は申込み届出その他の手続きは、この条例の規定により行つたものとみなす。

４　この条例施行の際現に共用せんの組合長となつている者は、この条例第６条の規定による総代人とみなす。

附　則（昭和40年３月31日条例第７号）

この条例は、昭和40年４月１日から施行する。

附　則（昭和42年３月27日条例第12号）

この条例は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則（昭和45年６月23日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年９月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２第６号の改正規定は、昭和46年10月１日から施行する。

附　則（昭和48年12月21日条例第43号）

１　この条例は、昭和49年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の寒河江市水道給水条例第24条、第25条、第28条、第31条、第32条及び別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附　則（昭和50年３月20日条例第22号）

１　この条例は、昭和50年４月１日から施行する。

２　この条例は、昭和50年４月１日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附　則（昭和51年３月23日条例第13号）

この条例は、昭和51年５月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年12月25日条例第38号）

改正

昭和55年３月26日条例第20号

（施行期日）

１　この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の日の前日（寒河江市簡易水道事業については、昭和55年９月30日）までに申込みが受理された給水装置の新設及び量水器口径を増加する改造の工事に係る分岐料の額については、改正後の寒河江市水道給水条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　改正後の条例別表第２の規定は、昭和55年５月分の料金から適用し、同年４月分の料金については、なお従前の例による。

附　則（昭和55年３月26日条例第20号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年９月16日条例第29号）

この条例は、昭和56年12月１日から施行し、昭和57年１月分として徴収する料金から適用する。

附　則（昭和57年３月27日条例第18号）

この条例は、昭和57年４月１日から施行する。ただし、第30条及び第34条の改正規定は、昭和57年７月１日から施行する。

附　則（昭和59年12月25日条例第25号）

１　この条例は、昭和60年４月１日から施行する。

２　この条例は、昭和60年４月１日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附　則（平成元年３月27日条例第23号）

（施行期日）

１　この条例は、平成元年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

２　この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年４月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が

同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の月数は、暦に従つて計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成２年12月26日条例第28号）

１　この条例は、平成３年４月１日から施行する。

２　この条例は、施行の日以後の使用に係る水道使用料から適用し、同日前の使用に係る水道使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月25日条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

２　この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成９年４月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成９年12月22日条例第34号）

（施行期日）

１　この条例は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の日の前日までに受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月28日条例第30号）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成12年12月11日条例第47号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成14年12月24日条例第46号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月25日条例第29号）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、施行の日以後の使用に係る料金から適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

３　施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、これを各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定するものとする。

附　則（平成25年12月17日条例第43号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

２　この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年４月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成29年12月18日条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

３　施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、これを各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定するものとする。

附　則（令和元年６月26日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（水道使用料金に関する経過措置）

２　この条例の施行日前から継続して使用している水道においては、改正後の規定にかかわらず、施行日前最後に量水器の検針を行った日の翌日から起算して施行日以後最初に量水器の検針を行う日までの期間に係る水道使用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１項及び別表第３の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２５日条例第１６号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１

加入金

量水器口径	加入金の額	備考
13ミリメートル	40,000円	（１） 量水器口径を増加する改造の工事の加入金の額は、新口径に係る加入金の差額とする。 （２） 量水器口径100ミリメートルを超えるものの加入金は、管理者たる市長が別に定める額とする。
20ミリメートル	45,000円	
25ミリメートル	80,000円	
30ミリメートル	150,000円	
40ミリメートル	250,000円	
50ミリメートル	400,000円	
75ミリメートル	800,000円	
100ミリメートル	1,500,000円	

別表第２

水道使用料

種別	設置量水器１個につき１箇月		
	量水器口径	基本料金	水量料金
専用栓及び共用栓	13ミリメートル	510円	使用水量１立方メートルから10立方メートルまでの分１立方メートルにつき 130円
	20ミリメートル	1,220円	使用水量10立方メートルを超える分１立方メートルにつき 160円
	25ミリメートル	3,200円	使用水量１立方メートルにつき 160円
	30ミリメートル	6,800円	
	40ミリメートル	9,800円	
	50ミリメートル	14,500円	
	75ミリメートル	36,300円	
	100ミリメートル	61,800円	
備考	この表に表示されない量水器口径の基本料金については、管理者たる市長が別に定めた額とする。		

別表第３

１　設計手数料　管理者たる市長が設計するものについては、１工事につき設計額の３パーセント

２　設計審査手数料

（1）　新設工事　１工事につき　2,000円

（2）　上記以外の工事　１工事につき　1,500円

３　工事検査手数料

各工事共１件につき

水栓２個までの工事　300円

水栓３個又は４個の工事　600円

水栓５個以上の工事　900円

４　指定手数料

（1）　新規指定手数料　指定給水装置工事事業者１件につき　10,000円

（2）　更新指定手数料　指定給水装置工事事業者１件につき　5,000円

５　前記以外のほか、特別な手数料を要するものは、その実費額

○　寒河江市水道給水条例施行規程

昭和45年７月１日水道事業管理規程第２号

改正

昭和47年１月10日水管規程第６号
昭和48年12月25日水管規程第２号
昭和55年３月26日水管規程第７号
昭和61年４月28日水管規程第３号
平成10年３月20日水管規程第１号
平成15年１月24日水管規程第１号
平成16年３月26日水管規程第１号
平成22年３月12日水管規程第１号
平成31年３月22日水管規程第１号
令和４年７月12日上下水管規程第１号
令和６年３月２２日上下水管規程第３号

寒河江市水道給水条例施行規程

（目的）

第１条　この規程は、寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号。以下「条例」という。）第45条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（共用栓の使用）

第２条　共用栓の給水は、水道使用開始届により開栓した日から、その使用を開始したものとみなす。

（給水装置の所有権の異動及び撤去）

第３条　給水装置の所有権に異動が生じた場合は、当事者が連署の上、遅滞なく、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）に届出なければならない。

２　前項の届出の際に、前所有者の連署を得られないときは、その理由を述べて管理者たる市長の承認を得なければならない。

３　給水装置の所有者がその装置を撤去しようとするときは、管理者たる市長の指示によらなければならない。

（工事の申込み）

第４条　管理者たる市長は、条例第10条第１項の規定により申込みがあった場合には、内容を審査し適当と認めたときは、給水装置工事承認通知書により通知するものとする。

２　条例第10条第２項の規定により、利害関係人の同意書の提出を要する場合とは、次の各号に該当するときとする。

（１）　他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとするとき。

（２）　他人の給水装置から分岐しようとするとき。

（３）　その他管理者たる市長が必要と認めたとき。

（期日の指定）

第５条　条例第14条の規定による管理者の指定する期日は、量水器設置申込みの日とする。

（工事費の算出）

第６条　条例第15条の規定による工事費の算出は、次の各号に掲げるところによる。

（１）　材料費は、管理者たる市長が定める材料単価表による。

（2） 労力費は、管理者たる市長が定める労務単価表による。
（3） 道路復旧費は、道路管理者が定める道路復旧方法により、管理者たる市長が定める額とする。
（4） 間接経費は、次のとおりとする。
ア 運搬費 別に定める。
イ 安全費
(ア) 国道及び県道について
材料費、労力費（以下「直接工事費」という。）及び運搬費の合計額の100分の４以内とする。
(イ) 市道及びその他道路について
直接工事費及び運搬費の合計額の100分の３以内とする。
(ウ) 宅地内について
直接工事費及び運搬費の合計額の100分の２以内とする。
ウ 現場管理費 直接工事費、運搬費及び安全費の合計額の100分の11以内とする。
エ 一般管理費 直接工事費、運搬費、安全費及び現場管理費の合計額の100分の13以内とする。
オ 設計費 直接工事費、運搬費、安全費、現場管理費及び一般管理費の合計額の100分の３とする。
カ 道路使用申請料 別に定める。
２ 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
３ 前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者たる市長が別に定める。
（給水制限、停止の予告）
第７条 条例第20条第２項の規定により、給水の制限又は停止しようとするときは、広報車、文書及び口頭をもつて予告する。
（給水量の認定）
第８条 条例第29条第１項の規定による給水量の認定は、次の各号に定めるところによる。
（1） 量水器に異常があつたときは、量水器取替後の使用量を基準として日割計算により、異常があつた期間の使用数量を認定する。
（2） 量水器が設置されていないとき、又は漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、使用数量を認定する月の前２か月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。
２ 同条第２項ただし書の規定の場合は、使用者の業態、家族数、用途別又は各使用水量等を考慮して認定する。
（料金）
第９条 水道使用の休止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも条例第27条の規定による料金を納入しなければならない。
２ 料金納入後において料金算定に錯誤があつたときは、翌月以後の料金納入の際に過不足額を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は休止した者の料金については、速やかに過不足額を精算する。
（料金算定の特例）

第10条　条例第30条第１項の規定による量水器の点検ができないときの料金の算定は、次の各号に定めるところによる。

（１）　その月の15日以前のときは、前月分の料金の２分の１の額

（２）　その月の15日以後のときは、前月分の１か月分の料金の額

（料金、手数料の減免）

第11条　条例第35条の規定による料金、手数料の減免を受けようとする者は、その理由を記載して管理者たる市長に申請しなければならない。ただし、管理者たる市長がその必要はないと認めた場合は、この限りではない。

（給水装置、量水器の点検、集金職員等の身分証明）

第12条　量水器の点検又は給水装置、給水状況の検査及び水道使用料金等の集金に従事する職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第13条　条例第44条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（１）　次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア　水槽の掃除を年１回、定期に行うこと。

イ　水槽の点検を行うなど有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（２）　前号の管理に関し、年１回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

（届出等の様式）

第14条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

（１）　条例第４条第３号の規定による私設消火栓設置申請書　様式第１号

（２）　条例第５条の規定による代理人の届出書　様式第２号

（３）　条例第６条の規定による総代人の届出書　様式第３号

（４）　条例第10条第１項の規定による給水装置工事申込書　様式第４号

（５）　条例第10条第１項の規定による給水装置工事承認通知書　様式第４の２号

（６）　条例第11条第２項の規定による給水特殊装置工事申請書　様式第５号

（７）　条例第17条第１項の規定による月割納付申請書　様式第６号

（８）　条例第17条第１項の規定による月割納付証書　様式第７号

（９）　条例第22条第１項の規定による量水器保管証書　様式第８号

（10）　条例第23条の規定による届出書

ア　水道使用開始届（新設、再開始のとき。）　様式第９号

イ　水道使用休止・廃止届（休止、廃止のとき。）　様式第10号

ウ　所有者又は使用者の異動のとき　様式第11号

(11)　条例第24条第２項の規定による消火栓の使用届　様式第12号
(12)　条例第25条第１項の規定による検査請求書　様式第13号
(13)　条例第32条の規定による臨時栓使用届　様式第14号
(14)　第12条の規定による身分証明書　様式第15号

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和45年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程施行前に寒河江市水道給水条例施行規則（昭和37年市規則第３号）の規定により、届出、請求、各工事の申込み、認定及びその他の行為で、この規程中相当する規定があるものは、この規程の規定によりなされたものとみなす。

附　則（昭和47年１月10日水管規程第６号）

（施行期日）

１　この規程は、昭和47年１月20日から施行する。

（様式の読替規定）

２　この規程による改正後の寒河江市水道給水条例施行規程の様式中「寒河江市長」とあるのは「寒河江市水道事業管理者の権限を行う寒河江市長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（昭和48年12月25日水管規程第２号）

この規程は、昭和49年１月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月26日水管規程第７号）

この規程は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年４月28日水管規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、昭和61年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の寒河江市水道給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後に受付する給水装置申込みの工事から適用し、同日前に受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附　則（平成10年３月20日水管規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の寒河江市水道給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後に受付する給水装置申込みの工事から適用し、同日前に受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附　則（平成15年１月24日水管規程第１号）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月26日水管規程第１号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月12日水管規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寒河江市水道給水条例施行規程の様式に基づき提出された申込み及び届出は、この規則による改正後の寒河江市水道給水条例施行規程の規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成31年３月22日水管規程第１号抄）

（施行期日）

１　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月12日上下水管規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２２日上下水管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行する。

○　寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

昭和50年３月27日水道事業管理規程第４号

改正

平成９年９月30日水管規程第２号
平成15年１月24日水管規程第２号
平成31年３月22日水管規程第１号
令和２年３月30日水管規程第１号

寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）第12条に規定する給水装置の構造及び材質の基準を定めることを目的とする。

（構造基準）

第２条　給水装置には、給水管並びにこれに連結する分水栓、止水栓、給水栓、量水器及びこれらに附属する用具を備えるものでなければならない。

（給水方式）

第３条　給水方式は通常本市上水道の水圧で直接給水することを原則とする。ただし、一時に多量の水を使用するとき、又は著しく水圧に影響を及ぼすおそれのある個所、その他必要がある場合は、適当な個所に受水タンクを設けこれより給水しなければならない。

（工事の設計範囲）

第４条　給水装置工事の設計は、直接給水するものは最下流部の給水用具まで、受水タンクを設けるものは、受水タンクの流出口までとする。

（給水管の口径）

第５条　給水管の口径は、その用途別使用水量と同時使用率等を考慮して定め、使用水量に比し著るしく過大であつてはならない。

２　給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径より小さいものとする。

３　給水管は、配水管の計画最低水圧時においても、その所要水量を供給できるだけの口径を有するものでなければならない。

（構造及び材質）

第６条　給水装置に使用する給水管、分水栓、止水栓、給水栓、その他付属器具の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第６条に定める基準に適合するものでなければならない。

（給水管の種類）

第７条　給水管は、令第６条に定める基準に適合するものでなければならない。

（給水管の埋設）

第８条　給水管は、道路の端までは原則として配水管にほぼ直角となるよう埋設しなければならない。

２　給水管を道路の側溝又は開渠を横断して布設する場合は、川底より0.30メートル以上下部に埋設することとし、現場の事情により止む得ず開渠に添架する場合は、流水を妨たげないようにし、「さや管」を用い、かつ凍結防止を施さなければならない。

３　給水管の埋設深度は、給水管の頂部と路面との距離が、公道内では当該給水管を設ける道路の舗装の厚さに0.30メートルを加えた値（当該値が0.60メートルに満たない場合には、

0.60メートル）以上、私道内では0.60メートル以上、宅地内では0.45メートル以上を標準としなければならない。

４　給水管を埋設する際は公道内では管の上部0.30メートルは砂で胴締めを行いその上に砕石を原則として厚さ0.30メートルを超えない層ごとに十分締固めをし、宅地内では砂及び良質な土砂で十分締固めをして、埋戻しをしなければならない。

（給水管の保護）

第９条　給水管の保護は、次の各号の方法によらなければならない。

（1）　給水管を埋設した後において衝撃を受ける恐れがあると認められる個所には、必ず防護施設をすること。

（2）　地上立上り部分や露出部分等凍結の恐れのある箇所については、給水管に防寒措置を施し、必要に応じて給水管の地中又は下方に水抜せん等の排水装置を設けること。

（3）　給水管が酸、アルカリ等によつておかされる恐れのある箇所に布設するときは、給水管に防食措置を施すこと。

（4）　電食の恐れのある箇所に金属性の給水管を布設するときは、電食防止上適切な措置をすること。

（給水管の分岐）

第10条　分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じた、分水栓、サドル付分水栓、割Ｔ字管又はチーズ、Ｔ字管を用いなければならない。

２　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の分岐位置から0.30メートル以上離れていなければならない。

（止水栓及び仕切弁）

第11条　給水装置には、宅地内に止水栓、仕切弁を取付けなければならない。ただし、止むを得ない事情のある場合には道路部分の端とし、交通その他安全と認められるところに取付けなければならない。

２　給水管からさらに給水管を分岐して給水装置を設けるときは、各量水器の流入口側に１個の止水栓、又は仕切弁を必ず設けなければならない。

３　１本の給水管に多数の支せん装置があるときは、なるべく要所に止水装置をなし、止水区域を設けなければならない。

４　工事現場又はその他の都合により、止水栓、仕切弁以外の弁類をもつて取付ける必要がある場合は、管理者の承認を得なければならない。

（量水器の設置）

第12条　量水器は、給水管と同径のものを使用し、給水せんより低位に、かつ水平に設置しなければならない。

２　量水器の設置個所は、敷地内の点検しやすく乾燥して汚水の入り難く、かつ損傷のおそれのない個所を選定して設置しなければならない。

（消火栓）

第13条　消火栓は、地上式及び地下式を問わず、何れも放水口金具は町野式を使用し、また消火栓の取口には、仕切弁を取り付けなければならない。

（きよう類）

第14条　量水器、止水栓、仕切弁等を地中に埋設するときは、これを保護するためきようを取付けなければならない。

（危険な接続等）

第15条　給水装置は、次の各号の要件を備えたものでなければならない。

（1）　給水管を水撃作用が生ずる恐れのある給水用具に直結するときは、水撃防止措置を講じなければならない。

（2）　給水管には、市営水道以外の水管及びその他汚染の原因となる恐れのあるものと直結しないこと。

（3）　浄水を入れ、又は受ける用具及び施設は流入口を落し込みとし、満水面と流入口の間隔は、令第６条に定める基準に適合しなければならない。

（4）　洗浄弁又は便器を使用するときは、完全な逆流防止装置を設けること。

（5）　給水管中に空気の停滞を生ずるおそれのある個所には、これを排除する装置を設けること。

（6）　給水装置の末端には、停滞水を生じない設備であること。

（給水管及び給水用具の指定）

第16条　管理者は、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、配水管に給水管を取り付ける工事及び取付口から量水器までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

（規程に対する疑義）

第17条　この規程に疑義あるときは、管理者の解釈によるものとする。

附　則

１　この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

２　寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（昭和37年訓令第１号）は、廃止する。

附　則（平成９年９月30日水管規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成９年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程は、施行日以後に申し込みがあった工事から適用し、施行日前に申し込みがあった工事については、なお、従前の例による。

附　則（平成15年１月24日水管規程第２号）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月22日水管規程第１号抄）

（施行期日）

１　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月30日水管規程第１号抄）

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。（後略）

○　寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程

平成10年３月20日水道事業管理規程第２号

改正

平成12年３月28日水管規程第１号
平成20年９月19日水管規程第２号
令和元年９月27日水管規程第１号
令和２年３月30日水管規程第１号
令和６年４月１日上下水管規程第７号

寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号。以下「条例」という。）第11条第４項の規定により、寒河江市水道指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

第２章　寒河江市水道指定給水装置工事事業者の指定等

（指定及び指定の基準等）

第２条　水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）は、条例第２条第１項に規定する給水区域（以下「給水区域」という。）において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を、指定工事業者として指定をすることができる。

２　管理者たる市長は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認められるときは、前項の指定をしなければならない。

（1）　給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに、第10条第１項の規定により給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）として選任されることとなる者を置く者であること。

（2）　次に定める機械器具を有する者であること。

ア　管の切断用の機械器具
イ　管の加工用の機械器具
ウ　管の接合用の機械器具
エ　水圧テストポンプ

（3）　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ　水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
エ　第６条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

３　第１項の指定の有効期間は、指定工事業者として指定を受けた日から５年以内とする。

（指定及び更新指定の申請）

第３条　前条第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　指定工事業者として指定を受けようとする者又は指定有効期間満了に際し、引き続き指定工事業者の指定（以下「更新指定」という。）を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１号）に次の各号の事項を記載し、管理者たる市長に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員等の氏名

（２）　事業所の名称及び所在地並びに第10条第１項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

（３）　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

（４）　事業の範囲

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　前条第２項第３号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第２号）

（２）　法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し

（３）　前２号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（指定工事業者証の交付）

第４条　管理者たる市長は、第２条第１項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に寒河江市水道指定給水装置工事事業者証（様式第３号。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

２　指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第６条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者たる市長に返納するものとする。

３　指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第７条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者たる市長に提出するものとする。

４　指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

５　前条第２項の規定による更新指定の申請があった場合において、指定有効期間満了の日までにその申請に対し決定がなされないときは、従前の指定は、指定有効期間満了後もその決定がされるまでの間は、その効力を有するものとする。

６　前項において、更新指定の決定がされたときは、その指定有効期間は、従前の指定有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更等の届出）

第５条　指定工事業者は、次に掲げる事項に変更のあったときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者たる市長に届け出なければならない。

（１）　事業所の名称及び所在地

（２）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（３）　主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第４号）に次の書類を添えて管理者たる市長に提出しなければならない。

（1）　前項第２号の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し

（2）　前項第３号の変更の場合には、第２条第２項第３号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第２号）及び身分証明書

３　指定工事業者で事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第５号）により管理者たる市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第６条　管理者たる市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第２条第１項の指定を取り消すことができる。

（1）　不正の手段により、第２条第１項の指定を受けたとき。

（2）　第２条第２項各号に適合しなくなったとき。

（3）　第３条第２項の規定による更新申請が、指定有効期間内に行われなかったとき。

（4）　前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（5）　第10条各項の規定に違反したとき。

（6）　第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

（7）　第15条の規定による管理者たる市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

（8）　第16条の規定による管理者たる市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

（9）　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

（指定の停止）

第７条　前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、管理者たる市長は、指定の取消しに替えて、６月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

（指定等の公示）

第８条　管理者たる市長は、次の各号に該当するときは、その都度公示するものとする。

（1）　第２条第１項の規定により、指定工事業者を指定したとき。

（2）　第５条第３項の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

（3）　第６条の規定により、指定工事業者の指定を取り消したとき。

（4）　前条の規定により、指定工事業者の指定を停止したとき。

（工事の施行範囲）

第９条　管理者たる市長は、必要ある場合指定工事業者の工事の施行範囲を指定することができる。

第３章　給水装置工事主任技術者

（主任技術者の選任等）

第10条　指定工事業者は、第２条第１項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

２　指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。

３　指定工事業者は、前２項により主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第６号）により、遅滞なくその旨を管理者たる市長に届け出なければならない。

４　指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

（主任技術者の職務等）

第11条　主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

（１）　給水装置工事に関する技術上の管理

（２）　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

（３）　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、寒河江市水道給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和50年水道事業管理規程第４号。以下「構造及び材質に関する規程」という。）に適合していることの確認

（４）　給水装置工事に関し、管理者たる市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ　次条第２号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ　給水装置工事を完了した旨の連絡

２　給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第４章　指定給水装置工事事業者の義務

（事業の運営に関する基準）

第12条　指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

（１）　給水装置工事ごとに第10条第１項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第１項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

（２）　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

（３）　前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者たる市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

（４）　主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

（5） 次に掲げる行為を行わないこと。

ア　構造及び材質に関する規程に適合しない給水装置を設置すること。

イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

（6） 施行した給水装置工事ごとに、第１号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

ア　施主の氏名又は名称

イ　施行の場所

ウ　施行完了年月日

エ　主任技術者の氏名

オ　しゅん工図

カ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ　前条第１項第３号の確認の方法及びその結果

（工事の申込及び設計審査）

第13条　指定工事業者は、条例第10条の規定による工事の申込みを委任された場合は、条例第11号第３項に規定する設計審査を受けるため、同審査に係る給水装置工事申込書を管理者たる市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（工事検査）

第14条　指定工事業者は、条例第11条第３項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る完了届により管理者たる市長に提出しなければならない。

２　指定工事業者は、検査の結果手直しを求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者たる市長の検査を受けなければならない。

（主任技術者の立会い）

第15条　管理者たる市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置工事の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第１号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第16条　管理者たる市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（名簿の備付）

第17条　管理者たる市長は、指定給水装置工事事業者名簿（様式第７号）を備え付け、必要な事項を記載し、常に整備するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

（改正前の寒河江市水道工事指定店に関する規程に基づく水道工事指定店に対する経過措置）

第２条　改正前の寒河江市水道工事指定店に関する規程（以下「改正前の規程」という。）により指定を受けている水道工事指定店は、改正後の寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第２条第１項の適用については、平成10年４月１日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、改正後の規程第２条第１項の指定を受けた者とみなす。

２　改正前の規程により指定を受けている寒河江市水道工事指定店が、平成10年４月１日から90日以内に、次の各号に定める事項を管理者たる市長に届け出たときは、改正後の規程第２条第１項の指定を受けた者とみなす。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（２）　法人である場合には役員の氏名

（３）　事業の範囲

（４）　事業所の名称及び所在地

３　前項の届出は、改正水道法附則第２条第２項の届出に関する省令（平成９年厚生省令第60号）により定められた届出書（様式第８号）で行うものとする。

４　前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録済証明書を添えなければならない。

５　第２項の届出を行う寒河江市水道工事指定店は、届出と同時に改正前の規程に基づく寒河江市水道工事指定店証を管理者たる市長に返納しなければならない。

６　管理者たる市長は、第２項の届出の受理後、速やかに、改正後の規程第４条第１項に定める指定工事業者証を交付する。

７　第２項の規定により、改正後の規程第２条第１項の指定を受けた者とみなされた者についての改正後の規程第６条の適用については、平成10年４月１日から１年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第１号から第３号又は第５号から第８号まで」と、同条第２号中「第２条各号」とあるのは、「第２条第２項又は第３号」とする。

８　第２項の規定により、改正後の規程第２条第１項の指定を受けた者とみなされた者について、改正後の規程第12条を適用する場合においては、平成11年３月31日までの間、同条第１号、第４号及び第６号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は改正前の規程による水道工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格を有する者」とする。

（改正前の規程に基づく責任技術者に対する経過措置）

第３条　平成10年３月31日において次の各号の一に該当する者は給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成８年厚生省令第69号）附則第２条第１項に定める経過措置の適用並びに前条第８項に定める経過措置の適用にあたり、改正前の規程による責任技術者の資格を有するものにあたるとみなす。

（１）　改正前の規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者

（２）　改正前の規程に規定する責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者

（３）　その他管理者たる市長が前号の者に相当すると認める者

附　則（平成12年３月28日水管規程第１号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月19日水管規程第２号）

この規程は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（令和元年９月27日水管規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月30日水管規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の施行の際現にこの規程による改正前の寒河江市指定給水装置工事事業者に関する規程により指定を受けている指定工事事業者の有効期間については、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）附則第３条の規定により、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）第４条で定める期間とする。

附　則（令和６年４月１日上下水管規程第７号）

この規程は、公布の日から施行する。

○　寒河江市水道使用水量の認定に関する要綱

寒河江市水道使用水量の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、寒河江市水道給水条例（昭和３７年市条例第１２号）第２９条第１項及び寒河江市水道給水条例施行規程（昭和４５年水道事業管理規程第２号）第８条第１項の規定に基づき、使用水量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　「検針水量」とは、メーターを検針して得た水量をいう。

（２）　「平均水量」とは、使用水量を認定する月の前１２月以内又は前年同期における使用水 量の平均その他の事実を考慮した水量をいう。

（認定する使用水量の算出方法）

第３条　漏水の場合の認定使用水量は、検針水量から次条に規定する軽減基準に基づいて算出した軽減する水量を差し引いた水量とする。

２　メーター異常の場合の認定使用水量は、メーター取替え後の使用水量を基準として、日割計算により、使用水量を算出するものとする。

３　障害物等によりメーター検針が不可能な場合の認定使用水量は、当該月を含む平均水量より認定し、使用水量を算出するものとする。

４　メーター検針をしない月の場合の認定使用水量は、前項に準じ認定し、次回の検針により精算する。

（軽減基準）

第４条　給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が管理する給水装置で、平均水量を超える水量があったと認められるときの軽減する水量の算出基礎となる軽減基準は次のとおりとする。ただし、認定使用水量は、平均水量の２倍を限度とする。

（１）　床下や地下漏水等のため、発見が困難と認められる場合は、検針水量から平均水量を差引いた水量の７０％の水量を軽減する。

（２）　地下埋設等の漏水で水が表面に表れ、漏水箇所の発見が容易と認められる場合は、検針水量から平均水量を差引いた水量の５０％の水量を軽減する。

（３）　漏水が２回目以降の場合は、検針水量から平均水量を差引いた水量の２０％の水量を軽減する。ただし、２回目以降とは、漏水発生から過去５年以内に漏水があった場合とする。

（認定期間）

第５条　認定期間は、連続した６月までとする。ただし、認定した期間及び認定した水量の料金を精算した月を１月とみなす。

（軽減適用除外）

第６条　所有者等が管理する給水装置で、次の各号のいずれかに該当するときは、水量の軽減措置の対象としないものとする。

（１）　漏水の修理工事が寒河江市指定給水装置工事事業者によって行われないもの

（２）　給水装置の２次給水側からの漏水並びに給水栓、立ち上がり部分及び水洗便所のボールタップ等（別表）で注意すれば漏水を確認できるもの

（3） 故意によるもの
（4） 新設、改造工事施工後又は及び同一箇所の漏水修理後１年以内のもの
（5） 漏水箇所が特定できないもの。ただし、次の場合は含めない。
ア 漏水している範囲は特定しているものの、修理費が高額になるため、修理せずに給水装置を移設替えした場合
イ 給水装置が古いため、布設替えした場合
ウ 漏水している箇所を特定するのが困難なため、漏水をしていると思われる箇所を含む全ての給水装置を交換した場合
（6） 漏水修理を怠り、所有者等の都合で修理を延期したもの
（7） 漏水修理後、軽減申請を怠り１８０日以上を経過したもの

（軽減申請）

第７条 所有者等が軽減申請をするときは、軽減申請書を市長に提出しなければならない。

２ 漏水の場合は、漏水箇所の修理及び修理後の写真など漏水箇所を証明できる資料を提出しなければならない。

３ 廃止による軽減の申請があった場合は、使用者立会いによる市の調査後、第４条の適用を決定する。

（軽減の特別認定）

第８条 市長は、使用水量の認定に関し特別の事情があると認めたときは、別に軽減措置を講ずることができる。

附 則

この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。

（別表）

給水栓の種類

区　　分	種　　類
単 独 水 栓	横水栓
	胴長横水栓
	立水栓
	吐水口回転型横水栓
	吐水口回転型立水栓
	自在水栓 台付き自在水栓 横型自在水栓
	小便器洗浄水栓 衛生水栓
	カップリング付き横水栓 散水栓
	横型グースネック水栓 立型グースネック水栓 壁付き化学水栓 台付き化学水栓
湯水混合水栓	壁付き湯水混合水栓
	台付き湯水混合水栓 台付き自在湯水混合水栓 洗面器用コンビネーション 浴槽用コンビネーション湯水混合水栓 埋込型湯水混合水栓
シ ャ ワ ー 式 湯水混合水栓	壁付きハンドシャワー式湯水混合水栓 壁付きハンドシャワー式シャワーバス水栓 台付きハンドシャワー式シャワーバス水栓 埋込型シャワーバス水栓 埋込型シャワー水栓
止　水　栓	アングル形止水栓 ストレート形止水栓
	腰高止水栓
ボールタップ	横型ボールタップ
	横型ロータンクボールタップ 立型ロータンクボールタップ

◎使用水量の認定に関する軽減基準一覧表

第４条

項目	漏　水　内　容	軽減率	限度	認定期間	要件等
（1）	床下や地下漏水等のため、発見が困難と認められる場合	70%	認定使用水量は平均水量の2倍を限度	最大６ヶ月	ー
（2）	地下埋設等の漏水で水が表面に表れ、漏水箇所の発見が容易と認められる場合	50%		〃	ー
（3）	漏水が2回目以降の場合	20%		〃	過去５年以内に漏水がある場合

◎軽減基準概念図

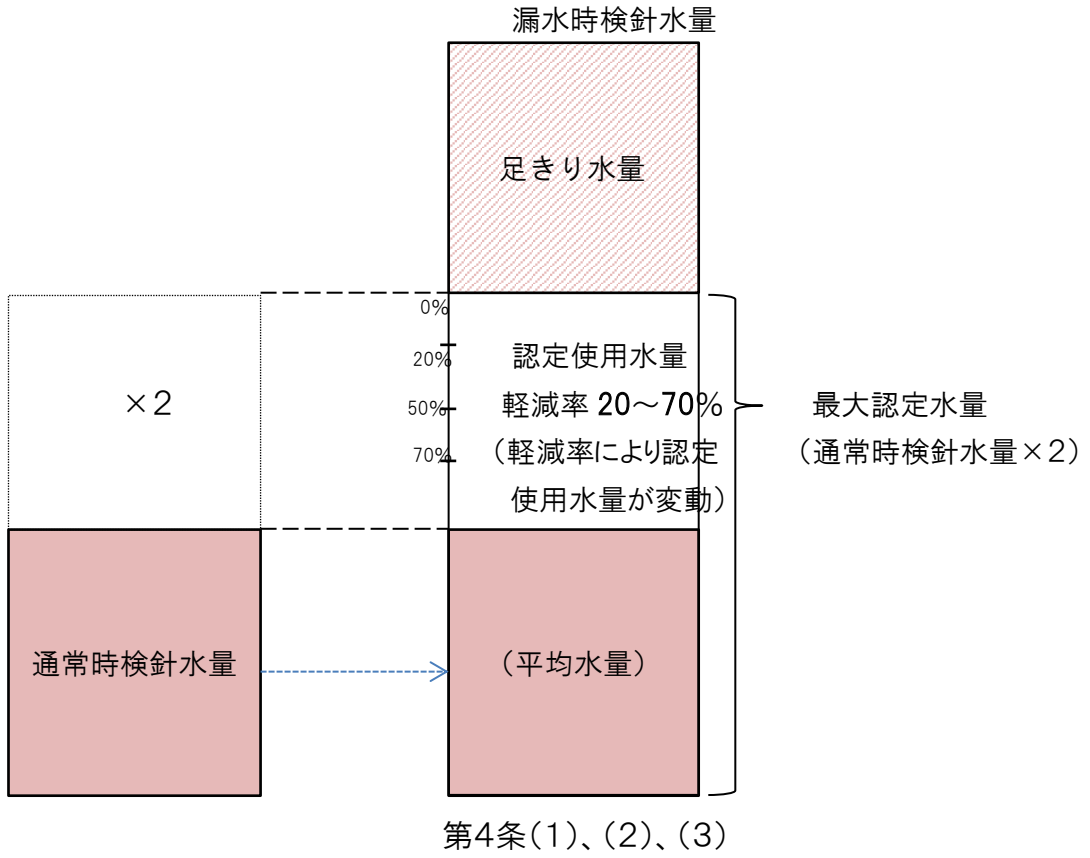

課　長	主　幹	補　佐	主査・係長	主　任	係

軽　減　申　請　書

令和　　年　　月　　日

寒河江市長　様

住　所

氏　名

次のとおり使用水量の軽減を受けたいので、市水道使用水量の認定に関する要綱第７条の規定により申請します。

記

１．漏水を発見した経過（いつ、どのようにして）

２．漏　水　原　因

３．漏　水　場　所

４．修理した水道指定給水装置工事事業者名

５．修理年月日

令和　　年　　月　　日

６．そ　の　他

課　長	主　幹	補　佐	主査・係長	主　任	係

専番　〔　　〕

漏　水　伝　票

氏　　名	
住　　所	
修理受付日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分
修理完了日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分
修理完了時指針	㎥
メーター番号	－
メーター口径	φ　　㎜
1分当たり漏水量	リットル/分
漏水原因	

上記のとおり漏水報告します。

令和　　年　　月　　日

修理工事指定給水装置工事事業者

名　　称

代表者氏名　　印

漏　水　確　認　票

検針順序	－	－	
氏　　名			
漏水箇所詳細			
職員立会い	有　・　無		
漏水原因に対する見解			
修繕の状態	完　・　未		
前回当該漏水箇所の給水装置工事検査実施の有無	有　・　無	検査年月	年　　月

上記のとおり当該漏水を確認しました。

令和　　年　　月　　日

寒河江市上下水道課

職氏名　　印

※ 軽減申請に際し、本書に位置図・平面図・修繕工事写真（修繕前の漏水箇所、漏水状況及び修繕完了時の状況を撮影したもの）を必ず添付ください。